

外国人 生活相談の 手引き 《改訂版》

外国人総合相談センター埼玉



発行：埼玉県／(財)埼玉県国際交流協会

はじめに

日本国内における外国人登録者数は、2008年の約221万7千人をピークに減少傾向にあります。今後もますます海外とのかかわりが増えることから、中長期的には増加するものと考えられます。

埼玉県においては、2010年末には12万3,137人、人口比では約1.7%、県民の約58人に1人が外国人という状況で、これは10年前の81,898人(2000年末)と比べると、約1.5倍の増加となっています。全国的に見ると、外国人登録者数は都道府県で第5位の多さです。また、県内在住外国人の出身国は、149か国と幅広く、言語や生活習慣の違いなどを背景とした課題は複雑化かつ多様化しています。

そのため、日本人と外国人住民が互いの文化的違いを認め合い、地域社会を支える担い手として共に生きる多文化共生社会づくりを一層推進することが必要です。

このような状況の中、埼玉県では(財)埼玉県国際交流協会とともに、「外国人総合相談センター埼玉」を設置し、毎週月曜日から金曜日の毎日、午前9時から午後4時まで、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語の8言語、及び「やさしい日本語」で外国人の生活相談に対応しています。

外国人の増加に伴い、相談件数は増加しており、2010年度の相談件数は、5,283件と、2006年度の2,176件に比べ、約2.4倍にもなっています。相談内容は、外国人の定住化傾向も相まって、在留資格や帰化、仕事又は労働、医療、福祉又は年金、婚姻、離婚、子育て、教育、住まいに関する相談など多岐に渡っています。複雑化・深刻化する相談に対応するために、同センターでは、専門機関と連携をとり、法律・出入国・労働の専門相談も行っています。

本書は、これまで外国人総合相談センター埼玉に寄せられた相談事例をもとに、現場ですぐに活用できるよう、外国人相談業務従事者の視点から構成を整え、「手引き」としてまとめたものです。

この「手引き」が、市町村、NGOをはじめ、各関係機関で外国人相談に携わる皆様の日々の業務の一助になるとともに、県内の外国人相談体制の一層の拡充に向け、その一翼を担えれば幸いです。

埼玉県
(財)埼玉県国際交流協会

もくじ

第1部

I. 日本に滞在するためには

- ① 在留手続など 3
- ② 外国人住民に係る住民基本台帳制度 5
- ③ 永住者・定住者の在留資格 7
- ④ 配偶者の在留資格 8
- ⑤ 留学の在留資格 9
- ⑥ 家族滞在の在留資格 10
- ⑦ 帰化 11
- ⑧ 退去強制 12
- ⑨ 再入国許可 14

II. 日本で生活するには

- ① 引越すときの手続は 19
- ② 家やアパートを借りるときには 21
- ③ 日本で自動車を運転するには 22
- ④ 日本で働くためには 24
- ⑤ その他、日本で生活するためには 27
- ⑥ 病院に行くときは 29

III. 日本で子どもが生まれたら

- ① 外国人両親の場合 33
- ② 日本人&外国人の両親の場合 35
- ③ 日本の戸籍制度について 36

第2部

知っておきたい対応事例

- ① 無国籍者でも海外旅行に行けますか
～旅券(パスポート)が取れません～ 41
- ② 在留資格の更新はできますか
～身元保証人である父親から暴力を受けている子どもの在留資格の更新～ 42
- ③ 日本での離婚が母国では認められません 43
- ④ 年金を一括でもらいたい 44
- ⑤ もう日本では働けないのでしょうか 45

第3部

相談お役立ち情報

- ① 関係する制度 51
- ② 各種証明書・手続 93
- ③ 関係機関 125
 - ・ 区分表 181
- 在留資格一覧 182
- 外国人の生活ガイド目次(参考) 186

利用にあたって

○ 加除式(さしかえ式)の採用

本書は、埼玉県 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d06/>) 及び(財)埼玉県国際交流協会 (<http://www.sia1.jp/>) のホームページで更新していきます。お手持ちのファイル等に綴じて、そのつどダウンロードして、差し替えてください。

○ 埼玉県外国人の生活ガイドの併用

本書には、埼玉県のホームページに掲載している「外国人の生活ガイド」の対応箇所を掲載しています。本書は、外国人相談に特に必要とされる情報に絞って掲載していることから、日本人と共通する生活上の相談については、「外国人の生活ガイド」(埼玉県が、外国人住民のために作成し、6言語でHP上に公開しています)を併せて活用してください。

※埼玉県 HP から、「外国人の生活ガイド」で検索

| | |
|---|--------------------|
| http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549429.zip | 日本語 (一括) |
| http://www.pref.saitama.lg.jp/site/chinese-top/index.html | 中国語 (中文) |
| http://www.pref.saitama.lg.jp/site/korean-top/index.html | 朝鮮・韓国語 (한글) |
| http://www.pref.saitama.lg.jp/site/portugues-top/index.html | ポルトガル語 (Português) |
| http://www.pref.saitama.lg.jp/site/espanol-top/index.html | スペイン語 (Español) |
| http://www.pref.saitama.lg.jp/site/english-top/index.html | 英語 (English) |

作成時点 : 2013年4月1日

第1部

I. 日本に滞在するためには

《日本に滞在するためには》

日本に滞在している外国人の皆さんは、様々な在留に関する手続が必要です。例えば、空港や入国管理局で在留カードの交付を受け、市区町村で住居地の届出を行わなければなりません。どのような場合に、どのような手続を、どこですればよいのかという相談が多く寄せられます。

ここでは一般的な相談に必要な情報に絞って、まとめました。

※平成24年7月9日(月)に新しい在留管理制度が導入されました。

詳細は以下の東京入国管理局ホームページで確認してください。

新しい在留管理制度がスタート http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

① 在留手続など

在留資格は、外国人が日本に在住するための資格や身分のことで、27種類に分類されています。原則として、その許可された在留資格以外の活動を行うことはできません。

許可された在留資格に定められていない、収入を伴う事業を運営したり、報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動の許可を受けなければなりません。資格外活動の許可を受けずに就労活動をした場合は、不法就労となり、処罰や国外退去強制の対象となります。

※巻末表参照(182頁)

●在留資格の種類

- 1) 収入を得たり、報酬を受けることができる在留資格
外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習
- 2) 収入を得てはいけない在留資格
短期滞在、文化活動、留学、研修、家族滞在
- 3) 個々の事例による在留資格
特定活動(法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動)
- 4) 日本における活動に制限のない在留資格
永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

●短期滞在及び長期滞在者の在留期間

その資格に応じて、在留資格一覧表(巻末182頁)のとおり期間が定められています。

在留期間を更新することなしに期間を超えて日本に在住すると、不法残留(オーバーステイ)となります。在留期間が切れる前に必ず更新手続を行う必要があります。

●在留期間更新手続について:

申請人が必要書類、旅券及び在留カードを持って、居住地を管轄する地方入国管理局で手続を行います。なお、必要書類は在留資格により異なります。

●在留カード

在留カードは、平成24年7月9日以降、日本人住民と同様に住民基本台帳に登録される人(3か月を超えて在留する中長期在留者などに該当する人)に対し、それまで市区町村が交付していた外国人登録証明書に代わって法務省入国管理局から交付されるものです。

在留カードには、氏名／生年月日／性別／国籍・地域／住所／在留資格／在留期間及び在留期間の満了の日／許可の種類及び許可年月日／在留カード番号／交付年月日及び有効期間の満了の日／就労制限の有無等が記載されます。

これまでの外国人登録証明書を、すぐに「在留カード」に切り替える必要はありません。(これまでの外国人登録証明書が「みなし在留カード」として取り扱われます。)※参照(5頁)

在留カードは、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等により中長期在留者に該当する人に対して交付されるため、原則として、それらの許可処分を行う地方入国管理局で交付されます。

なお、改正入管法が施行された平成24年7月の時点では、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港で交付していますが、それ以外の空海港では上陸許可の際に在留カードを交付せず、中長期在留者の方が入国後に市区町村に届け出た住居地あてに在留カードを簡易書留で郵送しています。

在留カードは常時携帯することが必要で、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。ただし、16歳未満の人については、在留カードの常時携帯義務が免除されていますので、常時携帯する必要はありません。

なお、在留カードを所持していない外国人住民が国民健康保険、介護保険、国民年金、教育、各種手当等の行政サービスを受けることを希望している場合は、それぞれの行政サービスを担当している役所又は最寄りの市区町村役場に照会し、ご案内ください。

●みなし再入国許可

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。(この制度を「みなし再入国許可」といいます。)出国する際には、在留カードの提示が必要です。

みなし再入国許可により出国すると、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われます。

また、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持していれば、みなし再入国許可の適用を受けることができます。

● 手続と相談窓口

日本在留に関する手続は、居住地を管轄する地方入国管理局で行います。埼玉県は、東京入国管理局の管轄区域にあり、埼玉県在住外国人は、東京入国管理局か、東京入国管理局さいたま出張所で手続ができます。また、相談窓口も設置されています。

※入国管理局で行う手続や許可の種類

在留期間更新、在留資格変更、在留資格取得、資格外活動許可、証明書の交付、再入国許可書、永住・定住の申請、在留資格認定証明書の交付

<相談窓口>

- * 東京入国管理局さいたま出張所
さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
TEL.048-851-9671 JR 埼京線「与野本町」駅下車徒歩10分
月～金曜日 9:00 a.m. ～ 12:00 p.m. / 1:00 p.m. ～ 4:00 p.m. (祝日を除く)
- * 外国人在留総合インフォメーションセンター(東京入国管理局)
東京都港区港南 5-5-30
TEL.03-5796-7112 / 0570-013924 E-mail: info-tokyo@immi-moj.go.jp
月～金曜日 8:30 a.m. ～ 5:15 p.m. (祝日を除く)

● 在留資格の変更・更新、永住者資格の申請

「日本人の配偶者等」や、「定住者」、「永住者の配偶者等」の資格に変えるとき、又はそれらの資格を更新するときには、「身元保証人」が必要です。留学の資格や、仕事をする資格のときは必要ありません。

- * 保証人になることができる人
日本に住んでいる日本人、又は日本に住んでいて3年以上の在留期間が与えられている外国人で、一定の収入がある人。
- * 保証する内容
保証する外国人本人が、日本での生活で経済的に困っているときや、帰国費用がないときに費用を負担します。また、サインをするときには、本人に日本の法律を守らせることを約束します。ただし、本人の法律的な責任を負わされるものではありません。たとえば、本人が借金をし、返せないときに、本人の代わりに支払う義務などはありません。

「査証(ビザ)」と「在留資格」について

ビザといえば、正しくは「査証」のことですが、日本に滞在中の外国人がビザと言う場合は、「在留資格」を意味していることがほとんどです。

俗にいう「ビザの切り替え」「ビザの延長」は、法律上それぞれ「在留資格の変更」「在留期間の更新」にあたり、入国管理局に申請するものです。

ちなみに、査証(ビザ)とは、入国及び滞在が差し支えないことを示し、日本に入国しようとする外国人は、旅券(パスポート)に、日本国政府の発給する査証(ビザ)を受けたものを所持する必要があります。なお、あくまでも入国の要件の一つであり、入国を保証するものではありません。

② 外国人住民に係る住民基本台帳制度

日本に入学・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、市町村が、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まったことから、外国人住民についても、日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図ることになりました。「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会で成立し、平成21年7月15日に公布されました。施行は入管法等改正法の施行の日である平成24年7月9日と同じです。

●外国人登録制度の廃止

外国人住民は、日本人住民とは異なり、これまでは「外国人登録法」に基づいて市区町村ごとに「外国人登録原票」に記載されていました。

今回の「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行により、外国人登録制度が廃止され、観光目的など短期滞在者を除く、適法かつ3か月を超えて在留する外国人住民は、日本人住民と一緒に住民票に記載されることになりました。

また、市区町村が交付していた外国人登録証明書はなくなり、代わりに法務省入国管理局から「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付されることになりました。

なお、外国人登録証明書が「在留カード」又は「特別永住者証明書」とみなされる期間があります。(平成24年7月9日の時点で、外国人住民が有する在留資格及びその年齢によります。)

*「外国人登録証明書」が「在留カード」又は「特別永住者証明書」とみなされる期間

1) 特別永住者

- ①16歳以上 ・「外国人登録証明書」の次回確認(切替)更新期間の始期が、2012(平成24)年7月9日～2015(平成27)年7月8日の人は、2015(平成27)年7月8日まで
・「外国人登録証明書」の次回確認(切替)更新期間の始期が、2015(平成27)年7月9日～の人は、その誕生日まで(例:確認期間が「2019(平成31)年4月1日から30日以内」の場合は、2019(平成31)年4月1日まで)
- ②16歳未満 16歳の誕生日まで

2) 永住者

- ①16歳以上 2015(平成27)年7月8日まで
- ②16歳未満 2015(平成27)年7月8日、又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

3) 特定活動 (※特定研究活動等により「5年」の在留期間を付与されている人)

- ①16歳以上 在留期間の満了日又は2015(平成27)年7月8日のいずれか早い日まで
- ②16歳未満 在留期間の満了日、2015(平成27)年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

4) それ以外の在留資格

- ①16歳以上 在留期間の満了日
- ②16歳未満 在留期間の満了日、又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

●外国人住民と住民基本台帳法

新たな在留管理制度の対象となる外国人住民は、観光目的など短期滞在者を除く、適法に3か月を超えて在留する人です。日本人住民と同じように住民基本台帳法の対象となり、住民票が作成されます。

* 新たな在留管理制度の対象者

- 1) 3か月を超える中長期在留者（短期滞在・外交・公用の在留資格を除く。）
- 2) 特別永住者
- 3) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- 4) 出生又は国籍喪失による経過滞在者

* 制度の効果とこれまでとの違い

- 1) 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された住民票の写しを取得できる。
- 2) 住民票の写しには、今回の改正法施行日である平成24年7月9日より前の住所の履歴は記載されないため、この日より前の住所や氏名については証明できない。
- 3) 外国人住民のうち、3か月以下の在留期間の人、短期滞在の人、在留資格がない人は、住民票が作成されないため、住民票の写しを取得することはできない。
- 4) 外国人登録法の廃止に伴い、平成24年7月9日以降、外国人登録原票記載事項証明書は発行されない。
- 5) 外国人住民についても、他の市町村に住所を変更する場合には、日本人住民と同様に「転出」の届出が必要になる。

●改正法施行日平成24年7月9日以降の届出・申請について

住民票に移行した外国人住民の届出・申請に関する手続き先は、以下のとおりです。

1) 市町村に届出・申請するもの

- ①住所や世帯の変更、印鑑登録等に関する届出
- ②住民票の写しや印鑑登録証明書等、証明書の交付申請
- ③特別永住者証明書に関する申請

2) 法務省地方入国管理局に届出・申請するもの

- ①氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更、在留カードの記載事項変更に関する届出
- ②在留資格の変更や再交付に関する申請
- ③所属機関・配偶者に関する届出（※就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する人）

3) 法務省に申請するもの

制度改正前の外国人登録原票に記載されていた内容についての証明に関する申請
外国人登録法廃止後の外国人登録原票の開示請求に係るお知らせを参照してください。
http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02_00016.html

③ 永住者・定住者の在留資格

「永住者資格」は、許可要件の1つに日本での在留歴が必要ですが、「定住者資格」は在留歴がなくても申請ができます。

●永住者資格

「永住許可」とは、永住者の在留資格を取得することで、日本国に生活の基盤を有し、生涯にわたり日本で人生を送りたいと希望する外国人が申請します。永住者になれば、在留中の活動に制限がなくなります。

たとえば、日本人と同じように時間や種類に制限なくどんな仕事でもできますし、家を購入する場合に銀行などからの融資も受け易くなります。その分、他の在留資格の変更の場合より、審査は慎重に行われることになり、特殊な手続も必要となります。

1) 永住許可の要件

- ① 素行が善良であること(犯罪の前歴がない、税金をきちんと納めている等)
- ② 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること(生活保護を受けていない、親や配偶者と構成する世帯単位で、安定した生活が継続できると認められる場合等)
- ③ 法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合うと認めること(申請人に永住を許可することが、日本の社会・経済に寄与する等)

ただし、以上の3点が備わっているからといって許可されるとは限りません。

2) 永住許可の申請

本人が地方入国管理局の窓口で行います。申請には、永住許可申請書の他に10種類以上の書類とパスポート及び在留カードが必要となります。詳しいことは入国管理局に問い合わせてください。

審査期間は、早いときで6か月程度ですが、もう少しかかることもあるようです。審査結果は、ハガキで通知されます。在留許可期限内に審査結果が出ないときは、別に在留期間更新許可申請が必要になります。

●定住者資格

定住者資格とは、法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間(5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間)を指定して居住を認めた在留資格のことを言います。つまり、実際にはどの在留資格にもあてはまらない救済的在留資格の役割がある資格です。明確な基準はなく、申請者一人ひとりのケース・バイ・ケースで、定住者の在留資格の許可が判断されます。定住者資格が許可になれば、就労上の制限がなくなる利点があります。

④ 配偶者の在留資格

日本人と外国籍の人が国際結婚し、日本で一緒に住むために必要な在留資格のことで、正式には「日本人の配偶者等」と言います。

●取得の手順

- 1) 市区町村役場で婚姻届が受理された後、日本人配偶者が住んでいる地域を管轄する地方入国管理局で、「日本人の配偶者等」の在留資格認定証明書交付申請を行います。
- 2) この証明書が交付されたら、海外の配偶者のもとへ送ります。
- 3) 受け取った配偶者は、その証明書と必要書類をそろえて、現地日本大使館か領事館に行き、配偶者資格の申請を行います。
- 4) 配偶者資格の在留資格認定証明書の交付を受けたら、発行年月日から3か月以内に来日します。
- 5) その後は、定期的に配偶者資格の更新手続きを行います。

すでに日本に住んでいる外国人で、正規の在留資格をもつ人が日本人と結婚した場合は、配偶者資格への在留資格変更が可能になります。

入国管理局で在留資格認定証明書又は在留資格変更の申請を行うには、偽装結婚でないことを証明するために、同居にあたっての生計の概要を示す証明書のほか様々な書類を用意しなければなりません。国籍や個人の状況などにより、それぞれのケースに応じた書類が求められます。せっかく用意した書類を提出しても、不備を指摘されることも多く、手続は簡単ではありません。

●配偶者資格が不許可になる場合

最近、外国人と日本人(特に、外国人女性と日本人男性)の偽装結婚が増えているため、入国管理局が審査を厳しくしています。夫婦としての実態があるかどうかなどが確認されます。以下のような場合は、不許可になる可能性があります。

- * 1回か2回会っただけで、直ぐ結婚を決めたような場合
- * 外国人妻がまったく日本語が話せず、日本人夫も妻の言葉がまったく話せない、あるいは夫婦間で会話が成立するための共通語がまったくない場合

●申請に際しての注意点

基本的に、入国管理局の審査は書類で行われます。具体的には、8ページにもわたる「質問書」に記入された内容が厳しくチェックされます。特に、「結婚に至ったいきさつ」が大切なポイントになりますので、証拠となる写真などを添えて、詳しく記入する必要があります。

⑤ 留学の在留資格

「留学」とは、次に掲げる日本の教育機関において教育を受ける活動のことです。

- 1) 大学又はこれに準ずる機関
- 2) 専修学校の専門課程
- 3) 外国において12年の学校教育を修了した者に対して日本の大学に入学するための教育を行う機関
- 4) 高等専門学校

「留学」の在留資格でアルバイトを行おうとする場合には、入国管理局に資格外活動許可の申請を行わなければなりません。

なお、2010年7月1日より、留学生の安定的な在留のため、「留学」と「就学」の在留資格区分が、「留学」に一本化されました。

これに伴い、従来まで卒業後の就職活動のための「特定活動」の期間が180日であった留学生は「1年」の期間が認められるようになりました。

また、留学生に比べ、アルバイト許可時間の少なかった就学生は、留学生と同様になり、1週間あたり28時間以内とされるとともに、学則で定める長期休業期間中(夏休み・春休み等)も、1日8時間以内なら週28時間の制限を超えて働くことができるようになりました。

さらに、「留学」資格が認められている日本の教育機関との契約に基づいて報酬を受けて行う教育・研究を補助するティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントなどのアルバイトについては、資格外活動許可を受ける必要がなくなりました。

⑥ 家族滞在の在留資格

「家族滞在」は、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「文化活動」、「留学」の在留資格をもっている外国人の扶養家族を受け入れるための在留資格です。

この場合の扶養家族とは、一般的には配偶者と、未成年かつ未婚である子どもを指しますが、成年(20歳以上)でも、親の養育を受けていなければいけない理由があれば、許可されることもあります。なお、必ず親子関係の証明が必要となります。在留期間は、6月又は3月～5年で、通常は、扶養者となる外国人と同じ期間が許可されます。

「家族滞在」には、子の扶養を受けるため子と同居しようとする親にあてはめるべき在留資格はありません。

⑦ 帰化

日本国民でない人は、帰化することによって日本の国籍を取得することができます。帰化すると、二重国籍防止の原則により従前の国籍を失うこととなります。帰化することにより、日本国民として、選挙権も取得できます。

●帰化の条件

帰化申請をするには、日本語の読み書き、理解、会話などの能力のほか、いくつかの条件を満たす必要があります。

個々の条件の具体的な内容については、直接法務局に問い合わせてください。

●申請窓口

「永住」の申請は法務省「入国管理局」ですが、「帰化」の申請は「法務局」になります。

基本的には、帰化手続のほうが時間がかかるので、銀行の融資などで急ぐ人は、ひとまず永住申請をするとよいでしょう。

●具体的な手続

まず、自分の住所地を管轄する法務局(又はその支局)の国籍課(戸籍課)に行って相談します。そこで自分が帰化許可申請の要件を満たしているかどうか確認したうえで、提出書類の指示を受けます。

- 1) 申請に必要な書類を作成したり、日本の市区町村役場や本国政府発行の各種証明書を取寄せたりします。日本語以外の文字で作成されている書類には、必ず翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付します。
- 2) 書類が全て揃ったら、本人が自ら管轄法務局に出向いて申請します。15歳未満の子どもは、父母などの法定代理人によって申請します。
- 3) 申請してから数か月後に、法務局で面接を受けます。質問には、正直にありのまま答えることが重要です。
- 4) 審査の結果、法務大臣より帰化の許可がおりたら、法務局から連絡があり、帰化者の身分証明書が交付されます。申請してから許可がおりるまでは、だいたい1年から1年半ほどかかります。
- 5) 法務大臣あてに在留カードを返納し1か月以内に日本名を決め帰化届を提出します。
- 6) 市区町村役場により、日本人としての戸籍が作成されます。不動産や車、各種免許証などを持っている人は、名義変更が必要になります。

※帰化申請の手続は複雑なうえ、膨大な書類が必要になりますので、相談から書類作成までを行政書士に依頼することもできます。(料金は15万円程度かかります)

※日本国籍を取得したのち、どのような日本名を用いるかは、本人が決めることができますが、名前に用いる文字については制限があります。日本の戸籍法で定められている平易な常用漢字を用います。

⑧ 退去強制

日本にいる外国人は、入国管理法により次の事由に該当する場合、強制的に退去させられることがあります。

●退去強制事由(入国管理法第 24 条)

- 1) 不法入国
- 2) 不法上陸
- 3) 不法残留＝オーバーステイ(更新・変更が無く、在留資格で認められた滞在期間を過ぎて在留した場合)
- 4) 資格外活動・不法就労(入国管理局当局の許可を受けずに、在留資格外の収入を得る活動をもっぱらしていると認められた場合)
- 5) 在留カード及び特別永住者証明書の偽変造等の行為をしたこと
- 6) 少年法(未成年の刑事事件を対象とする法律)違反により長期3年を超える刑に処せられた場合
- 7) 麻薬取締法違反(薬物事犯を規制する法に違反して有罪の判決を受けた場合。執行猶予の場合も)
- 8) 反社会性が強い有罪判決(無期又は1年を超える刑に処せられた場合。執行猶予の場合を除く。ただし、刑法の一定の罪・ピッキングなどについては禁錮以上でも該当)
- 9) 売春関係の業務従事(売春に直接関係する業務に従事した場合)
- 10) 不法入国・上陸の関与(他の外国人の不法入国又は不法上陸を煽ったり、そそのかしたり、助けたりした場合)
- 11) 国家秩序を害する活動(政治的な暴力的破壊活動をした場合)
- 12) 法務大臣の認定(法務大臣が、日本国の利益又は公安を害する行為をしたと認定した場合)

●退去強制手続の流れ

まず入国警備官の違反調査により「容疑あり」とされた外国人は、「入国審査官の違反審査→特別審理官の口頭審理→法務大臣の裁決」までの一連の「違反審査」の手続中は、入国管理局に收容され自由が拘束されます。これは刑事手続ではないので、その処分の前に裁判はありません。ただし、法律の定めにより、調査や審査の際、弁解することや異議(判定への不服)を申し出ることができます。そして、認定が誤りと判定されたり、異議に理由があると採決されれば、放免され、在留が継続できます。

●上陸拒否期間

日本から退去強制された者や出国命令を受けて出国した者は、入国管理法の規定に基づき、原則として、下記の期間は日本に入国することはできません。

- 1) 過去に日本から退去強制されたり、出国命令を受けて出国したことがある者は、退去強制された日から10年
- 2) 初めて退去強制された者は、退去強制された日から5年
- 3) 出国命令により出国した者は、出国した日から1年

ただし、麻薬取締法に違反して刑に処せられた者は、期間に定めはなく、日本に再上陸することはできません。

⑨ 再入国許可

日本に在留している外国人が、在留期限が切れる前に再び日本に戻る予定で、一時的に外国に行ったり母国に帰国する場合、「再入国許可」を取らなければなりません。これは、出入国管理を簡単にするため、外国人が日本を出国する場合に、前もって日本政府から与えられる特別な許可です。再入国許可を受けた外国人は、出国しても、元の在留許可の効力が続いたまま、再び入国できます。

もし、再入国許可を取らないで出国すると、持っている在留資格を失うことになります。永住者や特別永住者の人も、日本を出るときは再入国許可を取っておかなければ、その資格を失うことになります。

再入国許可が与えられるのは、日本に在留する外国人で在留資格の活動を今後も続ける予定のある人です。

なお、平成24年7月9日(月)に新しい在留管理制度が導入されたことにより、「みなし再入国許可」の制度ができました。この制度は、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国する際、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなるものです。

●再入国許可の申請

居住地の「地方入国管理局」で行います。問題がなければ、その場ですぐ交付されます。再入国許可証は、パスポートにシールとして貼られます。パスポートがない場合は、再入国許可証が発行されます。

●再入国許可の種類

- 1) 一次再入国許可: 1回限り有効
- 2) 数次再入国許可: 有効期限内であれば何度でも出入国可能

仕事や観光で海外に行くことが多い人、海外の家族に病人がいるなど緊急の事態が予想される人などは、数次再入国許可を取っておくと便利です。

※手続の手数料

一次再入国許可の場合3,000円、数次再入国許可の場合6,000円の収入印紙を買い、手数料納付書に貼って、納付者として本人が署名します。

●再入国までの有効期間

日本を出国し再入国するまでの期間は、在留資格の期間内で、最長5年(特別永住者は6年)です。在留期間がこれより少ない人は、期限満了日までです。期間は、出国した日からではなく、再入国許可が発行された日から数えます。

在留期間の残りが少なくなっていて、その期間内に再入国できない場合には、先に在留期間の更新手続を行ってから再入国許可を申請します。(同時申請も可能)

国外にいる永住者が、病気その他やむを得ない理由により、再入国許可の期間内に日本に帰国できない場合には、在外公館(日本大使館・領事館)で、1年を超えない範囲で有効期間の延長許可を受けることができます。ただし、再入国許可の期限が切れる前に申請しなければなりません。

●みなし再入国許可

みなし再入国許可は、日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している人のうち、「3月」以下の在留期間を決定された人及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する人以外の人が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。

また、中長期在留者は、有効な旅券のほかに在留カード(在留カードの交付を受けていないときは、外国人登録証明書)を所持している必要があります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

ただし、次の場合に該当する人については、みなし再入国許可の対象とならないため、通常の再入国許可を取得する必要があります。

- ① 在留資格取消手続中の者
- ② 出国確認の留保対象者
- ③ 収容令書の発付を受けている者
- ④ 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- ⑤ 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

みなし再入国許可により出国しようとする場合は、有効な旅券(中長期在留者の方は旅券及び在留カード)を所持し、出国時に入国審査官に対して、みなし再入国許可による出国を希望する必要があります。具体的には、再入国出国記録(再入国EDカード)にみなし再入国許可による出国を希望する旨のチェック欄が設けられているので同欄にチェックして入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えます。

なお、有効な旅券と特別永住者証明書(特別永住者証明書の交付を受けていないときは、外国人登録証明書)を所持する特別永住者についても、みなし再入国許可の対象となります。特別永住者のみなし再入国許可の有効期間は、出国の日から2年間です。

〈問い合わせ先〉

- * 外国人総合相談センター埼玉(埼玉県国際交流協会)
TEL. 048-833-3296
月～金曜日 9:00 a.m. ～ 4:00 p.m. (祝日、12/29 ～1/3 を除く)

- * 外国人在留総合インフォメーションセンター(東京入国管理局)
TEL. 0570-013904
月～金曜日 8:30 a.m. ～ 5:15 p.m. (祝日を除く)

- * 東京入国管理局さいたま出張所
TEL.048-851-9671
月～金曜日 9:00 a.m. ～ 12:00 p.m. / 1:00 p.m. ～ 4:00 p.m. (祝日を除く)

トピックス

Q: 私は、まだ新しい在留カードの交付を受けていませんが、従来の外国人登録証明書は所持しています。この外国人登録証明書を出国の際に提示すれば、みなし再入国許可制度の対象になりますか。

A: 従来の外国人登録証明書は、一定の期間、在留カードとしてみなされますので、帰国時に有効な外国人登録証明書を持ち、出国から1年以内に日本に再入国するのであれば、みなし再入国許可制度の対象になります。

ただし、在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期間までに再入国してください。

なお、在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は異なりますので、事前に法務省入国管理局で確認してください。

→外国人の生活ガイド 第1章 「在留管理制度 住民基本台帳制度」参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549394.pdf>

Ⅱ. 日本で生活するには

《日本で生活するには》

① 引越すときの手続き

新しい在留管理制度の対象となる外国人住民は、日本国内において初めて住居地を定めたとき、または日本国内において住居地が変わったら「住居地の届出」をしなければなりません。(住居地を定めた日から14日以内)その後、引越しをすることになった場合は、日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で、その転出証明書を添えて転入届をすることになります。

●国民健康保険

国民健康保険に加入している人は、新しい居住地の市区町村役場の国民健康保険課で、変更登録が終わったあと、前の国民健康保険証を提出して、新しい保険証を受け取る必要があります。

●国民年金手帳

国民年金に加入している人は、新しい居住地の市区町村役場の国民年金課で転入手続をするときに、必ず国民年金手帳を示して、住所の書き換え手続をする必要があります。手帳は変わりません。

●転校手続

子どもが公立小中学校に通っている場合は、転出校で「在学証明書」の発行を受け、新しい居住地の市区町村役場の区(市)民課に提出し、転入校の「指定書」を受け取ります。私立中学や、公立を含む高校では、編入試験を受ける必要がある場合がありますので、早めに転入希望校への相談が必要です。

●転居通知

郵便局に備え付けの転居届用ハガキがあるので、記入して提出しておくとし、転居後に旧住所に届いた郵便物は、1年間は自動的に新住所に転送されます。

●運転免許証

国籍が記載された住民票の写しと免許証を持って、最寄りの警察署に住所変更の届出をします。他都道府県に転出した場合は、写真も必要です。

●電話の移転

固定電話を持っている人は、「116番」に電話をして電話移転の申し込みをします。1か月前から予約申し込みもできます。

●その他

電気・ガス・水道の使用中止の届けと使用料精算のため引越しの3日前までには各営業所に連絡します。転入先での手続については、管理人や大家さんに確認します。

→外国人の生活ガイド 第3章「住居」(引越しの項)参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549397.pdf>

→あんしん賃貸住まいサポート店(旧外国人住まいサポート店)

「外国人住まいサポート店」は2013年4月1日から「あんしん賃貸住まいサポート店」になります。

「あんしん賃貸住まいサポート店」は、民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行って、以下の方々の住まい探しをサポートする制度です。

- 高齢者世帯
- 障害者世帯
- 外国人世帯
- 子育て世帯 ほか



※平成24年度までに外国人住まいサポート店に登録したお店には今までのステッカーも貼ってあります。



サポート店のリストは、埼玉県国際課のホームページから検索できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/tabunkakyousei/sumaisupport.html> (英語版あり)

〈問い合わせ先〉

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 埼玉県県民生活部国際課 | 048-830-2717 |
| 外国人総合相談センター埼玉(8言語及びやさしい日本語対応) | 048-833-3296 |
| (社)埼玉県宅地建物取引業協会 | 048-811-1820 |
| (社)全日本不動産協会埼玉県本部 | 048-866-5225 |

② 家やアパートを借りるときには

家やアパートを借りるときには、「保証人」が必要です。この時、より責任の重い「連帯保証人」を求められることが一般的です。

「保証人」と「連帯保証人」では責任が異なります。「保証人」は、あくまで債務者を保証する補完的な存在であるのに対して、「連帯保証人」は借りた本人と同等の責任を負うことになります。

「連帯保証人」は、責任を負う範囲も債務者と同じですので、本人の支払いが滞った場合、本人の返済能力に関係なく、債権者はいつでも連帯保証人に請求することができます。

そのため、外国人が保証人(特に連帯保証人)を見つけるのは簡単ではありません。保証人がみつからない場合は、お金を払って保証会社に依頼できる場合があります。

逆に、外国人が(連帯)保証人になることを依頼された場合は、簡単に引き受けたりせず、必ず書面で契約内容を確認することが大切です。

③ 日本で自動車を運転するには

日本で自動車を運転するためには、「国際運転免許証」又は日本国内で有効な外国の運転免許証、あるいは「日本の自動車運転免許証」が必要です。

●日本で運転するための免許証

1) 日本の免許証

日本人と同様の方法で受験して取得します。(外国人のための例外規定は全くありません)筆記試験は日本語のみで行われますが、「交通の方法に関する教則」が、英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ペルシャ語で、日本自動車連盟(JAF)から発行されています。本試験は、基本的にこの教則の中から出題されます。

2) 国際免許証

ジュネーブ条約締結国(現在91か国)で取得したもので、国際免許取得後、取得した国に通算3か月以上の滞在が必要です。来日後、上陸の日から1年間有効です。ただし、その国際免許証の有効期間内に限ります。また、その基となる国内の免許が失効したり取り消された場合は、国際免許証の有効期間内であっても、その効力を失います。日本で、国際免許の更新や、日本の免許への切り替えは出来ません。(国際免許とは、本来、旅行者など短期滞在者のために設けられた制度で、長期滞在者向けのものではありません)

3) 外国の免許証

スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、イタリア、台湾の免許証に限り、日本で有効な免許証(外国運転免許証)として扱われます。ただし、それぞれの行政庁か日本自動車連盟(JAF)が作成した日本語の翻訳文を、免許証といっしょに携帯する必要があります。有効期限その他の条件は、国際免許証と同じです。

●外国の運転免許から日本免許への切り替え

外国の運転免許を取得してから、その国に通算3か月以上滞在した人は、日本の運転免許に切り替えることができます。適正試験(視力検査等)及び交通の知識・技能確認を行います。

1) 事前審査

外国免許の切替手続きは、事前審査が必要です。

切替の際、外国免許の取得状況等について係員が申請者に説明を求めます。日本語が話せない人は、通訳人を必ず同伴してください。通訳人がいない場合、審査ができないことがあります。

* 平成25年3月1日より、事前審査の方法が変わります。

事前審査を受けるには、必ず、事前審査受付時間内の受付が必要になります。

【事前審査受付時間】

午前9時30分から午前10時00分までの間
午後2時00分から午後2時30分までの間

【相談場所及び時間】

相談場所 運転免許センター 2階 (試験棟) 外国免許切替相談室

- 相談日時 ○ 月曜日から金曜日の平日
(祝日・休日・年末年始を除く。)
○ 午前10時00分から午前11時30分
午後2時30分から午後4時00分

2) 受付場所・日時 (事前審査が終了していない人は受付が出来ません。)

- 受付場所 運転免許センター 1階 (試験棟) 1番カウンター奥
受付日時 ○ 月曜日から金曜日の平日
(祝日・休日・年末年始を除く。)
○ 午後1時00分から午後1時45分

3) 必要書類

- 申請書 (運転免許センターに用意してあります。)
- 外国の免許証
- 外国免許証の翻訳文
 - * 当該免許証を発給した外国等の行政庁等、領事機関又は国家公安委員会指定した機関「J A F」(日本自動車連盟048-840-0024)が作成した翻訳文に限る。
- パスポート
 - * 滞在期間を確認する。(古いパスポートも全て持参。)
- 外国籍の人方は住民票 (全部記載) 及び在留カード等の両方が必要。
 - * 日本国籍の人は本籍地記載の住民票
 - * 有効な日本の免許証を持っている人は、住民票は不要。
- 日本の運転免許証 (所持している人のみ、失効したものを含む。)
- 申請用写真 2枚
(申請前6か月以内に撮影されたもので無帽、正面、上三分身、無背景、たて3センチメートル×よこ2.4センチメートル、白黒・カラーを問わず。)
- 眼鏡・補聴器等 (使用している人)
- その他
 - * その他書類が必要になる場合がある。事前に下記相談窓口にお問い合わせのこと。

4) 手数料

- 申請手数料 (大型・中型免許) 4,600円
(普通免許) 2,200円
(原付・小特免許) 1,500円
(その他の免許) 3,050円
- 免許の交付手数料 2,050円
(2種目以上の場合は1種目につき200円が加算されます。)

5) その他

- 国際運転免許証からの日本免許への切替はできない。
- 外国免許から日本免許に切替のできる免許は、第一種免許に限る。
- 適性試験 (視力検査等) 及び交通の知識・運転技能の確認を行う。

<相談窓口>

- * 埼玉県運転免許センター (外国免許切り替え相談室)

鴻巣市鴻巣 405-4

TEL.048-543-2001 / FAX.048-543-2159

月～金曜日 10:00 a.m. ～ 11:30 a.m. / 2:30 p.m. ～ 4:00 p.m.

→外国人の生活ガイド 第10章「自動車運転免許」参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549418.pdf>

→外国人の生活ガイド 第8章「税金」(その他の主な税金の項)参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549413.pdf>

④ 日本で働くためには

外国人が日本で働くためには、在留資格で労働が認められていなければなりません。現在、日本における外国人労働者は、年々増えています。ところが、一般的に、多くの外国人労働者は、日本語が不自由だったり、日本の労働慣行についてよく理解できなかったり、生活習慣や考え方が違ったりして、雇用主との間に様々なトラブルが起きています。「外国人総合相談センター埼玉」にも、労働問題に関連した相談が数多く寄せられています。

●働くとき、問題が起きないようにするためには？

1) 在留資格の範囲内で働くこと

- * 本来の在留目的を変更して活動する場合→「在留資格変更の許可」を受ける。
- * 本来の活動を中心に行いながら一定の範囲内で他の仕事をする場合→「資格外活動許可」を受ける。
- * 「家族滞在、留学」の人→資格外活動許可をとっておけば、一定の時間内でアルバイトをすることができる。

※就労活動に制限がないのは、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者だけです。

2) 労働契約をよく理解してからサインし、働き始めること

事業主は、外国人を募集するとき、採用後の仕事の内容・賃金、労働時間、休日・休暇、就業の場所、労働契約の期間、労働保険・社会保険に関する事項などについて、外国人労働者が理解できるよう、その内容をはっきり書いた書面を作成し、交付しなければなりません。

- * 必ず、契約書を出してくれるよう、事業主に要求する。
- * 日本語で書かれた契約書が読めない人は、日本語がわかる友人・知人やハローワークの外国語担当スタッフなどの協力を得て、しっかり理解してから契約書にサインする。

●問題が起きたときは？

- 1) 労働条件関係(賃金・残業代の未払い、突然の解雇など)、労災保険関係(工作中・通勤途中の怪我、労災保険給付の内容・請求手続など)、安全衛生関係(講習や免許等の資格、健康診断、健康管理手帳の交付など)→ 労働基準監督署へ
- 2) 雇用保険・再就職について→ ハローワークへ
- 3) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)について→社会保険事務所へ

●就労できる在留資格

1) 在留資格に定められた範囲内で就労が認められる在留資格(16種類)

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能

2) 特定の場合に限り就労が認められる在留資格(1種類)

特定活動(外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、技能実習の対象者等)

3) 就労活動に制限がない在留資格(4種類)

永住者、日本人の配偶者等(日本人の配偶者・実子・特別養子)、永住者の配偶者等(永

住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している実子)、定住者(インドシナ難民等)

4) 原則として就労が認められない在留資格(6種類)

文化活動、短期滞在、留学(大学生等、語学学校の生徒等)、研修、家族滞在

※留学の在留資格を持つ人は、地方入国管理局で資格外活動許可を受ければ、1週間28時間までのアルバイトが許可されます。

●不法就労

上記以外の人や、定められた在留期間を超えて滞在している人が、日本で就労した場合は不法就労となり、強制退去又は刑事罰の対象となります。

●ハローワークで仕事を探すには？

ハローワークでは、外国人に対しても、日本人と同じように、職業相談、求人情報の提供、就職先のあっせん等のサービスを行っています。全国に614か所、埼玉県内には14か所あります。

川口・熊谷・大宮・川越・浦和・春日部・草加・朝霞にあるハローワークには、毎日ではありませんが、英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語の通訳が配置されています。また各所には、「日本で働こうとする外国人のみなさんへ」という、韓国・朝鮮語、タガログ語も加えた6言語のパンフレットが用意されていて、無料で入手できます。

*上記冊子の最後に、「労働条件通知書」(外国語・日本語併記)がついています。雇用契約を結ぶときは、事業主に、この書類に記入してもらいます。

日本語が不自由な人には、事前に電話で通訳が居ることを確認してから訪ねるか、日本語のできる家族や友人と一緒に行くことを勧めてください。外国人を指定した求人はめったにないようですが、条件さえ合えば日本人と同様に採用されます。

〈求人サービス窓口〉

- * 全国の求人情報の検索(ハローワークインターネットサービス)

<https://www.hellowork.go.jp/>

- * 東京外国人雇用サービスセンター(ハローワーク新宿)

<http://tokyo-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/>

〒106-0032 東京都港区六本木 3-2-21 六本木ジョブパーク地下1階

TEL. 03-3588-8639 / FAX.03-3589-8670

8:30 a.m. ~ 5:15 p.m. (土日祝日及び年末年始は休み)

- * 東京日系人雇用サービスセンター(ハローワーク新宿)

〒160-8489 新宿区歌舞伎町 2-42-10 ハローワーク新宿 3階

TEL.03-3204-8613 / FAX.03-3204-8619

8:30 a.m. ~ 5:00 p.m. (土日祝休)

- * 日本で高度な仕事に就きたいと思っている人は、下記の URL をチェックしてみてください。

CareerJapan .jp <http://www.careerjapan.jp/>

●就労資格証明書について

日本に在留する外国人からの申請に基づき、その人が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を法務大臣が証明する文書です。求職する際に活用します。

〈県の労働相談窓口〉

県労働相談センターでは、賃金・退職金や労働時間などの労働条件、採用や退職、労務管理上の問題など、勤労者及び経営者が抱えている労働問題についての相談にお答えします。(無料)

* 埼玉県労働相談センター

さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第二庁舎1階

TEL.048-830-4522

※外国人総合相談センター埼玉の雇用・労働専門相談も御利用ください。

→外国人の生活ガイド 第9章「雇用・労働条件」参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549416.pdf>

〈埼玉県内の日本語教室〉

埼玉県国際交流協会のホームページには、埼玉日本語ネットワークが作成した「日本語教室一覧 2011」などの日本語教室の情報が掲載されています。

<http://www.sia1.jp/support/jmap/japanese.htm>

⑤ その他、日本で生活するためには

● 婚姻したときは

外国人が日本の法律によって婚姻(結婚の法律用語)する場合、その人の国籍によって提示・提出するものが異なりますが、一般的には次のようなものが必要となります。詳しいことは、市区町村役場の戸籍係に確認してください。

- 1) 旅券(パスポート)
- 2) 婚姻届書(20歳以上の証人2名の署名・押印が必要)
- 3) 婚姻要件具備証明書(在日大使館が発行するもの)

その他、次のような手続が必要です。

- 1) 在日大使館(領事部)、又は領事館への報告
- 2) 入国管理局での確認と申請(在留資格、在留期間等に変更がある場合)
- 3) 外国人登録の変更登録申請(住所、氏名、在留資格、在留期間などに変更がある場合)

● 離婚した(離婚する)ときは

日本の法律によって離婚する時は、居住地の市区町村役場の戸籍係へ離婚届を提出しなければなりません。詳しいことは、それぞれの大使館と市区町村役場の戸籍係に確認してください。

日本人と外国人、又は外国人同士の離婚は、たとえ日本で離婚が成立していても、本国では認められないなど、様々な事情がありとても複雑です。外国人から離婚の相談を受けた際には、必ず相談者に「自分で」自国の大使館に離婚の手続について確認してから、日本での離婚手続を行うようにアドバイスしてください。

トピックス

Q: 私は日本人と3年間結婚していました。夫の間には2歳の子どもがいます。ところが先日、姑から紙を渡され「これは息子の扶養控除のための書類なのでサインをしてほしい」と言われたのでサインをしました。ところが、それは離婚届でした。私は離婚する気はありません。また、子どもと離れたくないので日本にいたいです。しかし、私の資格は配偶者資格なので、これからも日本に残ることができるか心配です。もうどうしたらいいのか分かりません。

A: まず、あなたの住む市区町村役場に行って、離婚届の不受理申請をしてください。そして、それに併せて入国管理局に相談をしてください。あなたの場合、日本人の子どもの親になりますので、たとえ離婚されても別の資格で日本に滞在できる可能性があります。そして、その後でご主人とよく相談してください。離婚はご主人の考えなのか、姑の考えなのか、それを明らかにする必要があります。

そして、それ以前の問題として、あなたは日本で生活する以上、生活を始めた時点で日本語になじむ必要がありました。日本語がある程度分かれば、サインをする前にその書類が「何だか変だ」ということも分かったかもしれません。今からでも遅くはないので、近くの日本語教室に顔を出してみてください。

〈埼玉県内の日本語教室〉

埼玉県国際交流協会のホームページには、埼玉日本語ネットワークが作成した「日本語教室一覧 2011」などの日本語教室の情報が掲載されています。

<http://www.sia1.jp/support/jmap/japanese.htm>

●外国人の家族が死亡したときは

死亡した時には、7日以内に死亡診断書を市区町村役場の戸籍係に提出して、手続きをします。その他に、次のような手続きが必要です。

- 1) 在日大使館へ、死亡したことを連絡
- 2) 日本で火葬又は埋葬する場合、火葬／埋葬許可証を市区町村役場に申請
- 3) 死亡の日から14日以内に最寄りの地方入国管理局に在留カードを返納
- 4) 在日大使館へ、パスポートを返納

※遺体を本国に輸送したい時は、在日大使館に連絡します。

→外国人の生活ガイド 第1章 「在留管理制度・住民基本台帳制度」(その他の制度の項)

参照 埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549394.pdf>

⑥ 病院に行くときは？

自分の母語が通じる病院が近くに無い場合もあります。言葉が通じない病院に行くときは、できるだけ日本語が話せる家族や友人に協力をお願いして、一緒に行ってもらってください。

●問診票

初めて病院に行ったときは、「問診票」に記入しなければなりません。インターネットで、以下にアクセスし、希望言語・希望の診療科目の問診票(日本語併記)をダウンロードして使うことができます。

- * (財)かながわ国際交流財団「多言語医療問診票」

<http://www.k-i-a.or.jp/medical/>

15言語対応: 日本語、インドネシア語、タガログ語、ペルシャ語、英語、中国語、ポルトガル語、カンボジア語、ラオス語、スペイン語、韓国・朝鮮語、ロシア語、タイ語、ベトナム語、フランス語

- * 横浜市港南国際交流ラウンジ

<http://www.mmjp.or.jp/konan-international-lounge/>

ドイツ語、アラビア語、クロアチア語対応

(財)自治体国際化協会のホームページ「多言語生活情報」(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)の中の【F 医療】にアクセスすれば、「病院のかかり方」など医療についての詳しい内容を知ることができます。

<http://www.clair.or.jp/tagengo/>

●埼玉県医療機能情報提供システム

インターネットで県内の病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局をいろいろな条件で検索できます。外国語対応可能な病院についても言語別で検索可能です。(埼玉県HP多言語ページからも、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の5言語で操作マニュアルを見ることができます)

埼玉県 HP <http://www.iryokensaku.jp/saitama/>

→外国人の生活ガイド 第4章「医療・社会保険」参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549399.pdf>

〈埼玉県内の日本語教室〉

埼玉県国際交流協会のホームページには、埼玉日本語ネットワークが作成した「日本語教室一覧 2011」などの日本語教室の情報が掲載されています。

<http://www.sia1.jp/support/jmap/japanese.htm>

Ⅲ. 日本で子どもが生まれたら

《日本で子どもが生まれたら》

① 外国人両親の場合

日本の国籍法は、1984年に改正され、父系血統主義を改め、「父母両系血統主義」を採用しました。つまり、両親のどちらかが日本国籍を持っていれば、その子どもは、どこの国で生まれようとも、日本国籍を持つことができます。一方、父母ともに外国人の両親から生まれた子どもは、日本で生まれても日本国籍をとることは出来ません。父母の出身国の国籍を取得することになります。また、子どもが生まれたら、60日以上日本に在留する場合は、日本の市区町村の役場に行って「出生届」の手続をしなければなりません。

●子どもの国籍取得手続

国により手続が多少異なりますので、詳しいことは出身国の大使館(領事部)、又は領事館で確認してください。ただし、以下の手続は、いずれの国籍の人にも共通です。

1) 出生証明書

病院、診療所、助産院、又は自宅で産んだ場合でも、出産に立ち会った医師か助産師に「出生証明書」を作成してもらいます。

2) 出生届

子どもを日本国内で出産したら、産んだ日を含めて14日以内に、居住地の役場に「出生証明書」を提出し、「出生届受理証明書」(有料)を発行してもらいます。

出生届は、両親のどちらかが行きます。どうしても都合が悪い場合は、同居の親族、あるいは出産に立ち会った医師又は助産師が行うことができます。

また、次の手続も行う必要があります。

- ① パスポートの取得(在日大使館で)
- ② 在留資格の取得(30日以内に入国管理局で)
- ③ 国民健康保険への加入(親が加入者のみ14日以内に市区町村役場の国民健康保険課の窓口で)

※①と②の手続には出生届受理証明書(有料)が必要です。

3) 外務省による認証

出生届受理証明書発行後3か月以内に「出生届受理証明書」(原本とコピー)、「出生証明書」、親のパスポートを持って外務省へ行き、領事移住政策課証明班に、出生届受理証明書を提出し「認証」してもらいます。認証された書類は当日発行されないので、後日受け取りに行くか、切手を貼った返信用封筒を用意して行きます。

* 外務省領事移住政策課証明班: 東京都千代田区霞ヶ関2丁目2-1

TEL.03-3580-3311(内線 2308, 2855)

4) 国籍及びパスポート

認証された出生届受理証明書と親のパスポートを持ち、自国の大使館(領事部)、又は領事館へ届けば、国籍とパスポートの取得ができます。

●子どもの日本在留手続

1) 在留資格取得申請

出生後30日以内に入国管理局へ行って、在留資格の申請を行います。

子どものパスポート取得に30日以上かかる場合には、「パスポート申請受理証明書」の発行を受けます。パスポート発行予定日の記載があれば、その予定日までの期間の猶予は可能です。

* 在留資格取得申請に必要な書類

- ① 申請書1通
- ② 出生届受理証明書又は出生証明書
- ③ 親のパスポートと在留カード
- ④ 子どものパスポート(親のパスポートに併記されている場合は不要)
- ⑤ 質問書(入国管理局にあるもの)

2) 出生による経過滞在者

外国人が日本で出生した場合には、14日以内に出生届を提出する必要があります。新制度では出生届が提出されると、住所地において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、1)のとおり、在留資格取得申請手続きを行う必要があります。

* 「国民健康保険」加入者は出産一時金支給・乳幼児医療費支給などの申請もします。

※ 外国語版母子健康手帳:英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、タイ語、インドネシア語、タガログ語の8カ国語版(日本語併記)が、母子保健事業団から発行されています。

(1冊 787 円送料別)

申込先: 〒113-0034 東京都文京区湯島 1-6-8

母子保健事業団(TEL.03-4334-1188)

② 日本人&外国人の両親の場合

●子どもの国籍

日本の国籍法では、両親のどちらかが日本国籍を持っていれば、その子どもは、どこの国で生まれようとも、日本国籍を持つことができます。

ただし、父親が日本人の場合、法律上の父親であることが必要とされています。結婚していれば何の問題ありませんが、結婚していない外国人女性と日本人男性の間に生まれた子どもは、その日本人男性が胎児認知をした場合に限り、日本国籍を取得できるとされています。

一方、結婚していない外国人男性と日本人女性の間生まれた子どもは、問題なく日本国籍を取得できます。

日本国外で生まれた場合、日本人でない側の親の国籍や、出生地主義の国(アメリカ、ブラジルなど)で生まれた場合には生まれた国の国籍を取得する場合があります。このような場合には、出生届とともに日本の国籍留保の届出も出す必要があります。出生届の「その他」欄に「日本国籍を留保する。」と記入し、署名押印をします。

国際結婚によって、あるいは出生地主義の国で生まれたことにより子どもが多重国籍になった場合、子どもが22歳になるまでにいずれかの国籍を選択しなければなりません。この年齢になる前に日本国籍を選択しなければ、自動的に日本国籍を失うことになります。

●出生届

子どもを日本国内で出産したら、産んだ日を含めて14日以内に、居住地の役場に「出生証明書」(「①外国人両親の場合」を参照)を提出し、「出生届受理証明書」(有料)を発行してもらいます。出生届は、両親のどちらかが行きます。どうしても都合が悪い場合は、同居の親族、あるいは出産に立ち会った医師又は助産師が行うことができます。

子どもを産んだ人が外国人で、その外国人の国の法律で、(結婚・離婚・子の出生・養子縁組などを)在日大使館・領事館に届けることになっている場合には、日本の市区町村の役場に届け出るのとは別に届出をしなければなりません。

日本国外で産んだ場合は、子どもが生まれた日から3か月以内に、その国にある日本大使館か領事館に出生届を出すか、日本人親の本籍地の市区町村役場に郵送で届出をしなければなりません。

●親権

どの国でも、「親権」(子どもに対する親の権利義務)について法律で定められていると思われませんが、国によってその内容は異なるようです。日本では、日本国籍を持つ子どもで、父又は母が日本人であれば、日本の親権の考え方が適用されます。そして、日本の「親権」に関する法令では、父と母が結婚していれば、両親が対等の立場で子どもの監護養育をすることとなっています。

日本人との間に生まれた子どもは、その日本人の戸籍に記載されます。離婚によって外国人の親が親権者になり、子どもを引き取って育てる場合でも、その子どもが姓を変えない限り、日本人親の戸籍に記載されている状態は変わりません。

※姓の変更は家庭裁判所で手続します。

詳細は http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/index.html

③ 日本の戸籍制度について

外国人にとって、戸籍制度は分かりにくい制度です。外国人に説明できるよう情報をまとめました。

●戸籍制度とは

日本には、一人ひとりの身分関係についての事柄を登録する「戸籍」という制度があります。そして、様々な手続をするとき、自分の身分関係を証明するため、戸籍謄本や抄本を提出します。

謄本は戸籍内の全員の内容をコピーした紙で、「戸籍全部事項証明書」ともいいます。

抄本は戸籍内の一人だけの内容をコピーした紙で、「戸籍個人事項証明書」ともいいます。

戸籍は、一夫婦とその子ども（※両親と同じ姓に限る）ごとに作られます。子どもが大きくなって結婚すると、親の戸籍からはなれて、新しい夫婦の戸籍が作られます。

●戸籍謄本や抄本に記載されるのは

- * 本籍・氏名・生年月日・実父母の氏名と続柄（長男・長女等）などです。
- * 記載される氏名は日本国民だけです。外国人が日本人と結婚しても、日本人配偶者欄に記載されることはありません。ただ、結婚したことは（結婚の年月日と外国人の氏名がカタカナで）記録されます。
- * 子どもが生まれ、その子どもが日本国籍を取った場合、その子どもはその日本国籍を持つ親の戸籍に記載されます。
- * 配偶者と離婚した場合、その事実も記録されます。そして、どちらが親権者になったかが記載されます。ただ、外国人が子どもの親権者になった場合でも、その子どもが日本人親の姓を変えなければ、相手の戸籍に残ったままになります。（※姓の変更手続をして相手の戸籍から抜き、子どもを戸籍筆頭者とする新たな戸籍をつくることはできます）

●本籍とは

戸籍のある場所のことを「本籍」といいます。本籍は、住所や出生地とは何の関係もありません。結婚して新しく戸籍をつくる時、本籍地は自分たちで自由に決めることができます。ただし、戸籍の管理は本籍地で行いますので、あまり遠くにあると、戸籍謄本や抄本を取り寄せるときに不便です。

●戸籍謄本などが必要な「外国人の在留資格申請」

- 1) 「日本人の配偶者等」の場合 →日本人配偶者の戸籍謄本が必要
- 2) 「定住者(日系人)」の場合 →祖父母や父母の戸籍謄本あるいは除籍謄本が必要
(日系人の場合は、戸籍謄本、除籍謄本、婚姻証明書、出生証明書などをたどって、日本人の祖父母からの血のつながりを証明する必要があるため)

* 祖父母や父母の戸籍謄本の取り方

祖父母や父母の氏名と本籍地を知らなければ取ることができません。本籍地の役場に、電話などで取り方をきいてください。戸籍謄本の申請書などと共に450円の定額小為替を同封し、本籍地の役場に郵送で申請し送り返してもらいます。

トピックス

Q: 私は永住権を持っているブラジル人です。主人もブラジル出身ですが、今は日本に帰化しています。主人との間にいる3歳の息子は日本国籍を持っています。今後、主人と離婚して息子と2人で暮らそうと思っています。その場合、息子の国籍はどうなるのでしょうか？ 外国人は戸籍がないので、私と暮らす息子は、日本人でありながらも戸籍がなくなってしまうのかとても心配です。またそれに伴い、小学校への入学や医療補助といった行政の制度を受けることはできるのでしょうか？

A: 息子さんはご両親の離婚に関わらず「日本人」です。ただし、あなたのおっしゃるとおり、外国人には戸籍がありません。つまりあなたの戸籍はありません。ですから息子さんがあなたと暮らすことになっても、息子さんはお父さんの戸籍に入れておいたほうがよいでしょう。そして戸籍筆頭者となれる20歳を迎えたときに、息子さん独自の戸籍を作るのがよいでしょう。また住民登録はあなたが実際に息子さんと暮らすことになる市区町村で行ってください。そして息子さんの教育や医療補助等の申請・手続はその市区町村役場で行えば、今まで通りに行政の制度を受けることができます。

→外国人の生活ガイド 第5章「妊娠・出産・育児・家庭」参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549401.pdf>

→外国人の生活ガイド 第1章「在留管理制度・住民基本台帳制度」(その他の制度の項)参照

埼玉県 HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/549394.pdf>

第2部

知っておきたい対応事例

① 無国籍者でも海外旅行に行けますか
～旅券(パスポート)が取れません～

Q:

私はもう50年近く日本に住んでいます。外見も話す言葉も日本人と変わらないので、周囲の人は私を日本人だと思っています。けれど私には国籍がありません。この度、初めて海外旅行に行きたいと思っていますが、国籍がないので、旅券(パスポート)が取れません。私は一生海外旅行には行けないのでしょうか？私の在留資格は永住者です。

A:

無国籍者も、海外旅行に行けます。最寄りの入国管理局に行って再入国許可申請をしてください。本来なら旅券(パスポート)に再入国許可書のシールが貼られますが、旅券(パスポート)が無いので、入国管理局が旅券(パスポート)の代わりとなる再入国許可書(手帳)を発行し、そこに再入国許可書のシールが貼られます。

<POINT>

○ なぜ無国籍者になってしまったのでしょうか？

ご本人にはその理由を聞きませんでした。外見が日本人と変わらないということから、恐らく中国出身者だと思われます。そして帰化申請をしたと思われますが、申請が却下されたのでしょうか。その際、ただちに再度中国政府に対し、国籍取得申請をしなければなりません。それをしなかったために無国籍者になったものと思われます。

* 帰化の手続は国籍によって異なりますので、各自で必ず法務局に問い合わせるよう、アドバイスしてください。

○ 無国籍であっても永住者の資格は継続されますか？

在留資格と帰化申請は異なるものです。従ってこの人が国籍を失う前に永住者の資格を持っていた場合には、無国籍者となっても資格は継続されます。

② 在留資格の更新はできますか

～身元保証人である父親から暴力を受けている子どもの在留資格の更新～

Q:

私には今の夫である日本人と再婚する前に、前の夫(フィリピン人)との間に子どもがいます。子どもが8歳の時に日本に呼び寄せ、現在は一緒に生活しています。その子どもも13歳になりました。以前から夫と子どもの仲はよくなかったのですが、先日はひどいものでした。翌日、学校へ行った子どもの体の異変に気付いた担任の先生は、児童相談所へ通報し、そのまま子どもは施設に送られました。

今、子どもの在留資格(定住者)の更新時期が迫っています。更新手続きをしたいのですが、身元保証人は今の夫。とても承諾してくれそうにありません。私は子どもと一緒に日本に居ることはできなくなってしまうのでしょうか？

A:

お子さんは20歳未満であるため、扶養を受ける目的で在留資格が許可されたと思われるます。そうすると、原則的には、身元保証人である夫が子どもの扶養を放棄した時点で更新手続きは難しくなります。

しかし諦めることができないのであれば、母親であるあなたが扶養者であることを示す書類とそこに至った経緯を記した説明書を添付し申請してみてください。8歳から日本に来ていることなどが考慮され、在留資格の更新ができるかもしれません。

<POINT>

○ 呼び寄せた子どもの在留資格更新

呼び寄せた子どもの在留資格を更新しようとする場合、子どもが原則として20歳未満であり、かつ未婚で、扶養を受けている(親子関係がある)ことが必要です。

③ 日本での離婚が母国では認められません

Q:

私はかつて日本人と結婚し、1年前に離婚しました。今度、別の日本人と再婚するため、母国の大使館に独身証明書の発行を依頼したところ、「あなたは重婚になるので、証明書は発行できない」と言われました。そこで理由を聞くと、私の母国では、日本の協議離婚、調停離婚は認められず、必ず裁判で離婚の判決が下されなければならないとのことでした。

これから離婚の裁判をしたいのですが、どうしたらよいでしょうか？

A:

日本では既に離婚が成立しているので、日本で改めて離婚の裁判を起こすことは難しいでしょう。どうしても裁判が必要ならば、母国で裁判を起こしてください。

<POINT>

○ 外国人の離婚・再婚の問題点

外国人総合相談センター埼玉には毎日のように離婚・再婚の相談が寄せられます。

一般的に日本は外国に比べ離婚手続が簡単であると言われています。

しかしながら、たとえ日本で離婚が成立しても、それが母国で認められない限り、離婚は成立していないことになります。

離婚する際には、母国の事情を良く調べた上でその手続をとることが重要です。

④ 年金を一括でもらいたい

Q:

私は日本とペルーの国籍を持っています。日本で働き、社会保険に70か月間加入していました。また、ペルーでは20歳から20年以上働いていました。

今月61歳になりました。日本では仕事がないので、ペルーに帰ろうと思っていますが、年金を一括でもらえませんか？

A:

あなたが日本で「日本人」として暮らしていたのか、「ペルー人」として暮らしていたのかが問題になります。「ペルー人」(外国人)として暮らしていたのなら、帰国後、脱退一時金を申請できますが、「日本人」として暮らしていたのなら、それはできません。

また、日本とペルーとは2011年12月現在では社会保障協定を締結していませんので、社会保険の加入年数が通算されることはありません。

<POINT>

○ 社会保障協定について

日本と諸外国の間において国際的に活発な人的交流が行われていることに伴い、日本の事業所から海外にある支店や駐在員事務所などに派遣される日本人が増加し、年金制度をはじめとする日本の社会保険制度と就労地である外国の社会保険制度にそれぞれ加入し、両国の制度の保険料を負担しなければならないことがあります。(二重加入の問題)

また、派遣期間が比較的短い場合、外国の年金制度の加入期間が短いという理由で年金が受けられないなど、外国で納めた保険料が結果的に掛け捨てになってしまうことがあります。(保険料掛け捨ての問題)

そこで、

(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととする。

(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにする。

とし、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決を図ることを目的としているのが、社会保障協定です。この協定は締結している国とそうでない国がありますので、適宜確認する必要があります。

* 2011年4月1日現在、社会保障協定を発効している国

ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド

⑤ もう日本では働けないのでしょうか

Q:

私の在留資格は就労が認められている「技術」で、在留期限は2013年10月31日までとなっています。この度、本国にいる病気療養中の母の看護のため、2011年3月に勤務先の会社から2か月の休暇をもらい、帰国しました。ところが母の病状が思わしくなく、日本へ戻ったのは予定をはるかに上回った5か月後の8月でした。

会社は約束した期限内に帰ってこなかった私を解雇しました。これから新たな就職先を探さなければならないのですが、就職活動のためにも「就労資格証明書」を入国管理局に申請する必要があるのでしょうか？

A:

「就労資格証明書」は次の就職先が決まってから申請するものですので、今は申請することができません。また、あなたの在留期限は2013年10月31日となっていますが、既に3か月の間在留資格に係る活動をしていませんので、正当な理由がなければ資格が取り消される可能性があります。

ただ、あなたの場合は母親の看護という理由があるので、まずは東京入国管理局さいたま出張所に相談に行ってください。

<POINT>

○ 在留資格の取消

所定の在留資格をもって日本にいる人が、決められた在留資格に係る活動を正当な理由がないのに3か月以上行っていない場合には、在留資格を取り消されることがあります。

なお、2012年7月以降、以下のように必要な届出をしなかった場合は在留資格の取消しや罰金などの不利益処分が科されることとなりました。

○ 在留審査を行う最寄りの地方入国管理局に届け出る必要がある場合

次の1から3の場合には、変更があった日から14日以内に届け出る必要があります。

1. 氏名、国籍・地域、生年月日、性別に変更があった場合

2. 所属機関に変更があった場合

在留資格「技術」、「留学」など、所属機関が在留資格の基礎となっている人の場合

3. 配偶者との離婚等の場合

「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「家族滞在」、「特定活動」のうち、配偶者としての身分が在留資格の基礎となっている人の場合

○ 市区町村に届け出る必要がある場合

・住居地を新たに定めた場合及び住居地に変更があった場合

中長期在留者の人が新規に我が国に入国した後、住居地を定めた日から14日以内に住居地の市区町村に届け出る必要があります。その後、移転した場合も同様です。

* 届出をしなかった場合には20万円以下の罰金に、虚偽届出は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがあるほか、住居地の届出をしなかったり虚偽届出をした場合には、在留資格が取り消されることがあります。また、虚偽届出をして懲役に処せられた場合は退去強制事由にも該当します。

○ 就労資格証明書

日本に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を法務大臣が証明する文書です。

第3部

相談お役立ち情報

① 関係する制度

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------------------------|--|--|
| 1 | COE(在留資格認定証明書)交付申請 | わが国に上陸しようとする場合には、申請に基づき法務大臣があらかじめ在留資格に関する上陸条件の適合性を審査し、その外国人の行おうとする活動の在留資格該当性を証明する文書を発給できることを定めている。 | 在留資格が短期滞在の場合でも申請は可能。海外にいる人を日本に呼び寄せる時に必要な申請。 |
| 2 | ESTA (電子渡航認証システム) | 電子渡航認証システム(Electronic System for Travel Authorization: ESTA)は、米国国土安全保障省(DHS)により2009年1月12日から義務化された。米国に短期商用・観光等の90日以内の滞在を目的で旅行する場合(米国において乗り継ぎするケースも含まれる)は、査証(ビザ)は免除されているが、米国内の航空機や船に搭乗する前にオンラインで渡航認証を受けなければならない。 | 米政府は、2010年9月8日以降、ESTA申請時には、一人当たり14米ドルを課している。事前にESTAの認証を取得していない場合、航空機等への搭乗や米国への入国を拒否されるので注意する。 一度ESTAの認証を受けると2年間有効である。ただし、2年以内にパスポートの期限が切れる場合は、パスポートの有効期限日をもって無効になる。また、パスポートを新規に取得した渡航者が名前を変更した、性別を変更した、国籍を変更した、ESTA申請質問で渡航者が過去に回答した内容(はい、いいえ)が変更した場合も再申請が必要である。 |
| 3 | 帰化 | 帰化とは、その国の国籍を有しない者(外国人)からの国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度である。 | |
| 4 | 寄乗地上陸許可寄港地申請 (Shore pass) | 日本の同一の空港で飛行機を乗り換え、第三国に赴く場合で、日本での滞在期間が72時間以内の場合には、航空会社を通じて寄港地上陸の申請を行うことができる。 | 寄港地上陸許可は短時間の滞在であるほか、期間の更新は認められず、行動範囲等も制限される。申請が許可されなかった場合には救済される方法はない。 |
| 5 | 強制送還 (強制出国制度) | 不法入国、不法上陸、不法残留、刑法違反、資格外活動、伝染病患者、売春に直接関係した者、政治的破壊活動に関与した者等は滞在するのは好ましくない外国人であり、日本の法律に違反しているので強制的に国外退去を命令し、執行する。 | 入管法24条の規定による。 |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

-関係する制度-

| 号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------|---|---|
| 6 | 再入国許可制度 | 我が国に在留する外国人が一時的に出国し再び我が国に入国しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために法務大臣が出国に先立って与える許可である。2012年7月みなし再入国許可制度が導入された。 | 1回限り有効のものと有効期間内に何回も使用できるものがある。みなし再入国許可は、出国日から1年以内の再入国の許可取得を不要とするもの。 |
| 7 | 在留期間更新許可申請 | 法務大臣が我が国に在留する外国人の在留を引き続き認めることが適当と判断した場合に、在留期間を更新してその在留の継続が可能となる手続である。 | |
| 8 | 在留資格 | 在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは、一定の身分又は地位を有するものとしての活動を行うことができることを示す、入管上の法的資格である。外国人はこの法的資格に基づいて日本に在留し、日本で活動することができる。 | |
| 9 | 在留資格取得手続 | 在留資格の取得とは、日本国籍の離脱や出生その他の事由により入管法に定める上陸の手続を経ることなく我が国に在留することとなる外国人が、その事由が生じた日から引き続き60日を超えて我が国に在留しようとする場合に必要とされる在留の許可である。 | 60日を超えて在留しようとする場合には、当該事由の生じた日から30日以内に在留資格の取得を申請しなければならない。 |
| 10 | 在留資格変更許可申請 | 在留資格の変更とは、在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、法務大臣に対して在留資格の変更許可申請を行い、従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更するために許可を受けることである。法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格変更許可申請を行うことである。 | |
| 11 | 在留特別許可 | 在留特別許可は入管法第24条のいずれかに該当し、本来我が国から退去する外国人に対して、法務大臣が特別に在留を許可するものであるが、その人が在留を希望する理由、どのような違反をしたか(違反の態様)、素行、家族状況や生活状況はどうか、また、国内外の情勢、さらには許可・不許可にした場合に他に与える影響はどうかなど、諸般の事情を総合的に判断して決められる。 | |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

-関係する制度-

| 名前 | 説明 | 備考 |
|------------------|---|---|
| 12 査証(ビザ)申請 | 申請人の居住地を管轄する日本国大使館・総領事館において、申請人本人が行う。日本国大使館・総領事館が承認した代理申請機関において申請する場合がある。 | 申請に必要な書類は、申請人の渡航目的及び国籍によって異なる。 |
| 13 査証免除国 | 2011年5月現在、61の国・地域に対して査証免除措置を実施している。 | 日本で報酬を受ける活動に従事する場合、それぞれの措置に定める期間を超えて滞在する場合には査証を取得する必要がある。 |
| 14 資格外活動許可申請 | 許可された在留資格に応じた活動以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を在留目的を変更することなく行おうとする場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受けなければならない。 | |
| 15 人権救済申し立て | 人権侵害を受けた時に弁護士会に申し立てを行える。その場合、調査を行い、必要に応じて、人権侵害を行っている人や団体等に対して、警告や勧告など事案に応じた救済のための措置をとる。 | 弁護士法第1条第1項には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と記載されている。人権擁護委員会は、この弁護士に課せられた使命を果たすために設けられた伝統ある委員会である。 |
| 16 親族の招聘 | (1)短期滞在目的で招聘する場合(親族や友人、取引先企業の社員などを滞在期間90日以内で招聘し報酬を支払わない場合)には、招聘理由書と滞在予定表等が必要となる。中国、ロシア・NIS諸国の人を招聘する場合及び旅費・滞在費を査証申請人(旅行者本人)ではなく日本側が支払う場合には、上記に加えて身元保証書、身元保証人の住民票、身元保証人の費用負担能力確認書類等が必要である。 (2)長期滞在(配偶者、就業、就学等)目的で招聘する場合には、最寄りの地方入国管理局に「在留資格認定証明書」の交付申請をすること。 | |
| 17 数次査証(数次再入国許可) | 再入国許可は原則として1回限り有効であるが、最大5年間有効の数次再入国許可制度がある。(特別永住者は6年)2012年7月みまじし再入国許可制度が導入された。 | 商用などでよく海外に出る人に便利。在留資格を取得・更新した日に期限内の数次許可を受けるとよい。 |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

-関係する制度-

| 名前 | 説明 | 備考 |
|--------------------------|---|--|
| 18 通称名登録 | 外国人が日本で生活する際に本名だけでは不便であったり、都合が悪かったりする場合があるため、本名とは別に日本式の名前を登録すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 通称記載申出書 実際にその通称名を使用していることを証明する資料(印鑑・社員証・公共料金の明細書等) |
| 19 特別永住者 | <p>特別永住者とは、第2次世界対戦前から日本に居住している朝鮮半島、台湾出身者で、1952年サンフランシスコ平和条約発効により、日本国籍を失った後も引き続き日本に居住している外国人とその子孫。「日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(入管特別法)」による。</p> <p>2012年7月特別永住者の制度は次のとおり見直された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付された。 2)みなし再入国許可制度が導入された。 | <p>有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者が、出国後2年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなった。</p> <p>※みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできない。出国後2年以内に再入国しないと特別永住者の身分が失われることになる。</p> <p>・これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合、再入国許可の有効期間の上限が「4年」から「6年」に延長された。</p> |
| 20 取次申請許可 (申請取次制度) | 申請人本人が窓口に向かなくても、申請を確実に受理することができるように、外国人を雇用している企業や教育機関の職員や公益財団の職員で、入国管理業務についての知識を有すると認められて地方入国管理局長が承認した人や、弁護士や行政書士の人で地方入国管理局長に届け出た人について、申請人に代わって申請の取次ぎを認めるという制度が申請取次制度である。 | |
| 21 難民(認定)申請 | 難民とは、難民条約第1条又は議定書第1条の規定により定義される難民を意味し、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができず、又はそれを望まない者とされている。 | |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

-関係する制度-

| 名前 | 説明 | 備考 |
|------------------------------|---|-----------------------------|
| 22 二重国籍 | <p>外国で生まれた人や、父又は母が外国人である人は、日本国籍のほか外国国籍も有する重国籍者である可能性がある。</p> <p>重国籍者は、22歳に達するまでに(20歳に達した後に重国籍になった場合は、重国籍になった時から2年以内に)、どちらかの国籍を選択する必要がある。選択しない場合は、日本の国籍を失うことがあるので注意する。</p> | |
| 23 日系人支援帰国 (帰国支援制度と同じ) | <p>帰国を決意した離職者に対し、一定の条件の下、帰国支援金を支給する事業(帰国を希望する日系人に対する帰国支援)である。</p> | <p>平成21年度より実施～22年3月で終了。</p> |
| 24 日本国籍取得 | <p>国籍法に定める一定の条件を備えている人は、法務大臣へ届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。</p> <p>日本国籍を取得する原因には、出生、届出、帰化の3つがある。</p> | |
| 25 不法就労 | <p>(1)我が国に不法に入国したり、在留期間を超えて不法に残留したりするな どして、正規の在留資格を持たない外国人が行う収入を伴う活動。 (2)正規の在留資格を持っている外国人でも、資格外活動許可を受けない で、その許可の範囲を超えて行う収入を伴う就労活動。</p> | |
| 26 不法滞在 (オーバーステイ) | <p>不法滞在中は、不法入国・不法上陸した後もそのまま不法に在留する状態をいう。また正規の手続で入国、上陸後においても、在留資格の変更や在留期間の更新をせずにそのまま不法残留(オーバーステイ)している状態も含む。このような状態の外国人を総称して「不法滞在者」とも言う。</p> | |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

—関係する制度—

| 名前 | 説明 | 備考 |
|-------------------------|---|----------------------|
| 27 無国籍 | <p>生地主義(生まれた場所で国籍を定める考え)と血統主義(生まれた場所ではなく両親の血統によって国籍を定める考え)の違いが発生原因の一つである。</p> <p>生地主義のみを採用している国の国籍を持つ両親が、血統主義のみを採用する他の国で子どもを生んだ場合、その子は両親の国の国籍も、出生国の国籍も得られない。結果として、無国籍となる。</p> | |
| 28 養子縁組 ※特別養子縁組以外 | <p>養子縁組とは、親子関係がない者の間に、親子関係を発生させる制度である。お互いに扶養をする義務を負い、未成年の養子は養親の親権に服する。また、お互いに相続する。</p> <p>養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法による。その者若しくは第三者の承諾又は同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件も備えること。</p> | |
| 29 養子縁組 ※特別養子縁組 | <p>特別養子縁組とは、実方の血族との親族関係を終了させて、養親の実子とする養子縁組である。</p> <p>養親は夫婦でなければならず(原則として25歳以上)、養子は原則として6歳未満でなければならず。父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることなどの特別の事情がある場合において、この利益のために特に必要があると認められなければならない。</p> | <p>日本の養子縁組制度による。</p> |
| 30 ワーキング・ホリデー | <p>ワーキング・ホリデー制度とは、二つの国・地域間の取り決め等に基づき、各々の国・地域が、相手国・地域の青少年に対して自国・地域の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、自国・地域において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を相互に認める制度である。</p> | |

2 医療・福祉・年金

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|--------------------|--|--|
| 1 | 遺族年金 (遺族年金制度) | <p>遺族年金(遺族年金制度)は、次の2つの性格を持った給付である。</p> <p>1.被保険者が現役期に死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者や子等に対する給付。</p> <p>2.受給権者が死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者等に対する給付。</p> | |
| 2 | 健康診断 | <p>労働安全衛生法第66条は、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を実施するよう義務付けている。</p> <p>雇入れ後に行われる健康診断には、一般の健康診断(定期健康診断)と、特別な項目について行う健康診断(特殊健康診断)がある。</p> <p>前者は、すべての事業者が労働者に対して定期的に行わなければならないものであり、後者は、労働安全衛生法施行令第22条に掲げられている一定の有害業務を行う事業者に義務づけられているものである。</p> | |
| 3 | 健康保険 | <p>健康保険制度に加入している事業所に常用雇用されている外国人は、健康保険に加入する。</p> <p>被保険者や被扶養者が病気やケガをして病院などで診療を受ける場合に必要な医療給付や手当金が支給される。</p> | |
| 4 | 健康保険任意継続 被保険者制度 | <p>会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件のもとに個人の希望により被保険者となることができる制度。</p> <p>資格喪失日の前日までに「継続して2か月以上の被保険者期間」があること。</p> | <p>健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を退職日の翌日から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)に提出する。</p> |

2 医療・福祉・年金

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------|---|---|
| 5 | 後遺症障害認定 | <p>後遺障害を残した事故の場合は、身体に残った障害の程度に応じた等級によって逸失利益及び慰謝料等が支払われる。自動車損害賠償保障法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認められる。</p> <p>等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。(後遺障害とは、事故によって身体に回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいう)</p> | |
| 6 | 厚生年金保険 | <p>主として日本の民間企業の労働者が加入する公的年金制度である。加入者やその遺族のために、老齢年金、障害年金、遺族年金が社会保険庁から支払われる。厚生年金法によって定められている。</p> | |
| 7 | 国民健康保険 | <p>国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに備えて、加入する人たちがお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度である。</p> | |
| 8 | 国民健康保険の減額制度 | <p>病気や失業・倒産などで急に収入が減ってしまった場合や災害で家屋に大きな損害を受けた場合など、どうしても保険料を納める事ができなくなってしまうときに納付すべき額を減額して納めることができる制度である。</p> | <p>前年の所得が一定額以下の世帯。</p> |
| 9 | 国民年金 | <p>公的年金の中ですべての国民に共通する基礎年金のことを言う。</p> | <p>国民年金は、自営業者だけでなく、厚生年金などの被用者年金制度の加入者とその配偶者にも共通する給付として、1.老齢基礎年金、2.障害基礎年金、3.遺族基礎年金の3種類の基礎年金を支給される。</p> |

2 医療・福祉・年金

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------|---|--|
| 10 | 児童手当 | <p>2012年3月31日、従来の子ども手当が廃止され、2012年4月から新しい児童手当制度がはじまった。この手当は、児童養育者に手当を支給すること、家庭等の生活の安定と児童の健全な成長に資することを目的としている。中学校卒業までの児童一人当たり、その年齢等に応じて月額10,000円～15,000円の手当が支給される。(所得制限限度額以上の養育者には、月額5,000円の支給となる。)</p> <p>受給には、居住地の市町村に対する認定請求が必要となる。(出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内)</p> <p>2012年3月まで、子ども手当を受けていた人は、改めて認定請求する必要はなく、2012年6月に現況届の提出が必要とされていた。</p> | <p>外国人にかかる事務取扱いについては、厚生労働省から以下のとおり都道府県知事あてに通知されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給資格者は、日本国内に住所を有する者であり、外国人も支給を受けることができる。(原則として日本国民に対する取扱いと同様) 2 外国人に係る受給資格の認定は、住民基本台帳による住所地の市区町村長が行う。 3 外国人児童の氏名、生年月日、住所及び受給資格者との続柄等の確認は住民基本台帳で行う。 |
| 11 | 在留特別許可 | <p>在留特別許可は入管法第24条のいずれかにかつて該当し、本来日本から退去する外国人に対して、法務大臣が特別に在留を許可するものであるが、その人が在留を希望する理由、どのような違反をしたか(違反の態様)、素行、家族状況や生活状況はどうか、また、国内外の情勢、さらには許可・不許可にした場合に他に与える影響はどうかなど、諸般の事情を総合的に判断して決められる。</p> | |
| 12 | 社会保険料 | <p>社会保険料とは、国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などの加入に際して支払う保険料をいう。</p> | |
| 13 | 社会保障協定について | <p>日本と諸外国の間において国際的に活発な人的交流が行われていることに伴い、日本の事業所から海外にある支店や駐在員事務所などに派遣される日本人が増加し、年金制度をはじめとする日本の社会保障制度と就労地である外国の社会保障制度にそれぞれ加入し、両国の制度の保険料を負担しなければならぬことがある。(二重加入の問題)</p> <p>また、派遣期間が比較的短い場合、外国の年金制度の加入期間が短いという理由で年金が受けられないなど、外国で納めた保険料が結果的に掛け捨てになってしまうことがある。(保険料掛け捨ての問題)</p> | <p>(1)日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに加入すればよいこととする。(2)相手国の年金加入期間を通算して年金が受けられるようにすることにより、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決を図ることを目的としているのが、社会保障協定である。</p> |

2 医療・福祉・年金

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-----------------------|---|--|
| 14 | 傷病手当金 | 傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される。 任意継続被保険者の人は、傷病手当金は支給されない。(健康保険法第104条による継続給付の要件を満たしている者は除く) | 働くことができず、会社を休んだ日が続いて3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給される。 支給額は、病気やけがで休んだ期間、一日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額である。 |
| 15 | 傷病年金 (傷病補償年金) | 業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次のいずれにも該当する場合支払われる。 (1) 傷病が治っていない。(2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当する。障害の程度に応じ、支払われる年金である。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金が支払われる。 |
| 16 | 脱退一時金 (外国人脱退一時金制度) | 国民年金の保険料を納めた期間又は厚生年金保険に加入した期間が6か月以上ある外国籍の人は、出国後2年以内に請求を行うことで加入期間等に応じて計算された一時金が支給される制度である。 | この支給を受けた場合、その期間は、協定において年金加入期間として通算できなくなる。 |
| 17 | 日本国籍取得 | 国籍法に定める一定の条件を備えている人は、法務大臣へ届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。 日本国籍を取得する原因には、出生、届出、帰化の3つがある。 | |
| 18 | 年金分割 | 日本で年金に入っている場合、婚姻期間中の厚生年金の分割も請求できる。特別な事情がない限り原則として接分割合は50%である。 | |
| 19 | 年金免除申請 (国民年金免除申請) | 所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続によって承認を受けると、保険料の納付が免除又は猶予される制度である。 | |

2 医療・福祉・年金

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------------|--|---|
| 20 | 不法滞在 (オーバーステイ) | 不法滞在とは、不法入国・不法上陸した後そのまま不法に在留する状態をいう。また正規の手続で入国、上陸後においても、在留資格の変更や在留期間の更新をせずにそのまま不法残留(オーバーステイ)している状態も含む。このような状態の外国人を総称して「不法滞在者」とも言う。 | |
| 21 | 保護申請 (生活保護制度) | 資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なる) | 外国籍の人については、定住者や永住者など一定の要件を満たす人だけが対象となる。 |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-----------|--|--|
| 1 | インターンシップ | 職場体験実習のことである。 | |
| 2 | 解雇予告手当 | 解雇をする場合には、少なくとも30日前に予告する。 予告を行わない場合には、平均賃金の30日以上以上の解雇予告手当を支払うことが必要である。(労働基準法第20条第2項) | |
| 3 | 帰化 | 帰化とは、その国の国籍を有しない者(外国人)からの国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度である。 | |
| 4 | 偽装結婚 | 実際には、夫婦として生活する意思がないのに、夫婦となる旨の婚姻届をすること。 | 刑法上は、公正証書原本不実記載罪に該当し処罰の対象となることがある。 |
| 5 | 休業手当 | 労働者を会社都合で自宅待機させる場合、会社は労働者に対し、60%の休業手当を支払うことになっている。ただし、自然災害による被害等がある場合は会社に支払義務は生じない。まずは会社と話し合い、解決しなければ労働基準監督署へ行き相談する。 | 労働基準法による。 今回の計画停電に関する休業のケースでは、雇用調整助成金が適用となり、政府から企業へ助成される。 |
| 6 | 休業特別支給金給付 | 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額支払われる。 | |
| 7 | 休業補償給付 | 業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき、休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額支払われる。 | |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|--------------------|---|---|
| 8 | 強制送還 (強制出国制度) | 不法入国、不法上陸、不法残留、刑法違反、資格外活動、伝染病患者、売春に直接関係した者、政治的破壊活動に関与した者等は滞在するのは好ましくない外国人であり、日本の法律に違反しているので強制的に国外退去を命令し、執行する。 | 入管法24条の規定による。 |
| 9 | 健康診断 | 労働安全衛生法第66条は、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を実施するよう義務付けている。 雇入れ後に行われる健康診断には、一般の健康診断(定期健康診断)と、特別な項目について行う健康診断(特殊健康診断)がある。 前者は、すべての事業者が労働者に対して定期的に行わなければならないものであり、後者は、労働安全衛生法施行令第22条に掲げられている一定の有害業務を行う事業者に義務づけられているものである。 | |
| 10 | 健康保険 | 健康保険制度に加入している事業所に常用雇用されている外国人は、健康保険に加入する。 被保険者や被扶養者が病气やケガをして病院などで診療を受ける場合に必要な医療給付や手当金が支給される。 | |
| 11 | 健康保険任意継続 被保険者制度 | 会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件のもとに個人の希望により被保険者となることができる制度。 資格喪失日の前日までに「継続して2か月以上の被保険者期間」があること。 | 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を退職日の翌日から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)に提出する。 |

—関係する制度—

3 仕事・労働

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|--------------------|---|--|
| 12 | 後遺症障害認定 | <p>後遺障害を残した事故の場合は、身体に残った障害の程度に応じた等級によって逸失利益及び慰謝料等が支払われる。自動車損害賠償法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認められる。</p> <p>等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。(後遺障害とは、事故によって身体に回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいう)</p> | |
| 13 | 厚生年金保険 | <p>主として日本の民間企業の労働者が加入する公的年金制度である。加入者やその遺族のために、老齢年金、障害年金、遺族年金が社会保険庁から支払われる。厚生年金法によって定められている。</p> | |
| 14 | 個別延長給付 | <p>倒産・解雇・雇止め等により離職された人(特定受給資格者・特定理由離職者)のうち右記の1～3のいずれかに該当、再就職が困難だと公共職業安定所長が認めた人について、所定給付日数分の失業給付の支給後も引き続き一定期間給付を行うことにより、再就職の支援を行う制度。</p> | <p>1. 受給資格に係る離職の日において45歳未満の人。 2. 雇用機会が不足する地域として指定された地域に居住する人。 3. 安定所長が再就職支援を計画的に行う必要があると認める人。</p> |
| 15 | 個別労働紛争 (個別労働組合) | <p>個別労働紛争とは、解雇や労働条件の引き下げ等の労働関係に関する事項について、個々の労働者と使用者(事業主)との間の紛争をいう。</p> | <p>平成13年に個別労働関係紛争解決促進法が制定。 個別労働関係紛争解決促進法では、都道府県労働局・地方公共団体で個別労働関係紛争を未然に防止し、自主的な解決を促進するため、相談、あっせん業務を行うよう努める、個別労働紛争の解決に取り組んでいる。</p> |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|----------------|---|---|
| 16 | 雇用契約解除 | <p>期間の定めのある雇用契約の場合は、原則として、途中で契約を解除することができない。やむを得ない事由があるときは、労働者は、直ちに契約の解除をすることができる。</p> <p>期間の定めのない雇用契約の場合は、労働者はいつでも解約の申入れをすることができ、解約の申入れの日から2週間を経過することによって雇用は終了する。</p> <p>使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して労働条件を明示しなければならぬ。明示された労働条件が事実と相違する場合、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。</p> | <p>民法に基づく雇用の解除・解約の申入れ。 労働基準法による労働条件の明示と契約の解除。</p> |
| 17 | 雇用保険 (失業保険) | <p>雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である。</p> <p>労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業した人や教育訓練を受ける人たちに対して、失業等給付を支給する。また、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進等をはかるための二事業を行っている。</p> | |
| 18 | 雇用保険基本手当 | <p>基本手当とは、雇用保険の被保険者が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職するために支給されるものである。</p> | |
| 19 | 雇用保険被保険者確認請求 | <p>事業主は、退職した労働者が希望すれば、必ず「雇用保険被保険者離職票」(離職票)を渡さなければならない。</p> <p>事業主が手続を行わない場合に、退職した労働者は非保険者でなくなったことの「確認の請求」を行うことができる。</p> | |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------|---|--|
| 20 | 再就職手当 | <p>雇用保険の失業等給付の就職促進給付のうち「就業促進手当」の一つ。再就職手当は、基本手当の受給資格がある人が安定した職業に就いた場合(雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって、雇用保険の被保険者を雇用する場合など)に基本手当の支給残日数(就職日の前日までの失業の認定を受けた後の残りの日数)が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上あり、一定の要件に該当する場合に支給される。支給額は、所定給付日数の支給残日数×30%×基本手当日額(一定の上限あり)となる。</p> | |
| 21 | 在留資格変更許可申請 | <p>在留資格の変更とは、在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、法務大臣に対して在留資格の変更許可申請を行い、従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更するために許可を受け、従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更することである。法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格変更許可申請を行うことである。</p> | |
| 22 | 資格外活動許可申請 | <p>許可された在留資格に応じた活動以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を在留目的を変更することなく行おうとする場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受けなければならない。</p> | |
| 23 | 社会保険料 | <p>社会保険料とは、国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などの加入に際して支払う保険料をいう。</p> | |
| 24 | 就業規則 | <p>職場において、使用者と労働者との間で、労働条件や職場で守るべき規律、理解のくい違いが原因となってトラブルが発生することがあるので、労働時間や賃金などの職場の労働条件や勤務規律などを決め、労働者に明確に周知しておくことが必要である。</p> <p>就業規則は、これらのことを文書にして具体的に定めたものである。</p> | <p>労働基準法では、パートタイマー等を含め常時10人以上の労働者を使用する事業所は、就業規則を作成し、その事業所を所轄する労働基準監督署長に届け出ることを義務付けている。</p> <p>労働者10人未満の事業所でも、就業規則を作成整備することが望まれる。</p> |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------------|--|---|
| 25 | 住宅手当制度 | 住宅手当は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人又は喪失するおそれのある人を対象として、住宅の確保(住宅喪失の予防)及び就労機会の確保を支援することを目的とした制度であり、地方自治体とハローワークによる就職支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃のための手当の支給を受けることができるものである。 | |
| 26 | 障害給付 (障害補償給付) | 業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付(業務災害の場合)又は障害給付(通勤災害の場合)が支給される。 | 障害(補償)給付には、労災保険法に定める障害等級表の1級から7級までの障害に該当する場合に支給される障害(補償)年金と、8級から14級までの障害に該当する場合に支給される障害(補償)一時金とがある。 |
| 27 | 障害補償 (障害補償年金) | 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき障害の程度に応じ、支払われる年金である。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金が支払われる。 |
| 28 | 傷病手当金 | 傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される。 任意継続被保険者の人は、傷病手当金は支給されない。(健康保険法第104条による継続給付の要件を満たしている者は除く) | 働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給される。 支給額は、病気やけがで休んだ期間、一日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額である。 |
| 29 | 傷病年金 (傷病補償年金) | 業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次のいずれにも該当する場合支払われる。 (1) 傷病が治っていない。(2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当する。障害の程度に応じ、支払われる年金である。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金が支払われる。 |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------------|---|--|
| 30 | 人権救済申し立て | 人権侵害を受けた時に弁護士会に申し立てを行える。その場合、調査を行い、必要に応じて、人権侵害を行っている人や団体等に対して、警告や勧告など事案に応じた救済のための措置をとる。 | 弁護士法第1条第1項には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と記載されている。人権擁護委員会は、この弁護士に課せられた使命を果たすために設けられた伝統ある委員会である。 |
| 31 | 数次査証 (数次再入国許可) | 再入国許可は原則として1回限り有効であるが、最大5年間有効の数次再入国許可制度がある。(特別永住者は6年) 2012年7月のみなし再入国許可制度が導入された。 | 商用などでよく海外に出る人に便利。在留資格を取得・更新した日に期限内の数次許可を受けるとよい。 |
| 32 | 損害賠償請求 | 労働者は、労働災害について、使用者に安全配慮義務違反があれば、債務不履行を理由とする損害賠償請求ができる。労災保険ではカバーされない慰謝料や、実際の損害額と労災保険給付との差額については、民事上の損害賠償を請求することになる。 | 使用者は、民法の規定により、労働者が労働契約上の債務を履行していないとして、債務不履行による損害賠償を請求したり、故意・過失によって損害を与えたとして、不法行為による損害賠償を請求することが考えられる。労働者が第三者に損害を与え、使用者が損害賠償をしたときは、使用者は労働者にその費用を求償することができる。労働者が使用者の指揮命令によって業務を遂行し、その過程で発生した損害については、労働者が弁償しなければならぬ範囲は、通常、損害の全部ではなく一部である。 |
| 33 | 退職勧奨 | 会社が労働者に対し退職を勧めること。 退職金の割増しなどの優遇処置を含んだ早期退職優遇制度などもこれに含まれる。 退職勧奨がなされた場合、労働者は必ず会社を退職しなければならなくなるわけではなく、退職勧奨に応じるかどうかは、あくまでも労働者の任意の判断に委ねられる。 | |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|--------------------------|---|--|
| 34 | 退職金 | 退職金は、支給の有無や支給基準がもつばら使用者の裁量に委ねられている場合は、単なる恩恵的給付であって賃金ではない。これに対し、就業規則、労働協約などの規定により、退職金を支給することや支給基準が明確に定められている場合は賃金と認められ、賃金に関する労働基準法の保護を受けるので、退職金請求権がある。 | 就業規則や労働協約などによる定めがない場合でも、これまでの退職者には支給していたという慣行や、支払うという労使間の個別の合意などにより、支給金額の算定が可能な程度に明確に定まっていれば退職金請求権があると考えられる。 |
| 35 | 短時間労働被保険者 (パートタイム労働者) | 短時間労働被保険者とは、年齢65歳未満、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者。短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者とは、年齢65歳以上の人。 | |
| 36 | 中小企業退職金共済事業制度 | 中小企業退職金共済事業制度は、中小企業の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、企業の振興と発展に寄与することを目的として、昭和34年に「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度である。 中小企業退職金共済事業制度の運営は、厚生労働省管轄の独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が行っている。 中小企業退職金共済事業制度は、法律で定められた社外積立型の退職金制度といえる。 | |
| 37 | 取次申請許可 (申請取次制度) | 申請人本人が窓口に向かなくても、申請を確実に受理することができるように、外国人を雇用している企業や教育機関の職員や公益財団の職員で、入国管理業務についての知識を有すると認められて地方入国管理局長が承認した人や、弁護士や行政書士の人で地方入国管理局長に届け出た人について、申請人に代わって申請の取次ぎを認めるという制度が申請取次制度である。 | |
| 38 | 日系人支援帰国 (帰国支援制度と同じ) | 帰国を決意した離職者に対し、一定の条件の下、帰国支援金を支給する事業(帰国を希望する日系人に対する帰国支援)である。 | 平成21年度より実施～22年3月で終了。 |

3 仕事・労働

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------------|---|--|
| 39 | パワーハラスメント | 仕事上での上下関係を利用した上司による部下への嫌がらせ。ひどい罵倒・中傷、暴力、執拗かつ無理な要求などがこれにあたる。部下に対する指導育成や業務上の命令などを名目として行われるため、表面化しにくいという問題がある。 | パワーハラスメントは、セクシャルハラスメントとして顕在化することもある。会社がパワーハラスメントを放置する場合、損害賠償の問題となることもある。 |
| 40 | 不服審査請求 | 労災の保険給付に関する決定に不服がある場合は、不服申立てをすることができ、保険給付については、労働基準監督署長が行った保険給付の支給・不支給の決定についての審査請求（一審）と、その審査請求に対して行われた審査決定についての再審査請求（二審）とがある。 | 審査請求は、保険給付決定をした労働基準監督署の所在地を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に対して行う。 |
| 41 | 不法就労 | (1)日本に不法に入国したり、在留期間を超えて不法に残留したりするなどして、正規の在留資格を持たない外国人が行う収入を伴う活動。 (2)正規の在留資格を持っている外国人でも、資格外活動許可を受けないで、その許可の範囲を超えて行う収入を伴う就労活動。 | 請求は、保険給付に関する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行う。 |
| 42 | 不法滞在 (オーバーステイ) | 不法滞在とは、不法入国・不法上陸した後もそのまま不法に在留する状態をいう。また正規の手続で入国、上陸後においても、在留資格の変更や在留期間の更新をせずにそのまま不法残留（オーバーステイ）している状態も含む。このような状態の外国人を総称して「不法滞在者」とも言う。 | |
| 43 | 有給休暇 (年次有給休暇) | 年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のことである。 | 年次有給休暇が付与される要件は、(1)雇い入れの日から6か月経過していること、(2)その期間の全労働日の8割以上出勤したこと、の2つである。 |
| 44 | 療養補償給付 | 業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき)必要な療養の給付である。 | |

—関係する制度—

3 仕事・労働

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------|--|----------------------------------|
| 45 | 労働安全衛生法 | 労働者の安全と衛生を確保するため、労働者の危険又は健康障害の防止、安全衛生教育(雇入れ時の教育等)、健康診断の実施がなされるよう規定した法である。 | |
| 46 | 労働者災害補償保険 | 労働者災害補償保険法に基づく制度で、業務上災害又は通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者又はその遺族に対し所定の保険給付を行う制度である。 | このほかに被災労働者の社会復帰の促進、遺族の援護等を行っている。 |
| 47 | 労働審判制度 | 個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を裁判所において、原則として3回以内の期日で、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として設けられた制度である。 | |
| 48 | 労働法 | 労働法とは労働問題に関する法令全体の総称で、労働法という名の法律があるわけではない。 労働法に分類される法律はさまざまで、労働契約法、労働基準法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働組合法、労働安全衛生法などがある。 | |
| 49 | ワーキング・ホリデー | ワーキング・ホリデー制度とは、二つの国・地域間の取り決め等に基づき、各々の国・地域が、相手国・地域の青少年に対して自国・地域の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、自国・地域において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を相互に認める制度である。 | |

4 住まい

関係する制度

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------------------|--|--|
| 1 | UR都市機構の賃貸住宅 (旧公団住宅) | <ul style="list-style-type: none"> 1.外国人の入居資格 ・短期滞在以外の在留資格があり、住民登録を行い、住民票に記載されていること。・一定の収入があること。 ・賃貸契約の内容を十分理解できること。 2.特徴 ・礼金・手数料・更新料・保証人が不要。 | UR都市機構の賃貸住宅についての詳細は、UR都市機構のHPを参照。 |
| 2 | 県営住宅 | <p>外国人の入居資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.在留カード等を有している。 2.県内に住所又は勤務場所がある。 3.入居しようとしている世帯の収入月額が、収入基準の範囲内である。 4.県民税・市町村民税を滞納していない。 5.現に住宅に困窮していることが明らかであるなど。 | <p>県営住宅についての詳細は、埼玉県HP又は埼玉県住宅供給公社HPを参照。</p> <p>http://www.pref.saitama.lg.jp/page/bosyuu-gaiyou.html http://www.saijk.or.jp/?p=410&post_type=teiki_zuij&to p=on</p> |
| 3 | 雇用促進住宅 | <p>原則として雇用保険に加入している人を対象とした賃貸住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.貸与要件(次のいずれかに該当する人) ・公共職業安定所の紹介等で就職することに伴い、住居を移転する人。 ・転勤等により住居の移転を余儀なくされ、住宅に困窮している人。 ・その他の職業の安定を図るために、住宅の確保を図ることが必要な人。 2.その他 ・敷金(2か月分の家賃)以外の礼金・手数料は不要。 ・確実な連帯保証人が必要。 ・所得制限あり。 | <p>安定所において求職者登録をしており、離職後概ね6か月以内の人(前年の源泉徴収票や、所得証明等)により、離職前の収入額を証明できる方に限る)で、住宅の確保を図ることが必要な人も対象となる。(ハローワークに相談すること)</p> <p>雇用促進住宅についての詳細は、(財)雇用振興協会のHPを参照。</p> <p>http://www.e-d-a.or.jp/cgi-bin/index.html</p> |
| 4 | 市営住宅 | 市営住宅とは、市が設置する公営住宅と改良住宅をいい、住宅に困っている低所得者に、安い家賃で貸すことを目的として建てられた住宅である。 | 市営住宅には入居について申込資格が定められている。 |
| 5 | 滞納 (税金) | 定められた期限までに納税されないことを滞納という。滞納になれば、督促状や催告書が發送される。この場合、本来の税額のほかに延滞金もあわせて納めることになる。 | |
| 6 | 転入手続 | 新たに市区町村の区域内に住所を定めるための手続。 | |

5 婚姻(DV)・親族

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|--------------------------|---|---|
| 1 | 慰謝料 | 慰謝料は、相手方の債務不履行又は不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための損害賠償。 | 離婚に関する慰謝料は、例外的に、不法行為とはいえないが相手方の行為によって離婚せざるを得なくなつたような場合には、裁判所から相手方に対する慰謝料の支払いが命じられることがある。 |
| 2 | 偽装結婚 | 実際には、夫婦として生活する意思がないのに、夫婦となる旨の婚姻届をすること。 | 刑法上は、公正証書原本不実記載罪に該当し処罰の対象となることがある。 |
| 3 | 協議離婚 | 協議離婚(婚姻関係を解消すること)は、夫婦が合意して離婚すること。協議離婚の場合には離婚の届出により成立する。 | |
| 4 | 婚費分担の請求 (婚姻費用の分担請求調停) | 夫婦の間で、夫婦や未成年子の生活費などの婚姻生活を維持するために必要な一切の費用(婚姻費用)の分担について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所にこれを定める調停又は審判の申立てをすることができる。 | 調停手続では、夫婦の資産、収入、支出など一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったりして、必要をよく把握して、解決案を提示したり、必要な助言をし、合意を旨話し合いを進める。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、家事審判官(裁判官)が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになる。 |
| 5 | 財産分割 (財産分与) | 離婚の際の財産分割(分与)とは、結婚していた間に夫婦で築いてきた財産を貢献した割合に応じて清算すること。 離婚した相手が経済的に自立するまでの生活を援助する扶養的財産分与や慰謝料的財産分与も行われることがある。 | 対象となる財産は、現金・預金・不動産・株・生命保険金・退職金・債務(借金)などである。 |

5 婚姻(DV)・親族

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|----------------|--|--|
| 6 | 詐欺 (結婚詐欺など) | 他人を欺いて錯誤に陥らせる違法な行為のこと。積極的に虚偽の事実を述べることだけでなく、他人がすでに錯誤に陥っており、又は陥ることを知りながら、真実を告げないといった消極的な方法でもこれにあたる。 | 詐欺に基づく意思表示(騙されて行った契約等)は、本心から行った意思表示でないため、取り消すことができる。 こうした事情を知らないで新たに法律関係に入ってきた第三者に対しては取り消しを主張できない。また、詐欺によって受けた損害は、不法行為として賠償請求できる。 |
| 7 | 親権 | 子どもの親権は、夫婦共同でもつが、離婚するとどちらか一方がもつ(単独親権)ことになる。夫婦の協議により決定し、合意ができなければ、調停や裁判に委ねることになる。通常、親権者は子どもを監護も行うが、親権者と実際に子どもと一緒に生活して面倒をみる監護権者とを分けることもある。 | 欧米では、離婚後も共同親権を持つ。 |
| 8 | 損害賠償請求 | 労働者は、労働災害について、使用者に安全配慮義務違反があれば、債務不履行を理由とする損害賠償請求ができる。労災保険ではカバーされない慰謝料や、実際の損害額と労災保険給付との差額については、民事上の損害賠償を請求することになる。 | 使用者は、民法の規定により、労働者が労働契約上の債務を履行していないとして、債務不履行による損害賠償を請求したり、故意・過失によって損害を与えたとして、不法行為による損害賠償を請求することが考えられる。労働者が第三者に損害を与え、使用者が損害賠償をしたときは、使用者は労働者にその費用を求償することができる。労働者が使用者の指揮命令によって業務を遂行し、その過程で発生した損害については、労働者が弁償しなければならぬ範囲は、通常、損害の全部ではなく一部である。 |
| 9 | 年金分割 | 日本で年金に入っている場合、婚姻期間中の厚生年金の分割も請求できる。特別な事情がない限り原則として接分割合は50%である。 | |

5 婚姻(DV)・親族

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------------|---|--|
| 10 | 賠償金 (損害賠償金) | 賠償金(損害賠償金)とは、心身又は資産に対して加えられた損害の発生に伴って受けるものである。 | 代表的な場合として、債務不履行と不法行為がある。例外的に無過失責任を負う場合もある。(土地工作物の占有者・所有者の責任等) |
| 11 | 不法滞在 (オーバーステイ) | 不法滞在とは、不法入国・不法上陸した後もそのまま不法に在留する状態をいう。また正規の手続で入国、上陸後においても、在留資格の変更や在留期間の更新をせずにそのまま不法残留(オーバーステイ)している状態も含む。このような状態の外国人を総称して「不法滞在者」とも言う。 | |
| 12 | 扶養権 | 自己の労働が困難で資産が充分でないために独立して生活することができない者のために他の者が援助することを扶養という。法律上は、扶養する者の義務の面から規定されている。 | 夫婦、親子、一定の親族には扶養義務がある。離婚に伴って親権者の指定がなされた場合でも、他の親の扶養義務はなくなるらない。 |
| 13 | 面接交渉権 | 子どもを引き取らなかった親が、離婚後に子どもと面会する権利のことである。双方の合意によって成立するが、合意できないときには家庭裁判の調停を経て審判で決定されることになる。 | 面接交渉権が認められれば、子どもを養育している親が一方的に面接を拒否することはできない。面接を拒否しても国家がこれを直接強制することはないが、不法行為として損害賠償の対象となることがある。 |
| 14 | 養育費 | 子どもを育てていくために必要な費用のことである。親権者でなくても、親であれば養育費を支払う義務があり、予想される費用、お互いの財産、収入などから算出して負担金を決める。 | 養育費は別れた相手のために支払うものに支払うものではなく、子どものために支払われるものである。養育費の支払いが調停もしくは裁判で決められた場合には、支払を怠ると給料の差押等強制執行の対象となることがある。 |

5 婚姻(DV)・親族

—関係する制度—

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|----------------------------|---|----------------------|
| 15 | <p>養子縁組 ※特別養子縁組以外</p> | <p>養子縁組とは、親子関係がない者の間に、親子関係を発生させる制度である。お互いに扶養をする義務を負い、未成年の養子は養親の親権に服する。また、お互いに相続する。 養子縁組は、縁組の当時ににおける養親となるべき者の本国法による。その者若しくは第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件も備えること。</p> | |
| 16 | <p>養子縁組 ※特別養子縁組</p> | <p>特別養子縁組とは、実方の血族との親族関係を終了させて、養親の実子とする養子縁組である。 養親は夫婦でなければならず(原則として25歳以上)、養子は原則として6歳未満でなければならぬ。父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることなどの特別の事情がある場合において、この利益のために特に必要があると認められなければならない。</p> | <p>日本の養子縁組制度による。</p> |
| 17 | <p>離婚訴訟</p> | <p>離婚について家事調停で解決ができない場合には、離婚訴訟を起こすことになる。 離婚訴訟では、離婚そのものだけでなく、未成年の子どもがいる場合に離婚後の親権者を定めるほか、財産分与や年金分割、子どもの養育費などについても離婚と同時に決めてほしいと申し立てることができる。又、離婚訴訟とともに、離婚に伴う慰謝料を求める訴訟を起こすこともできる。</p> | |
| 18 | <p>離婚調停 (夫婦関係調整調停)</p> | <p>離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができる。 調停手続では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもへの親権者を誰にするか、親権者とならない親と子どもの面会交流をどうするか、養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割の割合、慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができる。</p> | |

6 事件・事故

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------------|---|--|
| 1 | 慰謝料 | 慰謝料は、相手方の債務不履行又は不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための損害賠償。 | 離婚に関する慰謝料は、例外的に、不法行為とはいえないが相手方の行為によって離婚せざるを得なくなったような場合には、裁判所から相手方に対する慰謝料の支払いが命じられることがある。 |
| 2 | 仮放免 | 被收容者について、請求又は職権で、一時的に收容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置である。 收容令書による收容期間は「30日(ただし、主任審査官においてやむを得ない事由があると認めるときは、30日を上限に延長することができる)」、退去強制令書による收容は「送還可能のときまで」と定められているが、被收容者の健康上の理由、出国準備等のために身柄の拘束をいったん解く必要が生じることもあるので、その対応に設けられた制度である。 | |
| 3 | 休業補償給付 | 業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき、休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額支払われる。 | |
| 4 | 強制送還 (強制出国制度) | 不法入国、不法上陸、不法残留、刑法違反、刑事違反、資格外活動、伝染病患者、売春に直接関係した者、政治的破壊活動に関与した者等は滞在するのは好ましくない外国人であり、日本の法律に違反しているので強制的に国外退去を命令し、執行する。 | 入管法24条の規定による。 |

一関係する制度一

6 事件・事故

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------------|---|---|
| 5 | 後遺症障害認定 | <p>後遺障害を残した事故の場合は、身体に残った障害の程度に応じた等級によって逸失利益及び慰謝料等が支払われる。自動車損害賠償保障法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認められる。</p> <p>等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。(後遺障害とは、事故によって身体に回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいう)</p> | |
| 6 | 執行猶予 | <p>執行猶予の場合は、無罪と変わらないわけではない。被告人は有罪であると裁判され、これに科すべき刑もはつきり決められており、裁判で言い渡された執行猶予の期間内に被告人が再び罪を犯したりすると、執行猶予が取り消され、決められたとおりの刑を執行されることになる。</p> <p>執行猶予に付された人が再び罪を犯したりすることなく、その猶予の期間を無事に過ごしたときは、刑の言渡しそのものが効力を失い、将来まったくその刑の執行を受けることがなくなる。</p> | <p>執行猶予は、前科がない人などについて、3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡すときに付けることができる。また、執行猶予と同時に保護観察に付して、猶予の期間中、保護観察所に保護観察官や保護司の指導を受けるようにすることもある。</p> |
| 7 | 自賠責保険 (共済) | <p>自賠責保険(共済)とは、自動車損害賠償保障法に基づき自動車の運行による人身事故の被害者を救済するために、すべての自動車の原動機付自動車を含む)について契約することが義務づけられている強制保険(共済)である。</p> | <p>自賠責保険(共済)を契約しないで自動車を運行した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の刑事罰、及び免許停止等の行政罰が科せられる。</p> |
| 8 | 障害給付 (障害補償給付) | <p>業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付(業務災害の場合)又は障害給付(通勤災害の場合)が支給される。</p> | <p>障害(補償)給付には、労災保険法に定める障害等級表の1級から7級までの障害に該当する場合に支給される障害(補償)年金と、8級から14級までの障害に該当する場合に支給される障害(補償)一時金とがある。</p> |

6 事件・事故

関係する制度

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|------------------|---|---|
| 9 | 障害補償 (障害補償年金) | 業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき障害の程度に応じ、支払われる年金である。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金が支払われる。 |
| 10 | 傷病年金 (傷病補償年金) | 業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次のいずれにも該当する場合支払われる。 (1) 傷病が治っていない。(2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当する。障害の程度に応じ、支払われる年金である。 | 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金が支払われる。 |
| 11 | 損害賠償請求 | 労働者は、労働災害について、使用者に安全配慮義務違反があれば、債務不履行を理由とする損害賠償請求ができる。労災保険ではカバーされない慰謝料や、実際の損害額と労災保険給付との差額については、民事上の損害賠償を請求することになる。 | 使用者は、民法の規定により、労働者が労働契約上の債務を履行していないとして、債務不履行による損害賠償を請求したり、故意・過失によって損害を与えたとして、不法行為による損害賠償を請求することが考えられる。労働者が第三者に損害を与え、使用者が損害賠償をしたときは、使用者は労働者にその費用を求償することができる。労働者が使用者の指揮命令によって業務を遂行し、その過程で発生した損害については、労働者が弁償しなければならない範囲は、通常、損害の全部ではなく一部である。 |

—関係する制度—

6 事件・事故

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------------|---|----------------------------------|
| 12 | 不法滞在 (オーバーステイ) | 不法滞在とは、不法入国・不法上陸した後そのまま不法に在留する状態をいう。また正規の手続で入国、上陸後においても、在留資格の変更や在留期間の更新をせずにそのまま不法残留(オーバーステイ)している状態も含む。このような状態の外国人を総称して「不法滞在者」とも言う。 | |
| 13 | 養子縁組 ※特別養子縁組 | 特別養子縁組とは、実方の血族との親族関係を終了させて、養親の実子とする養子縁組である。 養親は夫婦でなければならず(原則として25歳以上)、養子は原則として6歳未満でなければならぬ。父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることなどの特別の事情がある場合において、この利益のために特に必要があると認められなければならない。 | 日本の養子縁組制度による。 |
| 14 | 療養補償給付 | 業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき)必要な療養の給付である。 | |
| 15 | 労働者災害補償保険 | 労働者災害補償保険法に基づく制度で、業務上災害又は通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者又はその遺族に対し所定の保険給付を行う制度である。 | このほかに被災労働者の社会復帰の促進、遺族の援護等を行っている。 |

7 子育て・教育

1-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-----------------------|--|--|
| 1 | 外国人学校等について | <p>外国人学校とは、外国にルーツを持つ子弟を対象として、教育を行う学校の総称である。</p> <p>国際学校(インターナショナルスクール)や特定の国名を付した学校(朝鮮、韓国、ブラジル、インド等)がある。</p> <p>その他に、各種学校、民間教育施設(私塾)、外国の高等学校相当として指定した外国人学校、国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた外国人学校がある。</p> | |
| 2 | 外国人特別選抜 (県立高校入学選抜) | <p>外国人特別選抜で入学を希望する場合は、下記のこと条件となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.日本の中学校に相当する課程を修了(見込みを含む)していること。 2.入国後の在日期间が3年以内であること。 3.保護者とともに県内に居住しているか、又は3月31日までに居住予定がある外国人籍の人であること。 | <p>県立高校入試に際して、在留資格や国籍を問うこととはない。外国人であっても、日本の中学校を卒業し、入学試験に合格すれば、県立高等学校に入学することができる。</p> |
| 3 | 児童手当 | <p>2012年3月31日、従来の子ども手当が廃止され、2012年4月から新しい児童手当制度がはじまった。この手当は、児童養育者に手当を支給すること で、家庭等の生活の安定と児童の健全な成長に資することを目的として いる。中学校卒業までの児童一人当たり、その年齢等に応じて月額10,000 円～15,000円の手当が支給される。(所得制限限度額以上の養育者には、 月額5,000円の支給となる。)</p> <p>受給には、居住地の市町村に対する認定請求が必要となる。(出生により受 給資格が生じた日の翌日から15日以内)</p> <p>2012年3月まで、子ども手当を受けていた人は、改めて認定請求する必要 はなく、2012年6月に現況届の提出が必要とされていた。</p> | <p>外国人にかかる事務取扱いについては、厚生労働省から以下のとおり都道府県知事あてに通知されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給資格者は、日本国内に住所を有する者であり、外国人も支給を受けることができる。(原則として日本国民に対する取扱いと同様) 2 外国人に係る受給資格の認定は、住民基本台帳による住所地の市区町村長が行う。 3 外国人児童の氏名、生年月日、住所及び受給資格者との続柄等の確認は住民基本台帳で行う。 |

7 子育て・教育

関係する制度

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-----------------------------------|---|---|
| 4 | <p>中学校卒業程度認定試験 (中卒認定)</p> | <p>学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられる。</p> | <p>受験資格(次のいずれかに該当すれば受験できる) (1)就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、3月31日までに満15歳以上になるもの。 (2)保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けない、かつ、3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりに中学校を卒業できない(4)を除く)と見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの。 (3)3月31日までに満16歳以上になる者。(1)及び(4)を除く) (4)日本の国籍を有しない者で、3月31日までに満15歳以上になる者。</p> |
| 5 | <p>中学校卒業程度認定試験 [一部試験科目免除]</p> | <p>中学校卒業程度認定試験では、一定の要件を満たしている場合には、一部の試験科目について試験の免除等を願うことができる。 全ての受験者を対象としたもの。 次の技能審査に合格した受験者は、申請により外国語(英語)の試験が免除される。 (1)実用英語技能検定:1級、準1級、2級、準2級又は3級 (2)英語検定試験:1級、2級又は3級 (3)国際連合公用語英語検定試験:特A級、A級、B級、C級、D級又はE級</p> | <p>外国籍等の受験者だけを対象とした特例措置等 (1)ふりがなを付けた問題冊子での受験 外国籍等の受験者は、全ての漢字(漢字の読み方を問う問題を除く)にふりがなを付けた問題冊子で、試験科目の全ての試験を受験することができる。 (2)技能審査の合格による国語の試験の免除 次の技能審査に合格した受験者は、申請により国語の試験が免除される。 日本語能力試験 NI又はN2(平成22年3月31日までの試験では1級又は2級)</p> |

10 くらいし

—関係する制度—

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|---------------|---|---|
| 1 | 遺族年金 (遺族年金制度) | <p>遺族年金 (遺族年金制度) は、次の2つの性格を持った給付である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者が現役期に死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者や子等に対する給付。 2. 受給権者が死亡した時に、その者によって生計を維持されていた配偶者等に対する給付。 | |
| 2 | 過払金返還請求 | <p>貸金業者は、利息制限法の制限利率を越えた利息を請求することがあり、この制限を越えて支払われた利息は元本に充当されるが、それでも払いすぎの場合は法的な根拠のないものとして過払金となる。過払金を、業者に返還を求めることができる。</p> <p>業者が返還を拒む場合には、返還請求訴訟を提起することができる。</p> | <p>過払金は、相手方が何の法的根拠もなく取得しているお金 (不当利得) なので、この返還を求めめる。</p> |
| 3 | 帰化 | <p>帰化とは、その国の国籍を有しない者 (外国人) からの国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度である。</p> | |
| 4 | 協議離婚 | <p>協議離婚 (婚姻関係を解消すること) は、夫婦が合意して離婚すること。協議離婚の場合には離婚の届出により成立する。</p> | |
| 5 | 強制送還 (強制出国制度) | <p>不法入国、不法上陸、不法残留、刑法違反、資格外活動、伝染病患者、売春に直接関係した者、政治的破壊活動に関与した者等は滞在するのは好ましくない外国人であり、日本の法律に違反しているので強制的に国外退去を命令し、執行する。</p> | <p>入管法24条の規定による。</p> |

—関係する制度—

10 くらし

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|--------------------|---|--|
| 6 | 行政手続法 (行政指導) | <p>行政庁の行方、処分、行政指導、届出に関する手続、命令等を定める手続等に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益を保護する目的で、各行政庁に共通する事項を統一的に定めた法律。</p> <p>国民から受けた申請に対し迅速にその結果を回答すること、拒否する場合には理由を示すこと、行政庁が国民に不利益処分をする場合には、その言い分を聴く機会を与えること、行政指導の内容とその責任の所在を明確にすることが規定されている。</p> | |
| 7 | 抵当権 | <p>債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利のことをいう。抵当権は担保物権の1つで、担保物権の中でもっともよく用いられているものである。</p> | <p>抵当権が設定された不動産であっても、売買は可能である。</p> |
| 8 | 契約不履行 (債務不履行) | <p>債務が履行されないことをいう。債務不履行の形態としては、1.履行遅滞：債務の履行期限までに債務の履行をしなかったこと、2.履行不能：債務の履行が不可能になってしまふこと、3.不完全履行：債務の履行はしたものの、履行が不完全であったということの3つの形態がある。</p> | <p>債務不履行の効果として、損害賠償、契約解除権等が発生する。</p> |
| 9 | 健康保険 | <p>健康保険制度に加入している事業所に常用雇用されている外国人は、健康保険に加入する。 被保険者や被扶養者が病気やケガをして病院などで診療を受ける場合に必要な医療給付や手当金が支給される。</p> | |
| 10 | 健康保険任意継続 被保険者制度 | <p>会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件のもとに個人の希望により被保険者となることができる制度。 資格喪失日の前日までに「継続して2か月以上の被保険者期間」があること。</p> | <p>健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を退職日の翌日から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)に提出する。</p> |

10 くらいし

—関係する制度—

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------|--|--|
| 11 | 国際弁護士 | 国際弁護士とは、主として日本国外の弁護士資格を持つ日本人を指して使われることのある通称である。外国との間の経済取引に代理人として関与する弁護士や外国の弁護士資格を有し日本で活動する外国人を指すこともある。 | |
| 12 | 国選弁護士 | 刑事事件では、弁護士がいないと裁判ができない場合もある。弁護士は、被告人自身あるいはその親族等が選任する(私選弁護士)のが原則だが、貧困その他の理由で私選弁護士を選任できないときは、被告人の請求により、また、一部の重大事件などにおいて被告人に弁護士がついていないときは職権により、裁判所が弁護士を選任する(国選弁護士)ことになっている。 | 起訴される前の被疑者の段階でも、一定の犯罪については国選弁護士が選任される。 |
| 13 | 国民健康保険 | 国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに備えて、加入する人たちがお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度である。 | |
| 14 | 国民健康保険の減額制度 | 病気や失業・倒産などで急に収入が減ってしまった場合や災害で家屋に大きな損害を受けた場合など、どうしても保険税を納める事ができなくなってしまうときに納付すべき額を減額して納めることができる制度である。 | 前年の所得が一定額以下の世帯。 |

10 くらいし

一関係する制度一

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|----------------------------------|---|--|
| 15 | <p>婚費分担の請求 (婚姻費用の分担請求調停)</p> | <p>夫婦の間で、夫婦や未成年子の生活費などの婚姻生活を維持するために必要な一切の費用(婚姻費用)の分担について、当事者間の話し合いがままならない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所にこれを定める調停又は審判の申立てをすることができる。</p> | <p>調停手続では、夫婦の資産、収入、支出など一切の事情について、当事者双方から事情を聞いた後、必要に応じて資料等を提出してもらったり、事情をよく把握して、解決案を提示したり、必要な助言をし、合意を旨話し合いを進める。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、家事審判官(裁判官)が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになる。</p> |
| 16 | <p>在留資格取得手続</p> | <p>在留資格の取得とは、日本国籍の離脱や出生その他の事由により入管法に定める上陸の手続を経ることなく日本に在留することとなる外国人が、その事由が生じた日から引き続き60日を超えて日本に在留しようとする場合に必要とされる在留の許可である。</p> | <p>60日を超えて在留しようとする場合には、当該事由の生じた日から30日以内に在留資格の取得を申請しなければならない。</p> |
| 17 | <p>差押え</p> | <p>債務名義(判決、調停調書、執行認諾文言のある公正証書等)を保有する債権者の申立に基づき、国家が債務者の財産処分を禁止し、強制的に債務の弁済をさせる手続。</p> | |
| 18 | <p>自賠責保険 (共済)</p> | <p>自賠責保険(共済)とは、自動車損害賠償保障法に基づき自動車の運行による人身事故の被害者を救済するために、すべての自動車(原動機付自動車を含む)について契約することが義務づけられている強制保険(共済)である。</p> | <p>自賠責保険(共済)を契約しない自動車を実行した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の刑事罰、及び免許停止等の行政罰が科せられる。</p> |
| 19 | <p>親権</p> | <p>子どもの親権は、夫婦共同でもつが、離婚するとどちらか一方がもつ(単独親権)ことになる。夫婦の協議により決定し、合意ができなければ、調停や裁判に委ねることになる。通常、親権者は子どもの監護も行うが、親権者と実際に子どもと一緒に生活して面倒をみる監護権者とを分けることもある。</p> | <p>欧米では、離婚後も共同親権を持つ。</p> |

10 くらし

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|-------------------|--|---|
| 20 | 滞納 (税金) | 定められた期限までに納税されないことを滞納という。滞納になれば、督促状や催告書が發送される。この場合、本来の税額のほか延滞金もあわせて納めることになる。 | |
| 21 | 通称名登録 | 外国人が日本で生活する際に本名だけでは不便であったり、都合が悪かったりする場合があります。本名とは別に日本式の名前を登録すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 通称記載申出書 実際にその通称名を使用していることを証明する資料(印鑑・社員証・公共料金の明細書等) |
| 22 | 転入手続 | 新たに市区町村の区域内に住所を定めるための手続。 | |
| 23 | 日本国籍取得 | 国籍法に定める一定の条件を備えている人は、法務大臣へ届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。 日本国籍を取得する原因には、出生、届出、帰化の3つがある。 | |
| 24 | 不法滞在 (オーバーステイ) | 不法滞在とは、不法入国・不法上陸した後そのまま不法に在留する状態をいう。また正規の手続で入国、上陸後においても、在留資格の変更や在留期間の更新をせずにそのまま不法残留(オーバーステイ)している状態も含む。このような状態の外国人を総称して「不法滞在者」とも言う。 | |
| 25 | 保証会社 | 所定の保証料を支払えば、保証会社が連帯保証人の代わりにしてくれたら、第一保証人の補償能力不足を補ってくれる。審査があり、保証料が必要である。 | 保証会社が主たる債務者に代わって弁済をした場合、保証会社は主たる債務者に弁済額を請求できる。 |

10 くらいし

—関係する制度—

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|---------------------------|--|----|
| 26 | <p>養子縁組 ※特別養子縁組以外</p> | <p>養子縁組とは、親子関係がない者の間に、親子関係を発生させる制度である。お互いに扶養をする義務を負い、未成年の養子は養親の親権に服する。また、お互いに相続する。 養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法による。その者若しくは第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件も備えること。</p> | |
| 27 | <p>離婚訴訟</p> | <p>離婚について家事調停で解決ができない場合には、離婚訴訟を起こすことになる。 離婚訴訟では、離婚そのものだけでなく、未成年の子どもがいる場合に離婚後の親権者を定めるほか、財産分与や年金分割、子どもの養育費などについて離婚と同時に決めてほしいと申立てることができる。又、離婚訴訟とともに、離婚に伴う慰謝料を求める訴訟を起こすこともできる。</p> | |

11 税金・各種証明

-関係する制度-

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|--------------|--|----|
| 1 | 確定申告 | <p>所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続。</p> <p>※日本国内の居住期間等により課税所得等の範囲が異なるため、詳しくは最寄りの税務署へ問い合わせる。</p> | |
| 2 | 自動車税 (県税) | <p>4月1日現在の自動車の所有者に課税され、5月に県自動車税事務所から送られてくる納税通知書により納税する。</p> <p>質問や相談は、県自動車税事務所又は最寄りの県税事務所へ問い合わせる。</p> | |
| 3 | 所得税還付 | <p>確定申告が必要でない人でも、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付される。</p> <p>なお、給与所得者で確定申告の必要がない人が還付申告する場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要。</p> <p>※日本国内の居住期間等により課税所得等の範囲が異なるため、詳しくは最寄りの税務署へ問い合わせる。</p> | |
| 4 | 滞納 (税金) | <p>定められた期限までに納税されないことを滞納という。滞納になれば、督促状や催告書が發送される。この場合、本来の税額のほかに延滞金もあわせて納めることになる。</p> | |
| 5 | 納税証明 | <p>確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書。</p> <p>納税証明書の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書(その1)・・・納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明 ・納税証明書(その2)・・・所得金額の証明(個人は申告所得税に係る所得金額、法人は法人税に係る所得金額) ・納税証明書(その3)・・・未納の税額がないことの証明(税目を指定した「その3の2」(申告所得税と消費税及び地方消費税)や「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税)の証明もある) ・納税証明書(その4)・・・証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないことの証明 | |

—関係する制度—

15 その他

| 番号 | 名前 | 説明 | 備考 |
|----|----------|--|--|
| 1 | 国際弁護士 | 国際弁護士とは、主として日本国外の弁護士資格を持つ日本人を指して使われることのある通称である。外国との間の経済取引に代理人として関与する弁護士や外国の弁護士資格を有し日本で活動する外国人を指すこともある。 | |
| 2 | 国選弁護士 | 刑事事件では、弁護士がいないと裁判ができない場合もある。弁護人は、被告人自身あるいはその親族等が選任する(私選弁護士)のが原則だが、貧困その他の理由で私選弁護人を選任できないときは、被告人の請求により、また、一部の重大事件などにおいて被告人に弁護人がついていないときは職権により、裁判所が弁護人を選任する(国選弁護士)ことになっている。 | 起訴される前の被疑者の段階でも、一定の犯罪については国選弁護人が選任される。 |
| 3 | 個人情報保護制度 | 個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、国の行政機関・独立行政法人等が個人情報等の取扱いに当たって守るべきルールを定めたものである。 | |

② 各種証明書・手続

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化 一各種証明書・手続一

| 号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|---|----------------|--|--|
| 1 | 外国人登録原票記載事項証明書 | 2012年7月の新たな在留管理制度の導入により、廃止された。新制度では、住民票によって、各種手続きの確認書類とすることができ。新制度前は、居住地在住の外国人の登録内容を「外国人登録原票」に記載しており、記載事項は原則として「非公開」だが、外国人本人、代理人、同居の親族などから開示請求がある場合には、「登録原票記載事項証明書」として開示しており、登録番号、氏名、性別、国籍、居住地、在留資格・期間、世帯主と続柄が記載されていた。入国管理局、学校、会社、銀行などで使っていた。新制度以降に外国人登録原票の記載事項が必要になつたときは法務省秘書課個人情報保護係に個人情報開示請求を行う。 | 本人確認書類(外国人登録証明書、運転免許証など) 本人(16歳未満の場合は法定代理人又は同居の親族の代理申請)、法定代理人、同居の親族以外からの交付申請については委任状が必要であつた。 |
| 2 | 外国人登録証明書 | 2012年7月の新たな在留管理制度の導入により、廃止された。新制度では、入国管理局から「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付される。日本に入国して90日以上滞在する外国人は、居住する市区町村役場で外国人登録をしなければならなかつた。 外国人登録をすると個人別に外国人登録原票が作成され、市区町村長から「外国人登録証明書」が発行された。証明書はカード状のもので、国内ではパスポートの代わりに身分証明するものとして使え、特別永住者を除く16歳以上の外国人は常時携帯義務があつた。携帯を怠ると刑事罰としての罰金が科せられた。出国、死亡、日本国籍取得などで外国人登録の対象でなくなつたら、返納する。なお、一定の期間「在留カード」等とみなす制度があるため、新制度後、ただちに切り替える必要がない場合もある。 | 申請場所:居住地の市区町村役場の外国人登録課 必要書類:外国人登録申請書1通、パスポート、写真2枚 申請期限:90日以上滞在する人は、入国から90日以内 日本において日本国籍を離脱・喪失して外国人となつた場合、外国人となつた日から60日以内。 日本で満16歳となつた外国人は、満16歳になつた日から30日以内。 |
| 3 | 在留カード | 在留カードは、平成24年7月9日以降、日本人住民と同様に住民基本台帳に登録される人(3か月を超えて在留する中長期在留者などに該当する人)に対し、それまで市区町村が交付していた外国人登録証明書に代わって法務省入国管理局から交付されるものである。 在留カードには、氏名/生年月日/性別/国籍・地域/住所/在留資格/在留期間及び在留期間の満了の日/許可の種類及び許可年月日/在留カード番号/交付年月日及び有効期間の満了の日/就労制限の有無等が記載される。 | 在留カードは、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等により中長期在留者に該当する人に対して交付されるため、原則として、それらの許可処分を行う地方入国管理局で交付される。在留カードは常時携帯することが必要で、入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要がある。ただし、16歳未満の人については、在留カードの常時携帯義務が免除されている。 |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

一 各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------------|---|---|
| 4 | 結婚公証書 | <p>配偶者との婚姻を証明する書類（中国公証処発行の和訳文付き婚姻公証書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国人との婚姻を証明する書類として、結婚証に基づき公証処の発行する結婚公証書がある。 | |
| 5 | 結婚証明書 (婚姻証明書) | <p>誰といつから正式に婚姻関係にあるかを証明するもの。</p> | <p>日本人に限られる場合と既に日本国籍を離脱した人や外国人も申請できる場合がある。 必要書類は基本的には戸籍謄本（又は戸籍抄本）（できる限り新しいもの）となるが、詳細については証明を受けようとする役所に直接問い合わせる。</p> |
| 6 | 個人住民税の納税証明書 | <p>個人住民税の納税証明書とは、各年度の個人住民税の納税額を証明する書類である。</p> | <p>証明を受けたい年度の初日の属する年の1月1日に住所のある市区町村に申請する。 郵送で申請できる場合もあるので、詳しくは市区町村役場の個人住民税担当課に確認する。</p> |
| 7 | 婚姻要件具備証明書 | <p>法務局、地方法務局及びその支局では日本人が外国においてその国の法律によって婚姻を成立させたいとする場合に必要となる「婚姻要件具備証明書」を作成・発行している。 この証明書は一般に「独身証明書」と呼ばれているもので日本法上婚姻することができるといふ事を証明するものである。 なお、全ての国がこの証明書を採用しているわけではないので、該当国の状況を確認する必要がある。 例えばブラジルでは「誓約書、陳述書」が採用されている。</p> | <p>・発行後1か月以内の戸籍謄（抄）本又は記録事項証明書 ・女性が請求する場合は、待婚期間についても確認する必要があるので、その戸籍が編製されてから6か月以上経過していない場合はその前の除籍謄（抄）本も必要となる。 ・請求者の身分証明書（免許証、パスポート等の顔写真付き） ・請求者の印鑑（認印可） また、証明書には、婚姻する相手の国籍、氏名、生年月日（西暦）、性別を記載するので、法務局で請求する際にその旨の記載ができるように確認しておく必要がある。</p> |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

一 各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------------------------|--|--|
| 8 | 再入国許可申請 | <p>在留資格や永住許可を持って日本に住んでいる外国人が一時的に他の国に出て、再び日本へ入国するために出国する前に再入国許可を取っておく必要がある。再入国許可がないまま出国すると在留資格や永住許可を失う。それまでの在留歴が白紙になる。有効期限は、在留期間内で最長5年である。(特別永住者は6年)なお、新しい在留管理制度が導入されたことにより、「みなし再入国許可」の制度ができた。この制度では、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人は、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合、原則として再入国許可を受ける必要がなくなる。</p> | <p>入国管理局で</p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国許可申請書(入管の窓口にある) 旅券 旅券を所持していない場合は、旅券を取得することができないことを記載した理由書 在留カード又は特別永住者証明書 印紙代(3,000円又は6,000円) |
| 9 | 在留期間更新の許可申請 | <p>現在持っている資格以外の活動をしたい時に、在留資格の変更の申請をする。(留学生在が卒業後企業に就職する場合など)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 在留資格認定証明書交付申請書 身元保証書(日本語版)、身元保証書(英語版) 外国人患者に係る受け入れ証明書 |
| 10 | 在留資格「特定活動」(就職活動を行う時に必要な在留資格) | <p>大学又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同教育機関を卒業した留学生等については、申請人の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たって卒業した教育機関の推薦があるなどの場合に、在留資格「特定活動」・在留期間「6月」への変更を認めることとし、更に1回の在留期間の更新を認めることで、就職活動のために1年間日本に滞在することが可能となる。</p> | |
| 11 | 在留資格認定証明書 | <p>在外日本公館でのビザ(査証)の取得を確実にし、入国時の審査を簡素化するもの。</p> <p>日本にいる代理人が入国を希望する外国人に代わって国内の入国管理局で申請し、交付を受ける。</p> <p>証明書は本人に送付し、本人は在外日本公館でビザの申請をする。証明書の有効期間は発行日から3か月。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 在留資格認定証明書交付申請書 身元保証書(日本語版)、身元保証書(英語版) 質問書 申立書(契約機関の経営者及び常勤の職員が入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第1号ロ(3)又は第1号ハ(6)に掲げる者のいずれにも該当していないことを申し立てる文書) 外国人患者に係る受け入れ証明書 |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------------|--|---|
| 12 | 在留資格変更の許可申請 | 現在持っている資格以外の活動をしたい時に、在留資格の変更の申請をされる。(留学生が卒業後企業に就職する場合など) | <ul style="list-style-type: none"> 在留資格変更許可申請書(入国管理局の窓口にある) 新たに従事しようとする活動の具体的な内容を示す資料(入学許可書、雇用契約書) |
| 13 | 資格外活動許可書 | 資格外活動許可を受けるには、「新たに許可された活動内容」が記載された証明シール(旅券に貼付)又は資格外活動許可書の交付による。現在認可されている資格活動以外に、収入を伴う活動を行おうとするときに申請する。(留学生が学費などを補う目的でアルバイトをする場合など) | <ul style="list-style-type: none"> 資格外活動許可申請書(入国管理局の窓口にある) 資格外活動の具体的な内容を示す資料(雇用契約書、雇用先の事業案内書など) |
| 14 | 指定書 | 指定書とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動(特定活動を認めた外国人に交付され、その活動が記載された書類。その指定書の内容を確認することにより就労できるか否かを判断できる。 | |
| 15 | 個人住民税の課税(非課税)証明書 | 課税証明書とは、各年度の個人住民税の課税額を証明する書類である。非課税証明書とは、各年度に個人住民税が課されていないことを証明する書類である。 | 証明を受けたい年度の初日の属する年の1月1日に住所のある市区町村に申請する。郵送で申請できる場合もあるので、詳しくは市区町村の個人住民税担当課に確認する。 |
| 16 | 住民票 | 居住関係を証明するもの。原則として、戸籍のある人が居住地の市区町村で住民基本台帳(住民票)に記載される。2012年7月までに外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民登録制度が導入された。 | <ul style="list-style-type: none"> 居住地の市区町村役場で本人もしくは同一世帯人が申請する。 ※本人等以外の人が申請する場合は、正当な請求理由を示す資料が必要。 ※窓口に来た人の本人確認ができる書類が必要。 |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|----------------------|--|--|
| 17 | 犯罪経歴証明書 (警察証明書) | 犯罪の有無が、日本語・英語・フランス語・ドイツ語及びスペイン語で記載されたもの。提出機関によっては警察証明の代わりに、申請人自ら、「犯罪歴はない」旨の申述文書に、公証人が署名証明した証書で代用できる場合がある。 | 住民登録のある市区町村を管轄する警察本部が申請の窓口となる。 必要書類・発給までの日数・手数料等の詳細については、直接警察本部に問い合わせる。 |
| 18 | 保証人誓約書 (身元保証人誓約書) | 入管法における身元保証人が、外国人が日本において安定的に、かつ、継続的に所期の入国目的を達成できるように、必要に応じて当該外国人の経済的保証及び法令の遵守等の生活指導を行う旨を誓約した書類。 | |
| 19 | 難民旅行証明書 | 難民旅行証明書は、難民条約第28条及び同条約附属書の規定を受けたもので、難民はその本国又は常居所国から旅券等の旅行文書の発行を受けることができない状況にあるが、一方ではほとんどどの国が外国人の出入国に際しては旅券等の旅行文書の所持を要求していることから難民の便宜を考慮して設けられた規定。 難民旅行証明書は、難民にも海外旅行の道を開こうとするもので、いわゆる外国人旅券としての性格を有しているところから、難民条約の締約国により有効な旅行文書と認められ、難民の入国に査証が必要なきは当該証明書に査証が与えられる。 | (提出書類) 1. 難民旅行証明書交付申請書 2通 2. 写真 (提出の日前6か月以内に撮影された5cm×5cm平方形の無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日が記載されているもの) 2葉 (提示書類) 1. 旅券又は在留資格証明書(旅券又は在留資格証明書の提示できない外国人は、その理由を記載した書面2通を提出) 2. 在留カード 3. 難民認定証明書 |

2 医療・福祉・年金

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------------------|---|--|
| 1 | 後遺症診断書 (後遺障害診断書) | 後遺症診断書(後遺障害診断書)は、後遺障害の内容が記載されたもので、後遺障害等級認定に必要なものである。 この等級に基づき、損害賠償額が算定されるので、後遺障害診断書の記載内容は非常に重要な意味をもつ。 | |
| 2 | 国民健康保険証 | 日本で勤務先の健康保険に加入せず、1年以上在留する外国人は、「国民健康保険」に加入する義務がある。 病気やケガで病院に行った場合、医療費総額の20～30%を自費負担し、あとは保険でまかなうことができる。すべてが保険適用になるとは限らない。国民健康保険の保険証は、国民健康保険の被保険者であることの証明書であり、受診券である。 | 住民登録をしている市区町村役場の国民健康保険課に、在留カードを持参して、申し込みをする。 保険料は、居住する市区町村によって異なる。前年度の収入に基づいて判定されるので、無収入でも住民税の申告が必要である。 |
| 3 | 死亡診断書 (死体検案書) | 死亡診断書(死体検案書)は、人間の死亡を医学的・法的に証明する。日本の死因統計作成の資料となる。 医師、歯科医師には、その作成交付の義務が、法律によって規定されている。 | 死亡診断書に虚偽の記載をすることは、刑法上、処罰の対象となる。 |
| 4 | 住民票の除票 | 住民票に記載されていた者が転出、死亡等により住民票から削除されたことを証明するもの。 | ・住民票の除票を管理する市区町村役場で申請する。 |

2 医療・福祉・年金

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------|--|---|
| 5 | 身体障害者手帳 | <p>身体障害者福祉法に基づき、一定の障害の程度に該当すると認定された人に県(さいたま市、川越市在住の人は各市)が交付するもので、各種障害福祉サービスを受けうるうえ原則必要となる。なお、障害の程度により1級から6級に区分されている。</p> <p>※日本で暮らす外国人の場合、住民登録によって居住地が明確で、かつ在留資格(ビザ)が有効であることが必要。ただし、「短期滞在」、「興行」、「研修」などの在留資格で一時的に日本に滞在している場合は、交付の対象とならない。</p> | <p>身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師が記載した診断書及び写真(たて4cm、よこ3cm)を添えて交付申請書を居住地の市区町村身体障害者福祉を管轄する課に提出する。</p> <p>指定医師については、居住地の市区町村身体障害者福祉を管轄する課又は県障害者福祉推進課に問い合わせる。</p> <p>なお、さいたま市又は川越市内の医療機関に勤務する指定医師については、さいたま市又は川越市の身体障害者福祉主管課に問い合わせる。</p> |
| 6 | 脱退一時金裁定請求書 | <p>厚生年金保険の被保険者期間が6か月以上あり、老齢厚生年金の受給資格を満たしていない短期在留の外国人が、帰国後2年以内に請求を行えば脱退一時金が支給される。</p> | <p>出国後2年以内に脱退一時金裁定請求書、年金手帳、出国の証印をされた旅券の写、預金通帳の記号番号を確認できる書類を日本年金機構本部に提出する。</p> <p>郵送・電子申請ができる。</p> |
| 7 | 年金手帳 | <p>年金手帳とは、国民年金、厚生年金に加入した人に交付されるものである。年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続など一生を通して使用する。</p> | |
| 8 | 療養補償給付請求書 | <p>療養の給付を請求する場合(労災指定病院等で療養する場合)、療養を受けている指定医療機関等を経由して、管轄の労働基準監督署長に、療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)又は療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3)を提出する。</p> | |

一各種証明書・手続一

3 仕事・労働

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------------------|---|---|
| 1 | 外国人登録原票 記載事項証明書 | 2012年7月の新たな在留管理制度の導入により、廃止された。新制度では、住民票によって、各種手続きの確認書類とすることができる。新制度前は、居住地在住の外国人の登録内容を「外国人登録原票」に記載しており、記載事項は原則として「非公開」だが、外国人本人、代理人、同居の親族などから開示請求がある場合には、「登録原票記載事項証明書」として開示しており、登録番号、氏名、性別、国籍、居住地、在留の資格・期間、世帯主と続柄が記載されていた。入国管理局、学校、会社、銀行などで使っていた。新制度以降に外国人登録原票の記載事項が必要になつたときは法務省秘書課個人情報保護係に個人情報開示請求を行う。 | 本人確認書類（外国人登録証明書、運転免許証など） 本人（16歳未満の場合は法定代理人又は同居の親族の代理申請）、法定代理人、同居の親族以外からの交付申請については委任状が必要であった。 |
| 2 | 解雇証明文書 （解雇理由証明書） | 使用者は解雇の予告を受けた労働者が退職の日までの間に解雇の理由についての証明書を請求した時は遅滞なく解雇理由の証明書を当該労働者に交付しなければならない。 解雇理由の証明は予告期間中から解雇日までに該当労働者が使用者に対して請求をすることが必要である。 解雇後に解雇理由証明書の交付を請求することはできない。 解雇後は退職時の証明を請求することとなる。 | |
| 3 | 解雇通知書 （解雇予告通知書） | 労働者を解雇する時には少なくとも30日前に予告することが原則である。具体的には解雇予告（口頭でも文書でもよい）が文書による予告が望ましい）をした次の日から起算して30日後が解雇日となるよう、予告を行うことが必要である。 予告日を全く設けない解雇（即時解雇）、予告期間が30日に満たない場合は、予告期間30日に対応する解雇予告手当を支払う必要がある。 | |
| 4 | 休業損害証明書 | 事故により怪我をした人が、治療のために働けなかったことにより、収入を得ることができなかった損害のすべてを休業損害という。 原則として、事故時に、現実的に仕事についていて、収入を得ていたことが必要となる。 休業損害証明書は、休業損害額を算定するために必要な書類のひとつである。休業損害を算定する上で、休業日数と減額や収入を証明することが一番大切である。 | |

3 仕事・労働

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------------------|--|-----------|
| 5 | 休業補償給付支給請求書 | 休業(補償)給付を請求するときに、休業補償給付支給請求書(様式第8号)又は休業給付支給請求書(様式第16号の6)を管轄の労働基準監督署長に提出するもの。 | |
| 6 | 給与明細書 | 労働基準法においては、給与明細書については必ず発行しなければならないという規定はない。しかし、所得税法において、給与を支払う者は給与の支払を受ける者に給与明細書を交付しなくてはならないという規定がある。会社は給与明細書の交付義務がある。 | |
| 7 | 源泉徴収票 | 給与所得の源泉徴収票は、給与等を支払ったすべての者について作成し交付するものである。 源泉徴収票は、給与の支払いをしている事業所等が発行するものである。 | 勤め先に請求する。 |
| 8 | 後遺症診断書 (後遺障害診断書) | 後遺症診断書(後遺障害診断書)は、後遺障害の内容が記載されたもので、後遺障害等級認定に必要なものである。 この等級に基づき、損害賠償額が算定されるので、後遺障害診断書の記載内容は非常に重要な意味をもつ。 | |
| 9 | 雇用契約書 | 会社と本人との間で結ばれたもの。(会社の辞令又は採用通知書の写しでもよい)従事する職務の内容をできるだけ詳しく、また雇用期間、地位及び報酬額について明記されていることが必要。労働条件がわかる書類。 | |

3 仕事・労働

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|----------------------------------|--|--|
| 10 | 雇用保険被保険者証 | 雇用保険料を払っている人に交付されるものである。失業中の労働者に対して生活の安定と再就職の促進のために一定期間失業給付を行うもので、給付金は労働者と事業主が支払う雇用保険料によってまかなう。 | 労働者本人が雇用保険の被保険者となったことを知る事ができるよう、資格取得の手続が済み次第、勤め先から労働者本人に渡すことになっているもの。大切に保管しなければならぬ。 |
| 11 | 雇用保険被保険者離職票 | 離職時に事業主からもらうものである。雇用保険の失業給付をうけるために必要である。 | |
| 12 | 雇用理由書 | その外国人を採用するまでに至った経緯や雇用の理由、職務内容を具体的に要領よく記述した説明書。 | |
| 13 | 在職証明書 | 勤務先が作成する証明書。これによりその人がどこで働いているかが証明される。 | |
| 14 | 採用通知書 (採用内定通知) | 企業からの募集に対し、求職者が応募するのは労働契約の申込であり、これに対する採用通知書(採用内定通知)は、申込に対する承諾である。 | 求職者の誓約書の提出とあいまって、誓約書記載の採用内定取消事由に基づく解約権留保付労働契約が成立したと解するのが相当である(大日本印刷事件 昭54.7.20)として、会社が誓約書を受領した段階で、労働契約が成立する。 |
| 15 | 在留資格「特定活動」 (就職活動を行う時に必要な在留資格) | 大学又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同教育機関を卒業した留学生等については、申請人の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たって卒業した教育機関の推薦があるなどの場合に、在留資格「特定活動」・在留期間「6月」への変更を認めることとし、更に1回の在留期間の更新を認めることで、就職活動のために1年間日本に滞在することが可能となる。 | |

3 仕事・労働

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|-------------|--|---|
| 16 | 在留資格変更の許可申請 | 現在持っている資格以外の活動をしたい時に、在留資格の変更の申請をする。(留学生が卒業後企業に就職する場合など) | <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格変更許可申請書(入国管理局の窓口にある) ・新たに従事しようとする活動の具体的な内容を示す資料(入学許可書、雇用契約書) |
| 17 | 資格外活動許可書 | 資格外活動許可を受けるには、「新たに許可された活動内容」が記載された証明シール(旅券に貼付)又は資格外活動許可書の交付による。現在認可されている資格活動以外に、収入を伴う活動を行おうとするときに申請する。(留学生が学費などを補う目的でアルバイトをする場合など) | <ul style="list-style-type: none"> ・資格外活動許可申請書(入国管理局の窓口にある) ・資格外活動の具体的な内容を示す資料(雇用契約書、雇用先の事業案内書など) |
| 18 | 就労資格証明書 | 就労資格証明書とは、日本に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を法務大臣が証明する文書のことである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(1通) ・資格外活動許可書(同許可を受けている場合)・旅券(パスポート)、在留カード等 ・身分を証する文書等(代理人若しくは申請取次者が申請を提出する場合) |
| 19 | 職務経歴書 | 職務経歴書は、履歴書では書ききれない具体的なキャリアややる気をアピールするためのもので、これまでやってきた仕事の内容だけでなく、その成果も盛り込み、自己アピールにつながるものである。 | |

3 仕事・労働

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------------|--|---|
| 20 | 身体障害者手帳 | <p>身体障害者福祉法に基づき、一定の障害の程度に該当すると認定された人に県(さいたま市、川越市在住の人は各市)が交付するもので、各種障害福祉サービスを受けるうえで原則必要となる。なお、障害の程度により1級から6級に区分されている。</p> <p>※日本で暮らす外国人の場合、住民登録によって居住地が明確で、かつ在留資格(ビザ)が有効であることが必要。ただし、「短期滞在」、「興行」、「研修」などの在留資格で一時的に日本に滞在している場合は、交付の対象とならない。</p> | <p>身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師が記載した診断書及び写真(たて4cm、よこ3cm)を添えて交付申請書を居住地の市区町村身体障害者福祉を管轄する課に提出する。</p> <p>指定医師については、居住地の市区町村身体障害者福祉を管轄する課又は県障害者福祉推進課に問い合わせる。</p> <p>なお、さいたま市又は川越市内の医療機関に勤務する指定医師については、さいたま市又は川越市の身体障害者福祉主管課に問い合わせる。</p> |
| 21 | 誓約書 | <p>内定後に本人と企業間で交わす書類のこと。自社の社員として守ってもらうべき事項が記載されており、新しく入社する者はそれらを順守することを約束する文書として提出する。</p> | |
| 22 | 退職金(解約手当金)請求書 | <p>中小企業退職金共済事業制度の退職金の請求書類。</p> | <p>中小企業退職金共済事業制度の退職金の請求手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主から「退職金共済手帳」を受け取り「退職金共済手帳」の3枚目「退職金(解約手当金)請求書」に記入・押印し、金融機関(ゆうちょ銀行、農・漁協は除く)の窓口で口座確認欄に押印を受けらる。 ・印鑑証明書又は住民票のいずれか1通(コピー不可) ・「退職金(解約手当金)請求書」と添付書類を同封し、「中退共本部給付業務部」に郵送する。 |

3 仕事・労働

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------------------|--|---|
| 23 | 退職金共済手帳 | <p>中小企業退職金共済事業制度の加入時に配布される「退職金共済契約関係書類綴(グリーンバインダー)」の中に「退職金共済手帳」がある。</p> | <p>中小企業退職金共済事業制度に加入している中小企業の従業員が退職した場合、加入時に配布している「退職金共済契約関係書類綴(グリーンバインダー)」の中の「退職金共済手帳」の2枚目「被共済者退職届」に記入し、《中退共本部保全課》宛て送付する。</p> <p>「退職金共済手帳」の3枚目「退職金(解約手当金)請求書」の事業主記入欄に必要事項を記入・押印のうえ、「退職金共済手帳(3枚)」ごと退職した従業員に渡す。</p> |
| 24 | 退職証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は労働者が退職の場合に、在職中の契約内容などについて証明書の交付を請求した時は遅滞なく証明書を当該労働者に交付しなければならない。 ・証明すべき事項は 1. 使用期間 2. 業務の種類 3. 当該事業場における地位 4. 賃金 5. 退職の理由(退職の事由が解雇の場合、その理由を含む) ・証明書の交付の請求を受けた使用者は、労働者が請求した事項に限り証明しなければならない。 | |
| 25 | 有給休暇取得届 (年次有給休暇) | 6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては年次有給休暇が与えられることになっている。 | |
| 26 | 離職証明書 | 企業などにおいて、退職する予定の社員又は退職した社員が離職票を請求できるようにするために企業側が作成・交付する書類のこと。「雇用保険被保険者離職証明書」の略。 | 前に勤めていた会社に対して「離職証明書」の交付を請求し、その離職証明書を公共職業安定所に提出することによって、離職票の交付を受けることができる。 |
| 27 | 離職票 | 離職票とは、離職した際に事業主から提出される離職証明書に基づいて、公共職業安定所から交付されるものである。 | |

—各種証明書・手続—

3 仕事・労働

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------------------------|--|----|
| 28 | 療養補償給付請求書 | 療養の給付を請求する場合（労災指定病院等で療養する場合）、療養を受けている指定医療機関等を経由して、所轄の労働基準監督署長に、療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）又は療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の3）を提出する。 | |
| 29 | 履歴書 | 履歴書とは、学業や職業の経歴など人物の状況を記した書類のことで、就職や転職時に選考用の資料として用いられる。 | |
| 30 | 労働契約書 （労働条件通知書・雇入れ通知書） | 使用者が労働者を採用するときに交わす書面のことである。賃金・労働時間その他の労働条件を明示しなくてはならない。 | |

4 住まい

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|----------------------|--|--|
| 1 | (各種証明書交付に関する) 委任状 | 各種証明書及び届出を請求できる人がいろいろなる理由から自分で請求できないような場合に、請求する権利のない人(第三者など)に自分の代理として請求してもらいために、証明書を請求することを代理人に任せるという内容を、請求できる人が直筆した文書である。 | <p>代理人は必ず身分証明書を持参する。 委任状記載に関する注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> •委任状は、請求する権利のない人(第三者など)が作成した委任状は無効となる。 •委任状を作成する場合は、請求できる人が手書きで委任内容や署名をする。(全文をワープロなどで作成された場合には委任状として認められない) •請求する証明書の内容や数量は、必ず記入する。 |
| 2 | 住民票 | 居住関係を証明するもの。 原則として、戸籍のある人が居住地の市区町村で住民基本台帳(住民票)に記載される。 2012年7月までに外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民登録制度が導入された。 | <ul style="list-style-type: none"> •居住地の市区町村役場で本人もしくは同一世帯人が申請する。 <p>※本人等以外の方が申請する場合は、正当な請求理由を示す資料が必要。 ※窓口に来た人の本人確認ができる書類が必要。</p> |
| 3 | 身体障害者手帳 | 身体障害者福祉法に基づき、一定の障害の程度に該当すると認定された人に県(さいたま市、川越市在住の人は各市)が交付するもので、各種障害福祉サービスを受けやすい原則となる。なお、障害の程度により1級から6級に区分されている。 ※日本で暮らす外国人の場合、住民登録によって居住地が明確で、かつ在留資格(ビザ)が有効であることが必要。ただし、「短期滞在」、「興行」、「研修」などの在留資格で一時的に日本に滞在している場合は、交付の対象とならない。 | <p>身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師が記載した診断書及び写真(たて4cm、よこ3cm)を添えて交付申請書を居住地の市区町村身体障害者福祉を管轄する課に提出する。 指定医師については、居住地の市区町村身体障害者福祉を管轄する課又は県障害者福祉推進課に問い合わせる。 なお、さいたま市又は川越市内の医療機関に勤務する指定医師については、さいたま市又は川越市の身体障害者福祉主管課に問い合わせる。</p> |

—各種証明書・手続—

4 住まい

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|-------------------|--|--|
| 4 | 賃貸契約書 (賃貸借契約書) | 賃貸契約書(賃貸借契約書)とは、物の貸借とその対価としての賃料についての条件を書面化した契約書である。 | |
| 5 | 転出証明書 | 市区町村の区域外へ住所を移すため、あらかじめ転出届があったときに発行される証明書。(国外に転出する場合を除く) 転入届の際、原則として必要になる。 | <p>1.届出事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・転出先 ・転出の予定年月日 <p>2.本人確認書類の提示等が必要</p> <p>※詳しくは各市区町村のホームページなどで確認する。</p> |

5 婚姻(DV)・親族

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------------|---|--|
| 1 | 結婚公証書 | <p>配偶者との婚姻を証明する書類(中国公証処発行の和訳文付き婚姻公証書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国人との婚姻を証明する書類として、結婚証に基づき公証処の発行する結婚公証書がある。 | |
| 2 | 結婚証明書 (婚姻証明書) | <p>誰といつから正式に婚姻関係にあるかを証明するもの。</p> | <p>日本人に限られる場合と既に日本国籍を離脱した人や外国人も申請できる場合がある。 必要書類は基本的には戸籍謄本(又は戸籍抄本)(できる限り新しいもの)となるが、詳細については証明を受けようとする役所に直接問い合わせる。</p> |
| 3 | 婚姻要件具備証明書 | <p>法務局、地方法務局及びその支局では日本人が外国においてその国の法律によって婚姻を成立させたいとする場合に必要となる「婚姻要件具備証明書」を作成・発行している。 この証明書は一般に「独身証明書」と呼ばれているもので日本法上婚姻することができるといふ事を証明するものである。 なお、全ての国がこの証明書を採用しているわけではないので、該当国の状況を確認する必要がある。 例えばブラジルでは「誓約書、陳述書」が採用されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 発行後1か月以内の戸籍謄(抄)本又は記録事項証明書 女性が請求する場合は、待婚期間についても確認する必要があるので、その戸籍が編製されてから6か月以上経過していない場合はその前の除籍謄(抄)本も必要となる。 請求者の身分証明書(免許証、パスポート等の顔写真付き) 請求者の印鑑(認印可) <p>また、証明書には、婚姻する相手の国籍、氏名、生年月日(西暦)、性別を記載するので、法務局で請求する際にその旨の記載ができるように確認しておく必要がある。</p> |
| 4 | 死亡診断書 (死体検案書) | <p>死亡診断書(死体検案書)は、人間の死亡を医学的・法律的に証明する。日本の死因統計作成の資料となる。 医師、歯科医師には、その作成交付の義務が、法律によって規定されている。</p> | <p>死亡診断書に虚偽の記載をすることは、刑法上、処罰の対象となる。</p> |

5 婚姻(DV)・親族

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|----------------|---|--|
| 5 | 戸口簿 (居民戸口簿) | <p>日本人と中国人が結婚する場合、日本の法律上、日本人については日本の「民法」の定める結婚要件を、中国人については「婚姻法」の定める結婚要件を、それぞれ満たす必要がある。中国の法律上、有効な婚姻を成立させるためには、日本人についても中国婚姻法の要件を満たす必要がある。婚姻手続は、日本国内又は中国国内のどちらでも行える。日本国内で婚姻手続した場合は、中国国内においても有効な婚姻と認められ、中国国内であらためて婚姻登記又は承認手続を行う必要はないが、中国人の戸口簿(居民戸口簿)の婚姻状況欄を「既婚」に変更する手続を行う必要がある。</p> | <p>日本国内で結婚したという証明「婚姻受理証明」を日本国内で婚姻届を提出した市区町村から入手し、外務省及び在日日本中国大使館(又は総領事館)でそれぞれ認証を得た「婚姻受理証明」を、中国人の戸籍所在地の派出所に提出する。その際、日本語から中国語への翻訳文も求められる可能性があるがあるので、確認する。</p> |

一各種証明書・手続一

6 事件・事故

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------------------|--|---|
| 1 | 休業損害証明書 | <p>事故により怪我をした人が、治療のために働けなかったことにより、収入を得ることができなかった損害のすべてを休業損害という。</p> <p>原則として、事故時に、現実には仕事についていて、収入を得ていたことが必要となる。</p> <p>休業損害証明書は、休業損害額を算定するために必要な書類のひとつである。休業損害を算定する上で、休業日数と減額や収入を証明することが一番大切である。</p> | |
| 2 | 休業補償給付支給請求書 | <p>休業(補償)給付を請求するときに、休業補償給付支給請求書(様式第8号)又は休業給付支給請求書(様式第16号の6)を所轄の労働基準監督署長に提出するもの。</p> | |
| 3 | 後遺症診断書 (後遺障害診断書) | <p>後遺症診断書(後遺障害診断書)は、後遺障害の内容が記載されたもので、後遺障害等級認定に必要なものである。</p> <p>この等級に基づき、損害賠償額が算定されるので、後遺障害診断書の記載内容は非常に重要な意味をもつ。</p> | |
| 4 | 示談書 (和解契約書) | <p>示談とは、裁判手続によらず、当事者(刑事事件では被疑者と被害者)間で話し合い、損害賠償責任の有無や金額、支払い方法を合意し、民事上の解決とすること。</p> <p>示談内容や具体的事情にもよるが、一般的には、示談後は、相手方に損害賠償等を改めて請求できなくなる。</p> | <p>交通事故の示談では、「免責証書」が作成されることが多いが、これは保険会社の担当者が示談交渉を行うためであり、実質的には示談書と同じである。</p> |
| 5 | 犯罪経歴証明書 (警察証明書) | <p>犯罪の有無が、日本語・英語・フランス語・ドイツ語及びスペイン語で記載されたもの。提出機関によっては警察証明の代わりに、申請人自ら、「犯罪歴はない」旨の申述文書に、公証人が署名証明した証書で代用できる場合がある。</p> | <p>住民登録のある市区町村を管轄する警察本部が申請の窓口となる。</p> <p>必要書類・発給までの日数・手数料等の詳細については、直接警察本部に問い合わせる。</p> |

7 子育て・教育

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|--------------------|---|---|
| 1 | 外国人登録原票 記載事項証明書 | <p>2012年7月の新たな在留管理制度の導入により、廃止された。新制度では、住民票によって、各種手続きの確認書類とすることができ、新制度前は、居住地在住の外国人の登録内容を「外国人登録原票」に記載しており、記載事項は原則として「非公開」だが、外国人本人、代理人、同居の親族などから開示請求がある場合には、「登録原票記載事項証明書」として開示しており、登録番号、氏名、性別、国籍、居住地、在留の資格・期間、世帯主と続柄が記載されていた。入国管理局、学校、会社、銀行などで使っていた。新制度以降に外国人登録原票の記載事項が必要になつたときは法務省秘書課個人情報保護係に個人情報開示請求を行う。</p> | <p>本人確認書類(外国人登録証明書、運転免許証など) 本人(16歳未満の場合は法定代理人又は同居の親族の代理申請)、法定代理人、同居の親族以外からの交付申請については委任状が必要であった。</p> |
| 2 | 副申書 | <p>副申書とは、資格外での活動が修学の妨げにならないということを証明する文書である。大学が発行する。 下記の場合は副申書を発行できない。 取得単位数が少なく、履修登録をしていない、授業に出席していない、学費が滞納されている(分納などにより納入のメドが立っていない)等。</p> | <p>2010年7月に廃止された。</p> |

10 くらし

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|----------------------|--|---|
| 1 | (各種証明書交付に関する) 委任状 | 各種証明書及び届出を請求できる人がいるいろいろな理由から自分で請求できないような場合に、請求する権利のない人(第三者など)に自分の代理として請求してもらうため、証明書を請求することを代理人に任せるという内容を、請求できる人が直筆した文書である。 | 代理人は必ず身分証明書を持参する。 委任状記載に関する注意事項 ・委任状は、請求する権利のない人(第三者など)が作成した委任状は無効となる。 ・委任状を作成する場合は、請求できる人が手書きで委任内容や署名をする。(全文をワープロなどで作成された場合には委任状として認められない) ・請求する証明書の内容や数量は、必ず記入する。 |
| 2 | 印鑑登録証明書 | 印鑑が登録されたものであることを証明するもの。 不動産の登記や自動車の登録、公正証書の作成などの重要な手続に使われている。 | |
| 3 | 外国人登録原票 記載事項証明書 | 2012年7月の新たな在留管理制度の導入により、廃止された。新制度では、住民票によって、各種手続きの確認書類とすることができ。新制度前は、居住地在住の外国人の登録内容を「外国人登録原票」に記載しており、記載事項は原則として「非公開」だが、外国人本人、代理人、同居の親族などから開示請求がある場合には、「登録原票記載事項証明書」として開示しており、登録番号、氏名、性別、国籍、居住地、在留の資格・期間、世帯主と続柄が記載されていた。入国管理局、学校、会社、銀行などで使っていた。新制度以降に外国人登録原票の記載事項が必要になったときは法務省秘書課個人情報保護係に個人情報開示請求を行う。 | 本人確認書類(外国人登録証明書、運転免許証など) 本人(16歳未満の場合は法定代理人又は同居の親族の代理申請)、法定代理人、同居の親族以外からの交付申請については委任状が必要であった。 |

10 くらし

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|-------------------|---|--|
| 4 | 外国人登録証明書 | <p>2012年7月の新たな在留管理制度の導入により、廃止された。新制度では、入国管理局から「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付される。日本に入国して90日以上滞在する外国人は、居住する市区町村役場で外国人登録をしなければならなかった。</p> <p>外国人登録をすると個人別に外国人登録原票が作成され、市区町村長から「外国人登録証明書」が発行された。証明書はカード状のもので、国内ではパスポートの代わりに身分証明するものとして使え、特別永住者を除く16歳以上の外国人は常時携帯義務があった。携帯を怠ると刑事罰としての罰金が科せられた。出国、死亡、日本国籍取得などで外国人登録の対象でなくなったら、返納する。なお、一定の期間「在留カード」等とみなす制度があるため、新制度後、ただちに切り替える必要がない場合もある。</p> | <p>申請場所：居住地の市区町村役場の外国人登録課</p> <p>必要書類：外国人登録申請書1通、パスポート、写真2枚</p> <p>申請期限：90日以上滞在する人は、入国から90日以内</p> <p>日本において日本国籍を離脱・喪失して外国人となった場合、外国人となった日から60日以内。</p> <p>日本で満16歳となった外国人は、満16歳になった日から30日以内。</p> |
| 5 | 外国人登録証明書交付予定期間指定書 | <p>2012年7月の新たな在留管理制度の導入により、廃止された。</p> <p>居住地の市区町村役場で外国人登録証明書の引替交付手続の申請を行った時には「外国人登録証明書交付予定期間指定書」が交付されていた。また「現在使用している外国人登録証明書」は回収されていた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 外国人は新しい外国人登録証明書が交付されるまでは「外国人登録証明書交付予定期間指定書」を常時携帯しなければならなかった。 交付期間になったら窓口で新しい外国人登録証明書を受け取る。(外国人登録証明書交付予定期間指定書を持参する) 外国人登録証明書の受け取りが出来るのは、本人及び同居の親族である。 |
| 6 | 公証書 | <p>日本のような戸籍制度がない国では、身分関係の証明のために証明する項目ごとに証明書を発行することがある。中国が発行するこの証明書を公証書という。</p> | <p>日本人と外国人の結婚では、「婚姻要件具備証明書」の提出を求められるが、公証書もその書類の一つとなり得る。</p> |
| 7 | 公正証書 | <p>公正証書は、法律の専門家である公証人が公証人法・民法などの法律に従って作成する公文書である。</p> <p>公文書であり、高い証明力がある。債務者が金銭債務の支払を怠ると、裁判所の判決などを待たないで直ちに強制執行手続に移ることができる効力のある公正証書の作成も可能である。</p> | <p>公正証書には、遺言公正証書、任意後見契約公正証書、金銭の貸借に関する契約や土地・建物などの賃貸借に関する公正証書、離婚に伴う慰謝料・養育費の支払に関する公正証書並びに事実実験に関する公正証書などがある。</p> |

10 くらし

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------------|--|---|
| 8 | 国民健康保険証 | <p>日本で勤務先の健康保険に加入せず、1年以上在留する外国人は、「国民健康保険」に加入する義務がある。</p> <p>病気やケガで病院に行った場合、医療費総額の20～30%を自己負担し、あとは保険でまかなうことができる。すべてが保険適用にならない。国民健康保険の保険証は、国民健康保険の被保険者であることの証明書であり、受診券である。</p> | <p>住民登録をしている市区町村役場の国民健康保険課に、在留カードを持参して、申し込みをする。</p> <p>保険料は、居住する市区町村によって異なる。</p> <p>前年度の収入に基づいて判定されるので、無収入でも住民税の申告が必要である。</p> |
| 9 | 示談書 (和解契約書) | <p>示談とは、裁判手続によらず、当事者(刑事事件では被疑者と被害者)間で話し合い、損害賠償責任の有無や金額、支払い方法等を合意し、民事上の解決とすること。</p> <p>示談内容や具体的事情にもよるが、一般的には、示談後は、相手方に損害賠償等を改めて請求できなくなる。</p> | <p>交通事故の示談では、「免責証書」が作成されることが多いが、これは保険会社の担当者が示談交渉を行うためであり、実質的には示談書と同じである。</p> |
| 10 | 死亡診断書 (死体検案書) | <p>死亡診断書(死体検案書)は、人間の死亡を医学的・法律的に証明する。我が国の死因統計作成の資料となる。</p> <p>医師、歯科医師には、その作成交付の義務が、法律によって規定されている。</p> | <p>死亡診断書に虚偽の記載をすることは、刑法上、処罰の対象となる。</p> |
| 11 | 個人住民税の課税(非課税)証明書 | <p>課税証明書とは、各年度の個人住民税の課税額を証明する書類である。</p> <p>非課税証明書とは、各年度に個人住民税が課されていないことを証明する書類である。</p> | <p>証明を受けたい年度の初日の属する年の1月1日に住所のある市区町村に申請する。</p> <p>郵送で申請できる場合もあるので、詳しくは市区町村の個人住民税担当課に確認する。</p> |

10 くらし

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|---------|---|---|
| 12 | 住民票 | <p>居住関係を証明するもの。 原則として、戸籍のある人が居住地の市区町村で住民基本台帳(住民票)に記載される。 2012年7月までに外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民登録制度が導入された。</p> | <p>・居住地の市区町村役場で本人もしくは同一世帯人が申請する。 ※本人等以外の方が申請する場合は、正当な請求理由を示す資料が必要。 ※窓口に来た人の本人確認ができる書類が必要。</p> |
| 13 | 所得証明書 | <p>所得証明書とは、各年の所得金額を証明する書類である。</p> | <p>証明を受けたい年の翌年の1月1日に住所のある市区町村に申請する。 市区町村で申請できる場合もあるので、詳しくは市区町村の個人住民税担当課に確認する。</p> |
| 14 | 住民票の除票 | <p>住民票に記載されていた者が転出、死亡等により住民票から削除されたことを証明するもの。</p> | <p>・住民票の除票を管理する市区町村役場で申請する。</p> |
| 15 | 身体障害者手帳 | <p>身体障害者福祉法に基づき、一定の障害の程度に該当すると認定された人に県(さいたま市、川越市在住の人は各市)が交付するもので、各種障害福祉サービスを受けるうえで原則必要となる。なお、障害の程度により1級から6級に区分されている。 ※日本で暮らす外国人の場合、住民登録によって居住地が明確で、かつ在留資格(ビザ)が有効であることが必要。ただし、「短期滞在」、「興行」、「研修」などの在留資格で一時的に日本に滞在している場合は、交付の対象とならない。</p> | <p>身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師が記載した診断書及び写真(たて4cm、よこ3cm)を添えて交付申請書を居住地の市区町村身体障害者福祉所管課に提出する。 指定医師については、居住地の市区町村身体障害者福祉所管課又は県障害者福祉推進課に問い合わせる。 なお、さいたま市又は川越市内の医療機関に勤務する指定医師については、さいたま市又は川越市の身体障害者福祉主管課に問い合わせる。</p> |

10 くらし

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|----------------|--|--|
| 16 | 通称名登録 | 外国人が日本で生活する際に本名だけでは不便であったり、都合が悪かったりする場合があるため、本名とは別に日本式の名前を登録すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 通称記載申出書 実際にその通称名を使用していることを証明する資料(印鑑・社員証・公共料金の明細書等) |
| 17 | 転出証明書 | 市区町村の区域外へ住所を移すため、あらかじめ転出届があったときに発行される証明書。(国外に転出する場合を除く。) 転入届の際、原則として必要になる。 | <ol style="list-style-type: none"> 届出事項 <ul style="list-style-type: none"> 氏名 転出先 転出の予定年月日 本人確認書類の提示等が必要 |
| 18 | 住民票 | 居住関係を証明するもの。 原則として、戸籍のある人が居住地の市区町村で住民基本台帳(住民票)に記載される。 2012年7月までに外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民登録制度が導入された。 | <ul style="list-style-type: none"> 居住地の市区町村役場で本人もしくは同一世帯人が申請する。 ※本人等以外の人が申請する場合は、正当な請求理由を示す資料が必要。 ※窓口に来た人の本人確認ができる書類が必要。 |
| 19 | 戸口簿 (居民戸口簿) | 日本人と中国人が結婚する場合、日本の法律上、日本人については日本の「民法」の定める結婚要件を、中国人については「婚姻法」の定める結婚要件を、それぞれ満たす必要がある。中国の法律上、有効な婚姻を成立させるためには、日本人についても中国婚姻法の要件を満たす必要がある。 婚姻手続は、日本国内又は中国国内のどちらでも行える。日本国内で婚姻手続した場合は、中国国内においても有効な婚姻と認められ、中国国内であらためて婚姻登記又は承認手続を行う必要はないが、中国人の戸口簿(居民戸口簿)の婚姻状況欄を「既婚」に変更する手続を行う必要がある。 | 日本国内で結婚したという証明「婚姻受理証明」を日本で婚姻届を提出した市区町村から入手し、外務省及び在日日本中国大使館(又は総領事館)でそれぞれ認証を得た「婚姻受理証明」を、中国人の戸籍所在地の派出所に提出する。その際、日本語から中国語への翻訳文も求められる可能性があるので、確認する。 |

10 くらし

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|-------------|--|--|
| 20 | 年金手帳 | 年金手帳とは、国民年金、厚生年金に加入した人に交付されるものである。年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続など一生を通して使用する。 | |
| 21 | 納税証明 | <p>確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書。</p> <p>納税証明書の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明 ・所得金額の証明（個人は申告所得税に係る所得金額、法人は法人税に係る所得金額） ・未納の税額がないことの証明 ・証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないことの証明 | <p>個人又は法人で納税証明書が必要な人。</p> <p>本人（法人の場合は代表者本人）が窓口に来られない場合には、本人（又は法人の代表者）の委任を受けた代理人が委任状を持参（納税証明書交付請求書に添付して提出）して手続を行うことができる。</p> <p>現在の住所（納税地）を管轄する税務署に納税証明書交付請求書を持参する。</p> <p>郵送で請求される場合は、納税証明書交付請求書、手数料に相当する収入印紙のほか、返信用の封筒に切手を貼って同封する。</p> |
| 22 | 保護（変更）決定通知書 | 申請者等に対し、福祉事務所が生活保護の内容（の変更）の決定について通知する文書。 | 住民登録した市区町村の福祉事務所に相談する。 |
| 23 | 身分証明書 | 社会生活上、人の本人性や法的資格を示すために用いられる文書のこと。一般的には、公的機関の発行する免許証、健康保険証等で生年月日、氏名、住所の記載があれば身分証明書として通用する。 | 市区町村の発行する「身分証明書」は、いわゆる「無きことの証明」であり、制限行為能力者でないこと、後見に付されていないこと、破産していないことが証明される。 |
| 24 | 身元保証書 | 身元保証書とは、身元保証人を明記した書面。入管法における身元保証人とは、外国人が我が国において安定的に、かつ、継続的に所期の入国目的を達成できるように、必要に応じて当該外国人の経済的保証及び法令の遵守等の生活指導を行う旨を法務大臣に約束する人をいう。 | |

11 税金・各種証明

ー各種証明書・手続ー

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------------|--|---|
| 1 | 給与明細書 | 労働基準法においては、給与明細書については必ず発行しなければならないという規定はない。しかし、所得税法において、給与を支払う者は給与の支払を受ける者に給与明細書を交付しなければならないという規定がある。会社は給与明細書の交付義務がある。 | |
| 2 | 結婚公証書 | 配偶者との婚姻を証明する書類(中国公証処発行の和訳文付き婚姻公証書) ・中国人との婚姻を証明する書類として、結婚証に基づき公証処の発行する結婚公証書がある。 | |
| 3 | 結婚証明書 (婚姻証明書) | 誰といつから正式に婚姻関係にあるかを証明するもの。 | 日本人に限られる場合と既に日本国籍を離脱した人や外国人も申請できる場合がある。 必要書類は基本的には戸籍謄本(又は戸籍抄本)(できる限り新しいもの)となるが、詳細については証明を受けようとする役所に直接問い合わせる。 |
| 4 | 源泉徴収票 | 給与所得の源泉徴収票は、給与等を支払ったすべての者について作成し交付するものである。 源泉徴収票は、給与の支払いをしている事業所等が発行するものである。 | 勤め先に請求する。 |

11 税金・各種証明

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|-------------|--|---|
| 5 | 個人住民税 | <p>個人県民税と個人市区町村民税を合わせて個人住民税という。当該年度の初日の属する年の1月1日に住所のある市区町村に納める税金で、税額は、前年の所得金額によって決まる。</p> <p>給与所得者の場合、給与の支払者が毎月の給与から差し引いて市区町村に納める。</p> <p>給与所得者でない場合、6月に市区町村から送付される納税通知書で年4回に分けて納める。</p> | |
| 6 | 個人住民税の納税証明書 | <p>個人住民税の納税証明書とは、各年度の個人住民税の納税額を証明する書類である。</p> | <p>証明を受けたい年度の初日の属する年の1月1日に住所のある市区町村役場に申請する。</p> <p>郵送で申請できる場合もあるので、詳しくは市区町村役場の個人住民税担当課に確認する。</p> |
| 7 | 婚姻要件具備証明書 | <p>法務局、地方法務局及びその支局では日本人が外国においてその国の法律によって婚姻を成立させたいとする場合に必要となる「婚姻要件具備証明書」を作成・発行している。</p> <p>この証明書は一般に「独身証明書」と呼ばれているもので日本法上婚姻することができるといふ事を証明するものである。</p> <p>なお、全ての国がこの証明書を採用しているわけではないので、該当国の状況を確認する必要がある。</p> <p>例えばブラジルでは「誓約書、陳述書」が採用されている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 発行後1か月以内の戸籍謄(抄)本又は記録事項証明書 女性が請求する場合は、待婚期間についても確認する必要があるので、その戸籍が編製されてから6か月以上経過していない場合はその前の除籍謄(抄)本も必要となる。 請求者の身分証明書(免許証、パスポート等の顔写真付き) 請求者の印鑑(認印可) <p>また、証明書には、婚姻する相手の国籍、氏名、生年月日(西暦)、性別を記載するので、法務局で請求する際にその旨の記載ができるように確認をしておく必要がある。</p> |

11 税金・各種証明

一各種証明書・手続一

| 番号 | 名前 | 説明 | 申請 |
|----|------------------|--|---|
| 8 | 個人住民税の課税(非課税)証明書 | 課税証明書とは、各年度の個人住民税の課税額を証明する書類である。非課税証明書とは、各年度に個人住民税が課されていないことを証明する書類である。 | 証明を受けたい年度の初日の属する年の1月1日に住所のある市区町村に申請する。郵送で申請できる場合もあるので、詳しくは市区町村の個人住民税担当課に確認する。 |
| 9 | 所得証明書 | 所得証明書とは、各年の所得金額を証明する書類である。 | 証明を受けたい年の翌年の1月1日に住所のある市区町村に申請する。郵送で申請できる場合もあるので、詳しくは市区町村の個人住民税担当課に確認する。 |
| 10 | 納税証明 | <p>確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書。</p> <p>納税証明書の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明 ・所得金額の証明(個人は申告所得税に係る所得金額、法人は法人税に係る所得金額) ・未納の税額がないことの証明 ・証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないことの証明 | <p>個人又は法人で納税証明書が必要な人。</p> <p>本人(法人の場合は代表者本人)が窓口に来られない場合には、本人(又は法人の代表者)の委任を受けた代理人が委任状を持参(納税証明書交付請求書に添付して提出)して手続を行うことができる。</p> <p>現在の住所地(納税地)を所轄する税務署に納税証明書交付請求書を持参する。</p> <p>郵送で請求される場合は、納税証明書交付請求書、手数料に相当する収入印紙のほか、返信用の封筒に切手を貼って同封する。</p> |



③ 関係機関

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------------------|----------|--------------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 1 | 外国人在留総合インフォメーションセンター | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 | 0570-013904 | 入国手続や在留手続等に関する各種の問い合わせに応じる。 |
| 2 | 外務省 | 100-8919 | 東京都千代田区霞が関2-2-1 | 03-3580-3311 | |
| 3 | さいたま地方方法務局 春日部出張所 | 344-0067 | 埼玉県春日部市中央3-11-8 | 048-752-2339 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 4 | さいたま地方方法務局 川越支局 | 350-1118 | 埼玉県川越市大字豊田本277-3 | 049-243-3824 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 5 | さいたま地方方法務局 久喜支局 | 346-0005 | 埼玉県久喜市本町4-5-28 | 0480-21-0215 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 6 | さいたま地方方法務局 熊谷支局 | 360-0037 | 埼玉県熊谷市筑波3-39-1 | 048-524-8805 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 7 | さいたま地方方法務局 越谷支局 | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷9-34-1 | 048-966-1321 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 8 | さいたま地方方法務局 秩父支局 | 368-0025 | 埼玉県秩父市桜木町12-28 | 0494-22-0827 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 9 | さいたま地方方法務局 所沢支局 | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木6-1-5 | 04-2992-2677 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 10 | さいたま地方方法務局 東松山支局 | 355-0011 | 埼玉県東松山市加美町1-16 | 0493-22-0379 | 管轄については直接問い合わせる。 |
| 11 | さいたま地方方法務局 本局 | 338-8513 | 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 | 048-851-1000 | 管轄については直接問い合わせる。 |

1 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化

一 関係機関

| 名前郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|--------|-----------------|--------------|--|
| 12 | 東京入国管理局(違反審査部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7111 | 退去強制業務(仮放免等) |
| 13 | 東京入国管理局(永住審査部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7255 | 日本人配偶者等・永住者などの在留審査 |
| 14 | 東京入国管理局(研修審査部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7254 | 在留審査(研修・短期滞在・文化活動) |
| 15 | 東京入国管理局(就労審査部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7252 | 在留審査(就労資格) |
| 16 | 東京入国管理局(審査管理部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7251 | 船舶・窓口業務・再入国 |
| 17 | 東京入国管理局(短期滞在部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7254 | 在留審査(研修・短期滞在・文化活動) |
| 18 | 東京入国管理局(調査第3部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7257 | 退去強制業務(出頭申告等) |
| 19 | 東京入国管理局(留学審査部門) | 108-8255 | 東京都港区港南5-5-30 |
| | | 03-5796-7253 | 在留審査(留学・就学関係) |
| 20 | 入国管理局 さいたま出張所 | 338-0002 | 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1階 |
| | | 048-851-9671 | 在留審査一般 |

2 医療・福祉・年金

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------|----------|---------------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 1 | 上尾市福祉事務所 | 362-8501 | 埼玉県上尾市本町3-1-1 | 048-775-5111 | |
| 2 | 朝霞市福祉事務所 | 351-8501 | 埼玉県朝霞市本町1-1-1 | 048-463-1111 | |
| 3 | 朝霞保健所 | 351-0016 | 埼玉県朝霞市青葉台1-10-5 | 048-461-0468 | 管轄区域:朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 |
| 4 | 入間市福祉事務所 | 358-8511 | 埼玉県入間市豊岡1-16-1 | 04-2964-1111 | |
| 5 | 浦和年金事務所 | 330-8580 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1 | 048-831-1638 | |
| 6 | 大宮年金事務所 | 331-0812 | 埼玉県さいたま市北区宮原町4-19-9 | 048-652-3399 | |
| 7 | 桶川市福祉事務所 | 363-8501 | 埼玉県桶川市泉1-3-28 | 048-786-3211 | |
| 8 | 春日部市福祉事務所 | 344-8577 | 埼玉県春日部市中央6-2 | 048-736-1111 | |
| 9 | 春日部年金事務所 | 344-0067 | 埼玉県春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4階 | 048-737-7112 | |
| 10 | 春日部保健所 | 344-0038 | 埼玉県春日部市大沼1-76 | 048-737-2133 | 管轄区域:春日部市、越谷市、松伏町 |
| 11 | 加須市福祉事務所 | 347-8501 | 埼玉県加須市下三俣290 | 0480-62-1111 | |
| 12 | 加須保健所 | 347-0031 | 埼玉県加須市南町5-15 | 0480-61-1216 | 管轄区域:行田市、加須市、羽生市 |
| 13 | 川口市福祉事務所 | 332-8601 | 埼玉県川口市青木2-1-1 | 048-258-1110 | |

2 医療・福祉・年金

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|------------------------|----------|------------------------------|--------------|--------------------------|
| 14 | 川口保健所(蕨分室は廃止、川口保健所の管轄) | 333-0842 | 埼玉県川口市前川1-11-1 | 048-262-6111 | 管轄区域:川口市、蕨市、戸田市 |
| 15 | 川越市福祉事務所 | 350-8601 | 埼玉県川越市元町1-3-1 | 049-224-8811 | |
| 16 | 川越市保健所 | 350-1104 | 埼玉県川越市小ヶ谷817-1 | 049-227-5101 | 管轄区域:川越市 |
| 17 | 川越年金事務所 | 350-1123 | 埼玉県川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階 | 049-242-2657 | |
| 18 | 北本市福祉事務所 | 364-8633 | 埼玉県北本市本町1-111 | 048-591-1111 | |
| 19 | 行田市福祉事務所 | 361-8601 | 埼玉県行田市本丸2-5 | 048-556-1111 | |
| 20 | 久喜市福祉事務所 | 346-8501 | 埼玉県久喜市下早見85-3 | 0480-22-1111 | |
| 21 | 熊谷市福祉事務所 | 360-8601 | 埼玉県熊谷市宮町2-47-1 | 048-524-1111 | |
| 22 | 熊谷年金事務所 | 360-0036 | 埼玉県熊谷市桜木町1-93 | 048-522-5012 | |
| 23 | 熊谷保健所 | 360-0031 | 埼玉県熊谷市末広3-9-1 | 048-523-2811 | 管轄区域:熊谷市、深谷市、寄居町 |
| 24 | 鴻巣市福祉事務所 | 365-8601 | 埼玉県鴻巣市中央1-1 | 048-541-1321 | |
| 25 | 鴻巣保健所 | 365-0039 | 埼玉県鴻巣市東4-5-10 | 048-541-0249 | 管轄区域:鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 |
| 26 | 越谷市福祉事務所 | 343-8501 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1 | 048-964-2111 | |

2 医療・福祉・年金

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------------------------------------|----------|------------------------------|--------------|--|
| 27 | 越谷年金事務所 | 343-0845 | 埼玉県越谷市南越谷1-2876-1 サンシティ5階 | 048-990-3905 | |
| 28 | 埼玉県精神保健福祉センター | 362-0806 | 埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2 | 048-723-1111 | 精神障害者に関する相談業務、社会復帰施設の運営、啓発事業の実施、精神科救急情報センターの運営など |
| 29 | 埼玉県精神保健福祉センター こころの電話相談 | 362-0806 | 埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2 | 048-723-1447 | 月～金曜日9:00～17:00 |
| 30 | 埼玉県精神保健福祉センター 精神保健福祉相談 | 362-0806 | 埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2 | 048-723-6811 | 来所相談(予約制)月～金曜日9:00～17:00 |
| 31 | 埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)相談室 | 330-0081 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2 | 048-600-3800 | 生き方、家族、夫婦、DV、人間関係など(要予約) 日・祝・年末年始・第3木曜日を除く |
| 32 | 埼玉県福祉部 | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-3385 | |
| 33 | 埼玉県保健医療部 | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-3515 | |
| 34 | 埼玉県婦人相談センター DV相談担当 | | | 048-863-6060 | 月～土曜日9:30～20:30 日曜日・祝日9:30～17:00(年末年始を除く) |
| 35 | さいたま市岩槻福祉事務所 | 339-8585 | 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-1 | 048-790-0155 | |
| 36 | さいたま市浦和福祉事務所 | 330-9586 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 | 048-829-6121 | |
| 37 | さいたま市大宮福祉事務所 | 330-8501 | 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-1 | 048-646-3053 | |
| 38 | さいたま市北福祉事務所 | 331-8586 | 埼玉県さいたま市北区宮原町1-9-13 | 048-669-6053 | |

2 医療・福祉・年金

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------------------|----------|----------------------|--------------|------------------------------|
| 39 | さいたま市こころの健康センター こころの電話相談 | 338-0003 | 埼玉県さいたま市中央区本町東4-4-3 | 048-851-5771 | 9:00～17:00 |
| 40 | さいたま市こころの健康センター 精神保健福祉相談 | 338-0003 | 埼玉県さいたま市中央区本町東4-4-3 | 048-851-5665 | 来所相談(予約制)月～金曜日9:00～17:00 |
| 41 | さいたま市桜福祉事務所 | 338-8586 | 埼玉県さいたま市桜区道場4-3-1 | 048-856-6163 | |
| 42 | さいたま市中央福祉事務所 | 338-8586 | 埼玉県さいたま市中央区下落合5-7-10 | 048-840-6053 | |
| 43 | さいたま市西福祉事務所 | 331-8587 | 埼玉県さいたま市西区指扇3743 | 048-620-2653 | |
| 44 | さいたま市保健所 | 338-0013 | 埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-12 | 048-840-2205 | 管轄区域:さいたま市 |
| 45 | さいたま市緑福祉事務所 | 336-8587 | 埼玉県さいたま市緑区中尾975-1 | 048-712-1163 | |
| 46 | さいたま市南福祉事務所 | 336-8586 | 埼玉県さいたま市南区別所7-6-1 | 048-844-7163 | |
| 47 | さいたま市見沼福祉事務所 | 337-8586 | 埼玉県さいたま市見沼区堀崎町12-36 | 048-681-6053 | |
| 48 | 坂戸市福祉事務所 | 350-0292 | 埼玉県坂戸市千代田1-1-1 | 049-283-1331 | |
| 49 | 坂戸保健所 | 350-0212 | 埼玉県坂戸市石井2327-1 | 049-283-7815 | 管轄区域:坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町 |
| 50 | 幸手市福祉事務所 | 340-0192 | 埼玉県幸手市天神島1030-1 | 0480-42-8435 | |
| 51 | 幸手保健所 | 340-0115 | 埼玉県幸手市中1-16-4 | 0480-42-1101 | 管轄区域:久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町 |

2 医療・福祉・年金

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------------|----------|-------------------------------------|--------------|--|
| 52 | 狭山市福祉事務所 | 350-1380 | 埼玉県狭山市入間川1-23-5 | 04-2953-1111 | |
| 53 | 狭山保健所 | 350-1324 | 埼玉県狭山市稲荷山2-16-1 | 04-2954-6212 | 管轄区域: 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市 |
| 54 | 志木市福祉事務所 | 353-8501 | 埼玉県志木市中宗岡1-1-1 | 048-473-1111 | |
| 55 | 社会福祉協議会(埼玉県) | 330-8529 | 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 | 048-822-1191 | |
| 56 | 小児医療センター | 339-8551 | 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100 | 048-758-1811 | |
| 57 | 西部福祉事務所 | 350-0212 | 埼玉県坂戸市石井2327-1 | 049-283-6780 | 管轄区域: 川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村 |
| 58 | 草加市福祉事務所 | 340-8550 | 埼玉県草加市高砂1-1-1 | 048-922-0151 | |
| 59 | 草加保健所 | 340-0035 | 埼玉県草加市西町425-2 | 048-925-1551 | 管轄区域: 草加市、八潮市、三郷市、吉川市 |
| 60 | 秩父市福祉事務所 | 368-8686 | 埼玉県秩父市熊木町8-15 | 0494-22-2211 | |
| 61 | 秩父年金事務所 | 368-0031 | 埼玉県秩父市上野町13-28 | 0494-27-6559 | |
| 62 | 秩父福祉事務所 | 368-0025 | 埼玉県秩父市桜木町8-18 | 0494-22-6228 | 管轄区域: 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町 |

2 医療・福祉・年金

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------------|----------|----------------------------|--------------|--|
| 63 | 秩父保健所 | 368-0025 | 埼玉県秩父市桜木町8-18 | 0494-22-3824 | 管轄区域：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町 |
| 64 | 鶴ヶ島市福祉事務所 | 350-2292 | 埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1 | 049-271-1111 | |
| 65 | 東部中央福祉事務所 | 344-0038 | 埼玉県春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎1階 | 048-737-2132 | 管轄区域：さいたま市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町 |
| 66 | 所沢市福祉事務所 | 359-8501 | 埼玉県所沢市並木1-1-1 | 04-2998-9201 | |
| 67 | 所沢年金事務所 | 359-0025 | 埼玉県所沢市上安松1152-1 | 04-2998-0170 | |
| 68 | 戸田市福祉事務所 | 335-8588 | 埼玉県戸田市上戸田1-18-1 | 048-441-1800 | |
| 69 | 新座市福祉事務所 | 352-8623 | 埼玉県新座市野火止1-1-1 | 048-477-1111 | |
| 70 | 日本年金機構 (厚生年金適用調査課) | 330-8580 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1 | 048-831-1615 | 厚生年金保険の適用関係の諸届出など |
| 71 | 蓮田市福祉事務所 | 349-0193 | 埼玉県蓮田市黒浜2799-1 | 048-768-3111 | |
| 72 | 羽生市福祉事務所 | 348-8601 | 埼玉県羽生市東6-15 | 048-561-1121 | |
| 73 | 飯能市福祉事務所 | 357-8501 | 埼玉県飯能市双柳1-1 | 042-973-2111 | |
| 74 | 東松山市福祉事務所 | 355-8601 | 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 | 0493-23-2221 | |
| 75 | 東松山保健所 | 355-0037 | 埼玉県東松山市若松町2-6-45 | 0493-22-0280 | 管轄区域：東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村 |

2 医療・福祉・年金

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-------------|----------|-----------------|--------------|----------------------------------|
| 76 | 日高市福祉事務所 | 350-1292 | 埼玉県日高市南平沢1020 | 042-989-2111 | |
| 77 | 深谷市福祉事務所 | 366-8501 | 埼玉県深谷市仲町11-1 | 048-571-1211 | |
| 78 | 富士見市福祉事務所 | 354-8511 | 埼玉県富士見市鶴馬1800-1 | 049-251-2711 | |
| 79 | ふじみ野市福祉事務所 | 356-8501 | 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1 | 049-261-2611 | |
| 80 | 北部福祉事務所 | 367-0047 | 埼玉県本庄市前原1-8-12 | 0495-22-0101 | 管轄区域：熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町 |
| 81 | 本庄市福祉事務所 | 367-8501 | 埼玉県本庄市本庄3-5-3 | 0495-25-1111 | |
| 82 | 本庄保健所 | 367-0047 | 埼玉県本庄市前原1-8-12 | 0495-22-6481 | 管轄区域：本庄市、美里町、神川町、上里町 |
| 83 | 三郷市福祉事務所 | 341-8501 | 埼玉県三郷市花和田648-1 | 048-953-1111 | |
| 84 | 三郷市ふくし総合相談室 | 341-8501 | 埼玉県三郷市花和田648-1 | 048-953-1111 | |
| 85 | 八潮市福祉事務所 | 340-8588 | 埼玉県八潮市中央1-2-1 | 048-996-2111 | |
| 86 | 吉川市福祉事務所 | 342-8501 | 埼玉県吉川市吉川2-1-1 | 048-982-5111 | |
| 87 | 和光市福祉事務所 | 351-0192 | 埼玉県和光市広沢1-5 | 048-464-1111 | |
| 88 | 蕨市福祉事務所 | 335-8501 | 埼玉県蕨市中央5-14-15 | 048-432-3200 | |

3 仕事・労働

一 関係機関

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-------------------|----------|---------------------------------------|--------------|---|
| 1 | 春日部地方庁舎 労働法律相談 | 344-0038 | 埼玉県春日部市大沼1-76 | 048-737-2175 | 原則として、偶数月の第3水曜日9:30～11:30 |
| 2 | 川越地方庁舎 労働法律相談 | 350-1124 | 埼玉県川越市新宿町1-1-1 | 049-244-1110 | 原則として、奇数月の第2水曜日13:00～15:00 |
| 3 | 熊谷地方庁舎 労働法律相談 | 360-0031 | 埼玉県熊谷市末広3-9-1 | 048-524-1110 | 原則として、毎月第2金曜日13:00～15:00 |
| 4 | 埼玉県緊急求職者サポートセンター | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル5階 | 048-650-7145 | 求職者を総合的にサポート |
| 5 | 埼玉県創業・ベンチャー支援センター | 338-0001 | 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階 | 048-711-2222 | 創業・開業、ベンチャー企業・中小企業を全力でサポート |
| 6 | 埼玉県労働相談センター | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎1階 | 048-830-4522 | *労働相談 電話相談:月～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)9:00～17:00 面接相談:月～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)9:00～16:00 ※相談は17:00まで *特別労働相談:弁護士資格を有する相談員の面接相談(要予約) |
| 7 | 中高年就職活動支援コーナー 埼玉 | 330-0081 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2 ホテルリソルテ武蔵野4階 | 048-601-1771 | |
| 8 | ハローワーク朝霞 | 351-0025 | 埼玉県朝霞市三原1-3-1 | 048-463-2233 | 通訳待機時間:金曜日10:00～12:00、13:00～16:00 |

3 仕事・労働

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------------------------|----------|----------------------------|--------------|---|
| 9 | ハローワーク浦和 | 330-0061 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-8-40 | 048-832-2461 | 管轄地域:さいたま市(中央区、桜区、浦和区、南区、緑区) 通訳待機時間:金曜日10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語、スペイン語、ポルトガル語 |
| 10 | ハローワーク大宮 | 330-0852 | 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-525 | 048-667-8609 | 管轄地域:さいたま市(西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区)、鴻巣市(旧吹上町、川里町を除く)、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(金) ポルトガル語(金) 中国語(水) |
| 11 | ハローワーク春日部 | 344-0036 | 埼玉県春日部市下大増新田61-3 | 048-736-7611 | 管轄地域:春日部市、久喜市、幸手市、杉戸町、白岡市、宮代町 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(月) スペイン語(木) ポルトガル語(月) |
| 12 | ハローワーク川口 | 332-0031 | 埼玉県川口市青木3-2-7 | 048-251-2901 | 管轄地域:川口市、蕨市、戸田市 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(月、火、金) スペイン語(月~金) ポルトガル語(月、水、木) 中国語(水) |
| 13 | ハローワーク川越 | 350-1118 | 埼玉県川越市豊田本277-3 川越合同庁舎1階 | 049-242-0197 | 管轄地域:川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(月、木) スペイン語(木) ポルトガル語(月、木) |
| 14 | ハローワーク行田 | 361-0023 | 埼玉県行田市長野943 | 048-556-3151 | 管轄地域:行田市、加須市、羽生市、鴻巣市(旧吹上町、旧川里町) |
| 15 | ハローワーク久喜 (ふるさとハローワーク) | 346-8501 | 埼玉県久喜市下早見85-3 久喜市役所2階 | 0480-29-2768 | |

3 仕事・労働

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------------|----------|-----------------------------|--------------|---|
| 16 | ハロークーク熊谷 | 360-0014 | 埼玉県熊谷市箱田5-6-2 | 048-522-5656 | 管轄地域:熊谷市、深谷市、寄居町 通訳待機時間:火・木曜日10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語、スペイン語、ポルトガル語 |
| 17 | ハロークーク越谷 | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷1-5-6 | 048-969-8609 | 管轄地域:越谷市、吉川市、松伏町 通訳待機時間:火曜日10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語、ポルトガル語 |
| 18 | ハロークーク草加 | 340-8509 | 埼玉県草加市弁天4-10-7 | 048-931-6111 | 管轄地域:草加市、三郷市、八潮市 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(水) ポルトガル語(水) 中国語(火) |
| 19 | ハロークーク秩父 | 369-1871 | 埼玉県秩父市下影森1002-1 | 0494-22-3215 | 管轄地域:秩父市、皆野町、長瀨町、小鹿野町、横瀬町 |
| 20 | ハロークーク所沢 | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2階 | 04-2992-8609 | 管轄地域:所沢市、狭山市、三芳町、入間市(仏子、野田、新光地区を除く) |
| 21 | ハロークーク飯能出張所 | 357-0021 | 埼玉県飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1階 | 042-974-2345 | 管轄地域:飯能市、日高市、生越町、入間市(仏子、野田、新光)、毛呂山町 |
| 22 | ハロークーク東松山出張所 | 355-0073 | 埼玉県東松山市上野本1088-4 | 0493-22-0240 | 管轄地域:東松山市、小川町、川島町、吉見町、嵐山町、滑川町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村 |
| 23 | ハロークーク本庄出張所 | 367-0053 | 埼玉県本庄市中央2-5-1 | 0495-22-2448 | 管轄地域:本庄市、上里町、三里町、神川町 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:スペイン語(金) ポルトガル語(月、水、金) |
| 24 | 労働基準監督署(春日部) | 344-8506 | 埼玉県春日部市南3-10-13 | 048-735-5227 | |
| 25 | 労働基準監督署(川口) | 332-0015 | 埼玉県川口市川口2-10-2 | 048-252-3773 | |

3 仕事・労働

一 関係機関

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|---------------|----------|--|--------------|---|
| 26 | 労働基準監督署(川越) | 350-1118 | 埼玉県川越市豊田本277-3 川越合同庁舎2階 | 049-242-0933 | 管轄区域:川越市、東松山市、富士見市、坂戸町、ふじみ野市、鶴ヶ島市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、越生町、毛呂山町、ときがわ町、東秩父村 |
| 27 | 労働基準監督署(行田) | 361-0022 | 埼玉県行田市桜町2-6-14 | 048-556-4195 | 管轄区域:行田市、加須市、羽生市、鴻巣市(旧川里町) |
| 28 | 労働基準監督署(熊谷) | 360-0856 | 埼玉県熊谷市別府5-95 | 048-533-3611 | |
| 29 | 労働基準監督署(さいたま) | 330-6014 | 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルラン ド・アクセス・タワー14階 | 048-600-4803 | 最低労働基準の遵守について事業者等を監督する |
| 30 | 労働基準監督署(秩父) | 368-0024 | 埼玉県秩父市上宮地町23-24 | 0494-22-3725 | 管轄区域:秩父市、横瀬町、皆野町、長瀧町、小鹿野町 |
| 31 | 労働基準監督署(所沢) | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎 | 04-2995-2582 | |

4 住まい

— 関係機関 —

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------|----------|--------------------------------|--------------|----|
| 1 | 埼玉県住宅課・県営住宅管理担当 | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎1階東 | 048-830-5564 | |

5 婚姻(DV)・親族 一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------------------------------------|----------|-------------------|--------------|---|
| 1 | 埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)相談室 | 330-0081 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2 | 048-600-3800 | 生き方、家族、夫婦、DV、人間関係など(要予約) 日・祝・年末年始・第3木曜日を除く |
| 2 | 埼玉県婦人相談センター DV相談担当 | | | 048-863-6060 | 月～土曜日9:30～20:30 日曜日・休日9:30～17:00(年末年始を除く) |

6 事件・事故

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-------------------------------|----------|---|--------------|--|
| 1 | 埼玉県交通安全協会 | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-15 埼玉県交通安全会館内 | 048-824-3050 | 弁護士による交通事故相談 第1・3火曜日13:00～15:00(要電話予約) |
| 2 | 埼玉県交通事故相談所 | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎1階 県民相談総合センター内 | 048-822-6558 | 示談、保険金の請求方法、賠償金の算定、訴訟・調停等 弁護士相談あり(要予約) 月～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00 電話受付は15:30まで |
| 3 | 埼玉県交通事故相談所・川越比企地域振興センター交通事故相談 | 350-1124 | 埼玉県川越市新宿町1-1-1 川越地方庁舎1階 | 049-244-1424 | 月～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00 電話受付は15:30まで |
| 4 | 埼玉県交通事故相談所・東部地域振興センター交通事故相談 | 344-0038 | 埼玉県春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎2階 | 048-737-0630 | 月～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00 電話受付は15:30まで |
| 5 | 埼玉県交通事故相談所・北部地域振興センター交通事故相談 | 360-0031 | 埼玉県熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎1階 | 048-521-7300 | 月～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00 電話受付は15:30まで |
| 6 | 埼玉犯罪被害者援助センター | 336-0027 | 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3階 | 048-865-7831 | |

7 子育て・教育

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------------------|----------|---|--------------|---|
| 1 | ICN 子どものための日本語教室 | 359-1111 | 埼玉県所沢市緑町1-8-3 最寄駅：西武新宿線 新所沢駅 | 04-2924-5608 | 新所沢公民館他 土曜日10:00～12:00 |
| 2 | 外国人おやこのつどい | 351-0115 | 埼玉県和光市新倉1-16-22 最寄駅：東武東上線 和光市駅 | 048-466-2658 | もくれんハウス 第2木曜日10:50～12:00 |
| 3 | 川口市立戸塚公民館日本語教室 | 333-0802 | 埼玉県川口市戸塚東3-7-1 最寄駅：JR武蔵野線 東川口駅 | 048-295-4109 | 川口市戸塚公民館 水曜日19:00～21:00 *公民館TEL.048-295-1808 |
| 4 | 川越市国際ボランティア “Keria(けりあ)” | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町23-10 クラッセ川越5階 国際交流センター 最寄駅：JR・東武東上線 川越駅 | 048-624-0509 | 水曜日 17:00～19:00 |
| 5 | 川越児童相談所 | 350-0838 | 埼玉県川越市宮元町33-1 | 049-223-4152 | 管轄区域：川越市、東松山市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村 |
| 6 | 熊谷児童相談所 | 360-0014 | 埼玉県熊谷市箱田5-12-1 | 048-521-4152 | 管轄区域：熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町 |
| 7 | クラッセで日本語ジュニアクラス | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町23-10 クラッセ川越5階 国際交流センター 最寄駅：JR・東武東上線 川越駅 | 049-224-8811 | 土曜日14:00～16:00 |
| 8 | ここのず国際交流市民の会 日本語クラブ | 365-0038 | 埼玉県鴻巣市本町3-12-18 最寄駅：JR高崎線 鴻巣駅(徒歩7分) | 048-596-2280 | 鴻巣市中央公民館 金曜日19:00～21:00 090-2917-0128(高井) |
| 9 | 越谷児童相談所 | 343-0033 | 埼玉県越谷市恩間402-1 | 048-975-4152 | 管轄区域：春日部市、越谷市、幸手市、宮代町、杉戸町、松伏町 |

7 子育て・教育

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--|----------|---|---------------|---|
| 10 | 越谷児童相談所草加支所 | 340-0035 | 埼玉県草加市西町425-2 | 048-920-4152 | 管轄区域:草加市、八潮市、三郷市、吉川市 |
| 11 | 子ども学習広場 ※学習支援(中学校) | 354-0041 | 埼玉県入間郡三芳町藤久保185-1 最寄駅:東武東上線 鶴瀬駅(徒歩12分) | 090-9344-0486 | 三芳町立藤久保公民館 月、水、金 19:00～21:00 |
| 12 | こども日本語学習クラブ | 354-0018 | 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-2 最寄駅:東武東上線 みずほ台駅 | 090-2334-4678 | みずほ台コミュニケーションセンター 水曜日16:30～19:30 |
| 13 | 子ども日本語教室リぼん | 365-0052 | 埼玉県鴻巣市登戸449 最寄駅:JR高崎線 鴻巣駅(バス8分) | 090-6035-3649 | 鴻巣市立コミュニケーションふれあいセンター 土曜日13:30～15:30 *第5週は休み |
| 14 | 埼玉県教育委員会 | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第2庁舎4階南 | 048-830-6610 | |
| 15 | 埼玉県教育局 義務教育指導課 (帰国・外国人児童生徒充実サ ポート事業) | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-822-0899 | スペイン語・ポルトガル語可(連絡はホームページ参照のこと) |
| 16 | 埼玉県教育局 県立学校人事課 (県立高等学校) | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-6735 | 高校入試 |
| 17 | 埼玉県教育局 高校教育指導課 (県立高等学校) | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-6771 | 外国人特別選抜 |
| 18 | さいたま市教育委員会 | 330-9588 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 | 048-829-1623 | |
| 19 | さいたま市児童相談所 | 338-0002 | 埼玉県さいたま市中央区下落合5-6-11 中央区役所別館1階 | 048-840-6107 | 管轄区域:さいたま市 |

7 子育て・教育

一 関係機関

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------------------------|----------|--|---------------|---------------------------------------|
| 20 | さいたま日本語の会 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ7階 最寄駅:JR 大宮駅 | 048-623-4508 | 土曜日14:00~16:00 500円/月 |
| 21 | 多文化共生広場 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ5階 埼玉大学サテライト教室 最寄駅:JR 大宮駅 | 090-2431-1520 | 火曜日17:30~19:30 |
| 22 | 多文化子育ての会Coconico (ここにこ) | 336-0018 | 埼玉県さいたま市南区南本町2-10-10 さいたまコープ コーププラザ浦和最寄駅:JR 南浦和駅(徒歩5分) | 090-2415-8111 | 木曜日14:00~17:00 *第5週は休み 無料(料理などの活動は実費) |
| 23 | 多文化子ども学習塾 | 343-0813 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-1-1 最寄駅:東武伊勢崎線 越谷駅(徒歩8分) | 090-7422-2002 | 越谷市中央市民会館 第1・3土曜日 13:30~16:30 |
| 24 | 中央児童相談所 | 362-0013 | 埼玉県上尾市上尾村1242-1 | 048-775-4152 | 管轄区域:鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、伊奈町、白岡市 |
| 25 | 所沢児童相談所 | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木1-9-2 | 04-2992-4152 | 管轄区域:所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市 |
| 26 | 草加市立中央図書館 にほんごひろば | 340-0041 | 埼玉県草加市松原1-1-9 最寄駅:東武東上線 松原団地駅 | 048-988-5321 | 月曜日10:30~12:15 |
| 27 | 戸田・子どものための日本語教室 | 335-0022 | 埼玉県戸田市上戸田1-19-14 最寄駅:JR埼京線 戸田駅 | 048-447-1732 | 戸田市立教育センター 金曜日17:00~20:00 100円/回 |
| 28 | ふじみの国際交流センター 親子日本語教室 | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-1-8 最寄駅:東武東上線 ふじみ野駅 | 049-264-2676 | 中央公民館 土曜日13:30~15:30 |

7 子育て・教育 一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|------------------------|----------|--|---------------|---------------------------|
| 29 | ふじみの国際交流センター 子どもクラブ | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-15-10 つれし野まちづくり会館2階 最寄駅:東武東上線 ふじみ野駅(徒歩20分) | 049-256-4290 | 土曜日10:00~12:00 |
| 30 | Mama & kid's club Wako | | 最寄駅:東武東上線 和光市駅 | 048-468-9224 | 地域センター 月1回不定期 250円/月 |
| 31 | 南児童相談所 | 333-0848 | 埼玉県川口市芝下1-1-56 | 048-262-4152 | 管轄区域:川口市、蕨市、戸田市 |
| 32 | みよしこども日本語広場 | 354-0041 | 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保185-1 最寄駅:東武東上線 鶴瀬駅 | 090-9344-0486 | 藤久保公民館 月、水、金曜日15:00~17:00 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------------------|----------|-------------------------------------|---------------|--|
| 1 | ICN 子どものための日本語教室 | 359-1111 | 埼玉県所沢市緑町1-8-3 最寄駅:西武新宿線 新所沢駅 | 04-2924-5608 | 新所沢公民館、新所沢コミュニティセンター別館 土曜日10:00～12:00 夏・冬休み、放課後 |
| 2 | ICN日本語ラウンジ | 359-1111 | 埼玉県所沢市緑町1-8-3 最寄駅:西武新宿線 新所沢駅 | 04-2924-5608 | 新所沢公民館 土曜日10:00～12:00 100円/回又は1000円/年 |
| 3 | 上尾市国際交流協会 日本語教室 | 362-0017 | 埼玉県上尾市ニッ宮750 最寄駅:JR高崎線 上尾駅 | 048-725-2845 | 上尾市文化センター 火曜日10:00～11:30 水曜日19:00～20:30 木曜日10:00～11:45 年会費2000円 |
| 4 | 上尾市国際交流協会 日本語教室 | 362-0075 | 埼玉県上尾市柏座4-2-3 最寄駅:JR高崎線 上尾駅 | 048-725-2845 | コミュニティセンター 火曜日10:00～11:30 水曜日19:00～20:30 木曜日10:00～11:45 年会費2000円 |
| 5 | 入間市国際交流協会 黒須ラテンクラブ | 358-0007 | 埼玉県入間市黒須2-3-13 最寄駅:西武池袋線 入間市駅 | 04-2964-1111 | 黒須公民館 火曜日20:00～21:00 100円/回 |
| 6 | 入間市国際交流協会 国語クラブ | 358-0007 | 埼玉県入間市黒須2-3-13 最寄駅:西武池袋線 入間市駅 | 04-2964-1111 | 図書館西武分館 土曜日13:00～16:00 100円/回 |
| 7 | 入間市国際交流協会 産文クラス | 358-0001 | 埼玉県入間市向陽台1-1-7 最寄駅:西武池袋線 入間市駅 | 04-2964-1111 | 産業文化センター 土曜日14:00～16:00 3000円/年 |
| 8 | 入間市国際交流協会 仏子クラス | 358-0053 | 埼玉県入間市仏子1084-12 最寄駅:西武池袋線 仏子駅 | 04-2964-1111 | 図書館西武分館 水曜日10:00～12:00 3000円/年 |
| 9 | いわつき国際交流協会 日本語プラザ | 339-0057 | 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-1 最寄駅:東武野田線 岩槻駅 | 048-758-8804 | 岩槻区役所多目的室 月曜日19:00～21:00(祝日の場合は休み) |
| 10 | いわつき水曜日本語教室 | 339-0057 | 埼玉県さいたま市岩槻区本町3-1-1 最寄駅:東武野田線 岩槻駅 | 080-4337-0235 | ワッポラティアルーム2階 水曜日19:00～21:00 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------------------------|----------|---|---------------|---|
| 11 | ウィラブ国際交流 | 340-0802 | 埼玉県八潮市鶴ヶ萱根414-1 最寄駅:東武伊勢崎線 草加駅 | 048-927-4966 | 社協やすらぎ 日曜日9:30～11:30 500円/月 |
| 12 | Wing | 357-0021 | 埼玉県飯能市大字双柳1-16 最寄駅:JR・西武池袋線 東飯能駅 | 042-974-1062 | 富士見公民館 月曜日19:00～21:00 |
| 13 | 美しい日本語楽究(がっきゆう) | 332-0015 | 埼玉県川口市川口1-1-1 キユボ・ラ本館棟M4階 最寄駅:JR京浜東北線 川口駅 | 048-252-7614 | かわぐち市民パートナーズステーション 水曜日19:00～20:55 |
| 14 | 浦和日本語ボランティアグループ くすのき | 330-0064 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町5-1-3 最寄駅:JR 浦和駅 | 080-4029-1073 | さいたま市立岸町公民館 木曜日10:00～12:00 18:30～20:30 土曜日14:00～16:00 |
| 15 | AIS朝霞地区 インターナショナルサエティ | 351-0016 | 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1 最寄駅:東武東上線 朝霞駅 | 048-463-7901 | 中央公民館 金曜日10:00～12:00 300円/月 |
| 16 | NBCにほんごクラス | 330-0074 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 最寄駅:JR京浜東北線 北浦和駅 | 048-886-1006 | 浦和合同庁舎3階 月曜日10:00～12:00 100円/回 |
| 17 | 大井日本語クラス | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-1-8 最寄駅:東武東上線 ふじみ野駅 | 049-264-3129 | 大井中央公民館 木曜日19:30～21:30 |
| 18 | 大谷公民館 日本語教室 | 362-0044 | 埼玉県上尾市大谷本郷949-1 最寄駅:JR高崎線 上尾駅 | 048-781-0892 | 大谷公民館 木曜日19:00～21:00 1000円/入会時 |
| 19 | 桶川にほんご教室 | | 最寄駅:JR高崎線 桶川駅 | 048-786-3131 | 桶川集会所 水曜日10:30～12:00 |
| 20 | おけがわ日本語友の会 | 363-0017 | 埼玉県桶川市西1-5-21 最寄駅:JR高崎線 桶川駅 | 048-786-1188 | 桶川公民館 金曜日19:00～21:00 日曜日10:00～12:00 |
| 21 | おけがわ日本語友の会 | 363-0022 | 埼玉県桶川市若宮1-5-9 最寄駅:JR高崎線 桶川駅 | 048-786-1188 | 桶川市民ホール 金曜日19:00～21:00 日曜日10:00～12:00 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-------------------------|----------|---|---------------|---|
| 22 | おけがわ日本語友の会 | 363-0022 | 埼玉県桶川市若宮1-5-9 最寄駅: JR高崎線 桶川駅 | 048-786-1188 | さいたま文学館ホール 金曜日19:00~21:00 日曜日10:00~12:00 |
| 23 | 外国人おやこのつどい | 351-0115 | 埼玉県和光市新倉1-16-22 最寄駅: 東武東上線 和光市駅 | 048-466-2658 | もくれんハウス 第2木曜日11:00~12:00 (交流のみ) |
| 24 | 外国人のための日本語教室 | 330-0072 | 埼玉県さいたま市浦和区領家3-15-10 最寄駅: JR京浜東北線 北浦和駅 | 048-882-1721 | 南筒公民館 火曜日10:00~12:00 18:30~20:30 水曜日18:30~20:30 |
| 25 | 外国人のための日本語教室 | 367-0031 | 埼玉県本庄市北堀1422 最寄駅: JR高崎線 本庄駅 | 0495-22-2798 | 中央公民館 日曜日10:00~12:00 |
| 26 | 外国人のためのにほんご勉強会 | 359-1141 | 埼玉県所沢市小手指町4-22-2 最寄駅: 西武池袋線 小手指駅 | 04-2926-7379 | 小手指公民館分館 火曜日10:00~12:00 100円/回 |
| 27 | 外国籍の方のための日本語教室 | 340-0056 | 埼玉県草加市新栄町243 最寄駅: 東武伊勢崎線 新田駅 | 048-942-0778 | 新田西文化センター 第1~3火曜日10:30~15:00(昼休みあり) |
| 28 | かざぐるま日本語教室 | 353-0006 | 埼玉県志木市館1-5-2 最寄駅: 東武東上線 柳瀬川駅 | 048-473-7569 | 地域活動センター 水曜日10:00~12:00 金曜日19:30~21:00 土曜日10:00~12:00 |
| 29 | 春日部市国際交流協会 春日部市日本語教室 | 344-0061 | 埼玉県春日部市粕壁6918-1 最寄駅: 東武野田線 八木崎駅 | 048-736-1127 | 春日部市中央公民館 木曜日19:00~21:00 土曜日14:00~16:00 |
| 30 | 神根ふれあい日本語広場 | 333-0832 | 埼玉県川口市神戸29 JR京浜東北線 川口駅よりバス | 048-295-1552 | 神根公民館 金曜日13:00~15:00 |
| 31 | 加須にほんごの会 ①コミセン教室 | 347-0000 | 最寄駅: 東武伊勢崎線 加須駅 | 090-4206-5026 | 市民プラザ加須5階 第1~3日曜日10:00~11:30 100円/回 |
| 32 | 上福岡西公民館にほんご教室 | 356-0011 | 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-8 最寄駅: 東武東上線 上福岡駅 | 049-266-9501 | 上福岡西公民館 水曜日10:00~12:00 日曜日10:00~12:00 (原則市内在住・在勤者) |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------------------|----------|--|---------------|---|
| 33 | かわぐち 子どものための日本語教室 | 332-0015 | 埼玉県川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階 最寄駅: JR京浜東北線 川口駅 | 048-441-8822 | かわぐち市民パートナーステーション 火曜日17:00～20:00 |
| 34 | 川口国際友好学院 | 332-0015 | 埼玉県川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階 最寄駅: JR京浜東北線 川口駅 | 048-223-0870 | かわぐち市民パートナーステーション 土曜日10:00～12:00 |
| 35 | 川口自主夜間中学 栄町日本語教室 | 332-0017 | 埼玉県川口市栄町3-11-24 最寄駅: JR京浜東北線 川口駅 | 090-1843-1082 | 栄町公民館 金曜日18:30～20:30 |
| 36 | 川口自主夜間中学 本町日本語教室 | 332-0015 | 埼玉県川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階 最寄駅: JR京浜東北線 川口駅 | 090-1843-1082 | かわぐち市民パートナーステーション 火曜日18:30～20:30 |
| 37 | 川越市国際交流 「ふれあい広場」 | 350-1124 | 埼玉県川越市新宿町1-12-8 最寄駅: JR・東武東上線 川越駅 | 049-231-0035 | 南公民館 木曜日14:00～20:00 |
| 38 | 川島国際交流クラブ | 350-0122 | 埼玉県比企郡川島町大字下八ッ林923 | 049-297-4322 | コミュニティーセンター小会議室 金曜日19:00～21:00 100円/月 |
| 39 | 川島国際交流クラブ | 350-0122 | 最寄駅: 要問い合わせ | 049-297-4322 | フラットピア川島 第1・3日曜日 50円/回 |
| 40 | 北坂戸日本語ボランティア | 350-0275 | 埼玉県坂戸市伊豆の山町17-54 最寄駅: 東武東上線 北坂戸駅 | 049-284-0337 | 北坂戸公民館 土曜日13:30～15:00 |
| 41 | 行田にほんご教室 | 361-0052 | 埼玉県行田市本丸5-10 最寄駅: 秩父鉄道 行田市駅 | 048-554-9008 | 行田コミュニティーセンターみずしろ 第1・3火曜日18:30～20:30 第2・4土曜日13:30～15:30 |
| 42 | きれいな日本語上手な会話 | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町23-10 クワッセ川越5階 最寄駅: JR・東武東上線 川越駅 | 049-224-5506 | 国際交流センター 木曜日10:00～12:00 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|---------------------------|----------|--|---------------|--|
| 43 | 金曜にほんご教室 | 359-1122 | 埼玉県所沢市寿町27-7 最寄駅:西武新宿・西武池袋線 所沢駅 | 04-2944-4375 | ふらっと 金曜日10:00～11:30 100円/回 |
| 44 | 熊谷市国際交流協会 外国人のための日本語教室 | 360-0041 | 埼玉県熊谷市宮町2-37 最寄駅:JR高崎線 熊谷駅 | 048-524-1111 | 緑化センター 第1・3日曜日14:00～16:00 第2木曜日10:00～12:00 会員無、他100円/回 |
| 45 | クラッセで日本語 | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町23-10 クラッセ川越5階 最寄駅:JR・東武東上線 川越駅 | 049-224-5506 | 国際交流センター 月・金・土曜日10:00～12:00、14:00～17:00、 18:30～20:00 |
| 46 | クラッセで日本語ジュニアクラス | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町23-10 クラッセ川越5階 最寄駅:JR・東武東上線 川越駅 | 049-224-5506 | 国際交流センター 土曜日14:00～16:00 |
| 47 | 栗橋にほんご会 | 346-0000 | 埼玉県久喜市栗橋中央2-7-1 最寄駅:JR宇都宮線 栗橋駅 | 0480-52-0061 | 栗橋公民館 火・土曜日10:00～12:00 100円/回 |
| 48 | グローバル日本語教室 | 333-0826 | 埼玉県川口市新井宿諏訪山963 最寄駅:埼玉高速鉄道 新井宿駅 | 048-282-1615 | 県立川口高校 土曜日9:30～11:30 平日・要事前TEL |
| 49 | 黒須日本語クラブ | 358-0007 | 埼玉県入間市黒須2-3-13 最寄駅:西武池袋線 入間市駅 | 04-2964-1111 | 黒須公民館 金曜日20:00～21:00 100円/回 |
| 50 | ケリア日本語学習支援教室 | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町23-10 クラッセ川越5階 最寄駅:JR・東武東上線 川越駅 | 049-222-0363 | 国際交流センター 水曜日17:00～19:00 |
| 51 | こうのす国際交流市民の会 日本語クラブ | 365-0038 | 埼玉県鴻巣市本町3-12-18 最寄駅:JR高崎線 鴻巣駅 | 090-2917-0128 | 中央公民館 金曜日19:00～21:00 第5週は休み |
| 52 | こうのとりに日本語教室 | 365-0038 | 埼玉県鴻巣市本町7-3-26 最寄駅:JR高崎線 鴻巣駅 | 048-541-0676 | 本町コミュニケーションセンター 土曜日19:00～20:30 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------------------|----------|--|---------------|---|
| 53 | 国際交流コーナー | 332-0015 | 埼玉県川口市川口1-1-1 キユボ・ラ本館棟M4階 最寄駅: JR京浜東北線 川口駅 | 048-268-7018 | かわぐち市民パートナーズステーション 木曜日13:00～16:00 |
| 54 | 国際交流コーナー | 332-0017 | 埼玉県川口市栄町3-11-24 最寄駅: JR京浜東北線 川口駅 | 048-268-7018 | 栄町公民館 第1日曜日13:00～16:00 |
| 55 | 国際交流ラウンジ委員会 | 364-0027 | 埼玉県北本市栄13 最寄駅: JR高崎線 北本駅 | 048-592-3325 | 北本市学習センター 日曜日13:30～15:00 連休の日曜日は休み |
| 56 | 越谷国際交流サークル | 343-0813 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-1-1 最寄駅: 東武伊勢崎線 越谷駅 | 048-974-8688 | 中央市民会館 水曜日10:00～12:00 200円/回 |
| 57 | 越谷市国際交流協会 にほんごひろば | 343-0025 | 埼玉県越谷市大沢3-6-1 パルテきたこし3階 最寄駅: 東武伊勢崎線 北越谷駅 | 048-960-3350 | ほっと越谷 水曜日19:00～20:30 |
| 58 | 越谷市国際交流協会 にほんごひろば | 343-0813 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-1-1 最寄駅: 東武伊勢崎線 越谷駅 | 048-960-3350 | 中央市民会館 土曜日10:00～11:30 |
| 59 | コスモスひろば | 369-0121 | 埼玉県鴻巣市吹上富士見1-1-25 最寄駅: JR高崎線 吹上駅 | 048-549-0658 | 吹上町中央公民館 木曜日18:00～20:00 500円/年 |
| 60 | ことばクラブ | 335-0015 | 埼玉県戸田市川岸2-4-8 最寄駅: JR埼京線 戸田公園駅 | 048-441-5156 | 福祉青少年会館 水曜日14:00～15:30 |
| 61 | ことばの国際交流サークル | 340-0052 | 埼玉県草加市金明町164-2 最寄駅: 東武伊勢崎線 新田駅 | 048-942-4739 | 新田ミニコミュニケーションセンター 日曜日10:00～12:00 150円/回 小中学生無料 |
| 62 | こども日本語学習クラブ | 354-0018 | 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-2 最寄駅: 東武東上線 みずほ台駅 | 090-2334-4678 | みずほ台コミュニケーションセンター 水曜日16:30～19:30 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------------------|----------|---|------------------------------|---|
| 63 | 子ども日本語教室「りぼん」 | 365-0052 | 埼玉県鴻巣市登戸449 最寄駅: JR高崎線 鴻巣駅(バス8分) | 090-6035-3649 | ふれあいセンター 土曜日13:30~15:30 第5週は休み |
| 64 | こどもの日本語クラブにいざ | 352-0001 | 埼玉県新座市東北2-36-11 最寄駅: 東武東上線 志木駅 | 090-1701-5572 | にいざほっとぷらざ 第1・2・3月、第4木曜日 18:00~20:00 300円/ 月 |
| 65 | (財)さいたま市国際交流協会 「にほんごのへや」 | 330-0055 | 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 最寄駅: JR 浦和駅 | 048-813-8500 | 国際交流協会 金曜日10:00~12:00 18:00~20:00 第5週は休み |
| 66 | 埼玉大学木曜クラス | 338-8570 | 埼玉県さいたま市桜区下大久保255 最寄駅: JR埼京線 南与野駅 | 048-853-3146 | 大学内国際交流会館 木曜日10:00~12:00 (埼玉大学関係者のみ) |
| 67 | さいたま日本語の会 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮 センタープラザ7階 最寄駅: JR 大宮駅 | 048-623-4508 048-855-7803 | 土曜日14:00~16:00 500円/月 |
| 68 | 幸にほんご広場 | 332-0015 | 埼玉県川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4階 最寄駅: JR京浜東北線 川口駅 | 080-5383-1122 | かわぐち市民パートナーステーション 木曜日19:00~21:00 |
| 69 | Sat. com | 341-0003 | 埼玉県三郷市彦成3-7-19-101 最寄駅: JR武蔵野線 新三郷駅 | 048-959-0107 | 北公民館 土曜日10:00~12:00 300円/月 |
| 70 | 狭山市国際交流協会 日本語教室 | 350-1331 | 埼玉県狭山市新狭山2-17-1 最寄駅: 西武新宿線 新狭山駅 | 04-2952-4584 | 新狭山公民館 日曜日14:00~15:30 100円/回 |
| 71 | 狭山市国際交流協会 日本語教室 | 350-1305 | 埼玉県狭山市入間川3-1-1 最寄駅: 西武新宿線 狭山市駅 | 04-2952-4584 | 中央公民館 火曜日10:00~11:30 100円/回 |
| 72 | 狭山市国際交流協会 日本語教室 | 350-1320 | 埼玉県狭山市広瀬東3-34-1 最寄駅: 西武新宿線 狭山市駅 | 04-2952-4584 | 広瀬公民館 金曜日19:30~21:00 100円/回 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------------------------|----------|---|---------------|---|
| 73 | JSLG | | | 048-978-2984 | 活動場所、時間など相談 有料(個人レッスン) |
| 74 | 芝北日本語教室 | 333-0862 | 埼玉県川口市北園町11-1 最寄駅: JR武蔵野線 東浦和駅 | 048-266-2613 | 芝北公民館 日曜日13:00~15:00 |
| 75 | 庄和日本語サロン | 344-0124 | 埼玉県春日部市米崎389-3 最寄駅: 東武野田線 南桜井駅 | 048-746-6229 | 社会福祉センター 火曜日10:00~11:30 水曜日19:20~20:50 200円/月 |
| 76 | 白岡国際交流会 日本語教室 | 349-0217 | 埼玉県白岡市小久喜1227-1 最寄駅: JR宇都宮線 白岡駅 | 0480-92-8353 | 中央公民館 木・日曜日10:00~12:00 |
| 77 | 杉戸町日本語教室 | 345-0045 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西3-3-1 最寄駅: 東武日光線 杉戸高野台駅 | 0480-36-1470 | 西公民館 水曜日10:00~12:00 19:00~21:00 |
| 78 | 草加にほんごの会 | 340-0014 | 埼玉県草加市住吉2-9-1 最寄駅: 東武伊勢崎線 草加駅 | 090-8344-0237 | 中央公民館 土曜日11:00~12:30 1000円/月 |
| 79 | 大東南公民館日本語ひろば | 350-1165 | 埼玉県川越市南台3-4-3 最寄駅: 西武新宿線 南大塚駅 | 049-245-6516 | 大東南公民館 日曜日14:00~17:00 049-242-0498(公民館) |
| 80 | 楽しい日本語教室 | 340-0002 | 埼玉県草加市青柳6-45-17 最寄駅: 東武伊勢崎線 松原団地 | 048-936-4088 | 川柳文化センター 金曜日10:00~12:00 |
| 81 | 多文化共生広場 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ5階 埼玉大学サテライト教室 最寄駅: JR 大宮駅 | 090-2431-1520 | 火曜日17:30~19:30 |
| 82 | 多文化子育ての会Coconico (ここにこ) | 336-0018 | 埼玉県さいたま市南区南本町2-10-10 さいたま生協 コープラザ浦和 最寄駅: JR京浜東北線 南浦和駅 | 090-2414-8111 | 木曜日14:00~17:00 *第5週は休み |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------------------------|----------|---|--------------------------------|--|
| 83 | 多文化子ども学習塾 | 343-0813 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-1-1 最寄駅:東武伊勢崎線 越谷駅 | 090-7422-2002 090-3912-3597 | 中央市民会館 第1・3土曜日 13:30～16:30 |
| 84 | たんぼぼ日本語教室 | 337-0003 | 埼玉県さいたま市見沼区深作1-5-1 最寄駅:JR宇都宮線 東大宮駅 | 048-648-5056 | 春岡公民館 火曜日10:00～12:00 100円/回 |
| 85 | 地球っ子クラブ2000 | 331-0805 | 埼玉県さいたま市北区益裁町430 最寄駅:JR宇都宮線 土呂駅、東武野田線 大宮公園駅 | 090-8804-4249 | 植竹公民館 第2・4土曜日13:30～17:00 |
| 86 | 地球ひろば | 330-0845 | 埼玉県さいたま市大宮区仲町3-30-2 最寄駅:JR 大宮駅 | 048-684-0910 | 中部公民館 土曜日10:30～12:00 |
| 87 | 地球村 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮 センタープラザ6階・7階 最寄駅:JR 大宮駅 | 048-640-6637 | 水曜日10:00～12:00 100円/回 |
| 88 | 秩父市国際交流協会 外国人のための日本語教室 | 368-0032 | 埼玉県秩父市野坂町1-13-14 最寄駅:西武秩父線 西武秩父駅、秩父鉄道 御花畑駅 | 0494-25-5200 | 女性会館 年22回水曜日18:30～20:30 テキスト代 1000円 |
| 89 | 千代田日本語の会 | 350-0214 | 埼玉県坂戸市千代田4-12-6 最寄駅:東武東上線 若葉駅 | 090-9296-3181 | 千代田公民館 木曜日19:00～20:30 |
| 90 | 鶴ヶ島市国際交流協会日本語教室 | 350-2204 | 埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘375-1 最寄駅:東武東上線 鶴ヶ島駅 | 049-271-1111 | 南公民館 日曜日10:00～12:00 |
| 91 | 出会いの学校 | 332-0031 | 埼玉県川口市青木3-3-1 最寄駅:JR京浜東北線 川口駅 | 042-255-2732 | 青木会館 金曜日10:00～12:00 300円/月 |
| 92 | 所沢インターナショナルファミリー 日本語講習会 | 359-1122 | 埼玉県所沢市並木1-1-1 最寄駅:西武新宿線 航空公園駅 | 04-2998-9242 | 所沢市役所 月曜日10:30～12:00 100円/回 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|-----|------------------------|----------|--------------------------------------|--------------|--|
| 93 | 所沢インターナショナルファミリー日本語講習会 | 359-1122 | 埼玉県所沢市寿町27-7 最寄駅:西武新宿・西武池袋線 所沢駅 | 04-2998-9242 | ふらっと 水曜日19:00～20:30 100円/回 |
| 94 | 図書館ボランティア草加にほんごひろば | 340-0041 | 埼玉県草加市松原1-1-9 最寄駅:東武伊勢崎線 松原団地駅 | 048-941-3463 | 草加市立中央図書館2階 月曜日10:30～12:15 第2・4土曜日13:30～16:30(子ども) |
| 95 | 戸田・子どものための日本語教室 | 335-0022 | 埼玉県戸田市上戸田1-19-14 最寄駅:JR埼京線 戸田駅 | 048-447-1732 | 戸田市立教育センター 金曜日17:00～20:00 100円/回 |
| 96 | (財)戸田市国際交流協会 日本語教室 | 335-0022 | 埼玉県戸田市上戸田1-19-14 最寄駅:JR埼京線 戸田駅 | 048-434-5690 | 戸田市立教育センター 木曜日19:00～20:30 土曜日10:00～11:30 |
| 97 | 戸塚日本語教室 | 333-0802 | 埼玉県川口市戸塚東3-7-1 最寄駅:JR武蔵野線 東川口駅 | 048-295-1808 | 戸塚公民館 水曜日19:00～21:00 |
| 98 | 獨協大学オープンカレッジ | 340-0042 | 埼玉県草加市学園町1-1 最寄駅:東武伊勢崎線 松原団地駅 | 048-946-1678 | 獨協大学 活動日・時間は相談 |
| 99 | なかよクラブ | 365-0038 | 埼玉県鴻巣市本町3-12-18 最寄駅:JR高崎線 鴻巣駅 | 048-543-1915 | 中央公民館 第1・3土曜日10:00～12:00 |
| 100 | 七里日本語勉強会 | 337-0012 | 埼玉県さいたま市見沼区東宮下265-1 最寄駅:東武野田線 七里駅 | 048-686-2652 | 七里公民館 木・日曜日19:00～21:00 第5週は休み 100円/回 048-686-4721公民館 |
| 101 | 南平日本語クラブ | 332-0011 | 埼玉県川口市元郷6-14-1 最寄駅:JR京浜東北線 川口駅 | 048-223-2168 | 南平公民館 火曜日19:00～21:00 |
| 102 | 新座日本語の会 | 352-0001 | 埼玉県新座市東北2-28-5 最寄駅:東武東上線 志木駅 | 048-471-3367 | 東北コミュニケーションセンター 水曜日10:30～12:00 日曜日18:30～20:00 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|-----|----------------------|----------|---|---------------|--|
| 103 | 日本語教室 | 340-0151 | 埼玉県幸手市緑台2-1-7 最寄駅：東武日光線 幸手駅 | 0480-42-5156 | 中央公民館 火曜日19:00～21:00 土曜日14:00～16:00 |
| 104 | 日本語教室けやき | 350-0214 | 埼玉県坂戸市千代田1-2-3 最寄駅：東武東上線 坂戸駅 | 049-281-9950 | 中央公民館 火曜日10:00～11:30 |
| 105 | にほんごクラブ | 341-0003 | 埼玉県三郷市彦成3-7-19-101 最寄駅：JR武蔵野線 新三郷駅 | 048-951-9868 | 北公民館 火曜日19:30～20:45 500円/月 |
| 106 | 日本語クラブ（ふれあい広場） | 350-1124 | 埼玉県川越市新宿町1-12-8 最寄駅：JR川越線・東武東上線 川越駅 | 049-243-0038 | 南公民館 水曜日13:30～16:30 |
| 107 | 日本語サロンつどい | 350-0274 | 埼玉県坂戸市大字石井2327-6 勤労福祉センター1階 最寄駅：東武東上線 北坂戸駅 | 090-2303-7138 | 国際交流サロン 金曜日10:00～11:30 |
| 108 | 日本語で話す会 | 330-0074 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階 最寄駅：JR京浜東北線 北浦和駅 | 048-623-4880 | 火・木曜日10:00～12:00 入会金1000円 |
| 109 | にほんごのへや・子どもコース | 330-0055 | 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 最寄駅：JR 浦和駅 | 048-813-8500 | 国際交流協会 金曜日18:00～20:00 |
| 110 | 日本語ボランティア教室 旭 | 335-0004 | 埼玉県蕨市中央1-23-8 最寄駅：JR京浜東北線 蕨駅 | 048-432-4053 | 旭町公民館 土曜日16:00～18:00 50円/回 |
| 111 | 日本語ボランティアクラブ つちあい | 338-0832 | 埼玉県さいたま市桜区西堀4-2-35 最寄駅：JR埼京線 中浦和駅 | 048-866-5524 | 土台公民館 火曜日10:00～12:00 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|-----|----------------------|----------|--|---------------|--|
| 112 | 日本語ボランティアグループ さくら | 330-0074 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 最寄駅: JR京浜東北線 北浦和駅 | 048-834-3392 | 浦和合同庁舎3階 水曜日13:30~15:00 日曜日10:30~12:00 |
| 113 | 日本語ボランティア さくらそう | 365-0038 | 埼玉県鴻巣市本町7-3-26 最寄駅: JR高崎線 鴻巣駅 | 048-597-0353 | 本町コミュニティセンター 第1~3木曜日 10:00~12:00 100円/回 |
| 114 | 日本語ボランティア わらび中央 | 335-0004 | 埼玉県蕨市中央4-21-29 最寄駅: JR京浜東北線 蕨駅 | 048-432-2530 | 中央公民館 火曜日13:30~15:30 水曜日14:30~16:30 50円/回 |
| 115 | 蓮田日本語教室 | 349-0127 | 埼玉県蓮田市見沼町4-3 最寄駅: JR宇都宮線 蓮田駅 | 048-769-4174 | 蓮田勤労青少年ホーム 日曜日10:00~12:00 |
| 116 | はとがや 外国人のための日本語の会 | 334-0013 | 埼玉県川口市南鳩ヶ谷5-13-7 最寄駅: 埼玉高速鉄道 南鳩ヶ谷駅 | 090-7915-1135 | 南公民館 水曜日19:00~21:00 |
| 117 | はとがや日本語ボランティアの会 | 334-0003 | 埼玉県川口市坂下町3-2-2 最寄駅: 埼玉高速鉄道 鳩ヶ谷駅 | 048-296-2254 | 中央公民館 土曜日9:00~11:00 |
| 118 | 羽生国際交流市民の会 | 348-0058 | 埼玉県羽生市中央2-8-10 最寄駅: 東武伊勢崎線 羽生駅 | 048-561-9888 | 中央公民館 第1・3日曜日10:00~12:00 |
| 119 | 原市日本語教室 | 362-0021 | 埼玉県上尾市原市3499 最寄駅: ニューシティトル 原市駅 | 048-721-4948 | 原市公民館 金曜日19:00~21:00 相談 |
| 120 | 飯能市国際交流協会 日本語教室 | 357-0021 | 埼玉県飯能市双柳1-16 最寄駅: JR・西武池袋線 東飯能駅 | 042-973-2111 | 富士見公民館 水曜日10:30~11:50 土曜日13:30~14:50 1000円/年 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|-----|---------------------|----------|---------------------------------------|--------------|--|
| 121 | はなのう日本語クラブ | 357-0021 | 埼玉県飯能市双柳371-13 最寄駅: JR・西武池袋線 東飯能駅 | 042-973-2111 | 市総合福祉センター 火曜日10:00～12:00 木曜日10:00～12:00 500円/月 |
| 122 | 東公民館日本語教室 | 359-0045 | 埼玉県所沢市美原町1-2922-16 最寄駅: 西武新宿線 新所沢駅 | 04-2942-6460 | 東公民館 金曜日19:00～20:30 土曜日10:00～11:30 100円/回 |
| 123 | 東松山市国際交流協会 日本語教室 | 355-0014 | 埼玉県東松山市松本町1-7-8 最寄駅: 東武東上線 東松山駅 | 0493-23-2221 | 総合福祉センター 日曜日9:30～11:00 |
| 124 | 東松山市国際交流協会 日本語教室 | 355-0014 | 埼玉県東松山市松本町1-7-8 最寄駅: 東武東上線 東松山駅 | 0493-23-2221 | 松山市民活動センター 水曜日19:00～20:00 |
| 125 | ひだか日本語教室 | 350-1231 | 埼玉県日高市鹿山370-20 最寄駅: JR川越線 高麗川駅 | 042-989-2111 | 生涯学習センター 木曜日19:00～21:00、土曜日13:30～15:00 |
| 126 | 深谷こども日本語クラブ | 366-0822 | 埼玉県深谷市仲町20-2 最寄駅: JR高崎線 深谷駅 | 048-587-4025 | 深谷公民館 中会議室 月2回日曜日10:00～11:30 |
| 127 | 深谷市日本語教室 | 366-0823 | 埼玉県深谷市本住町17-1 最寄駅: JR高崎線 深谷駅 | 048-572-9581 | コミュニティーセンター 木曜日19:30～21:00 (5月～12月)1000円/年 |
| 128 | 深谷にほんごクラブ | 366-0822 | 埼玉県深谷市仲町20-2 最寄駅: JR高崎線 深谷駅 | 048-572-7137 | 深谷公民館 水曜日19:30～21:00 100円/回 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|-----|--------------------------|----------|--|--------------|--|
| 129 | 富士見日本語サークル | 354-0021 | 埼玉県富士見市鶴馬3575-1 最寄駅:東武東上線 鶴瀬駅 | 049-254-0715 | 鶴瀬西交流センター 火曜日10:00~12:00 金曜日13:30~15:30 土曜日14:00~16:00 |
| 130 | ふじみの国際交流センター 親子日本語教室 | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-1-8 最寄駅:東武東上線 ふじみ野駅 | 049-261-1648 | 中央公民館 土曜日13:30~15:30 |
| 131 | ふじみの国際交流センター 国際子どもクラブ | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2階 最寄駅:東武東上線 上福岡駅 | 049-256-4290 | ふじみの国際交流センター 土曜日10:00~12:00 |
| 132 | ふじみの国際交流センター 日本語教室 | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2階 最寄駅:東武東上線 上福岡駅 | 049-256-4290 | ふじみの国際交流センター 木曜日10:00~12:00 |
| 133 | フレンドシップクラブ | 332-0023 | 埼玉県川口市飯塚2-3-3 最寄駅:JR京浜東北線 川口駅 | 048-251-3600 | 西公民館 水曜日19:00~21:00 |
| 134 | 文教大学オープンユニバーシティ | 343-0804 | 埼玉県越谷市南荻島3337 文教大学 最寄駅:東武伊勢崎線 北越谷駅 | 0120-160-449 | 文教大学 火・金曜日18:30~20:00 有料 |
| 135 | 本庄市国際交流協会 日本語教室 | 367-0052 | 埼玉県本庄市北堀1422 最寄駅:JR高崎線 本庄駅 | 0495-25-1158 | 中央公民館 水曜日19:00~20:30 |
| 136 | まつぶし日本語ひろば | 343-0111 | 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424 最寄駅:東武伊勢崎線 北越谷駅 | 048-991-1815 | 松伏町役場第2庁舎3階 月2回土曜日10:00~12:00(要電話確認) |
| 137 | Mama & kids club wako | | 最寄駅:東武東上線 和光市駅 | 048-468-9224 | 地域センター 第1木曜日と不定期 11:00~13:00 250円/月 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|-----|------------------|----------|---|---------------|--|
| 138 | 三郷市国際交流協会 | 341-0003 | 埼玉県三郷市彦成3-7-19-101 最寄駅: JR武蔵野線 新三郷駅 | 048-930-7714 | 北公民館 金曜日 19:00~20:45 |
| 139 | 三郷市国際交流協会 | 341-0037 | 埼玉県三郷市高州3-60-1 最寄駅: JR常磐線 金町駅 | 048-930-7714 | 高州地区文化センター 第1・3火曜日 19:00~20:45 |
| 140 | 三郷日中友好会 | 341-0003 | 埼玉県三郷市彦成3-7-19-101 最寄駅: JR武蔵野線 新三郷駅 | 048-956-0670 | 北公民館 偶数月第1木曜日 19:00~21:00 |
| 141 | 三郷日本語教室 | 341-0003 | 埼玉県三郷市彦成3-7-19-101 最寄駅: JR武蔵野線 新三郷駅 | 048-958-7690 | 北公民館 水曜日 13:00~14:30 200円/回 |
| 142 | みやしろにほんごクラブ | 345-0822 | 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1 最寄駅: 東武伊勢崎線 東武動物公園 | 0480-34-8262 | 宮代町役場市民活動スペース 火曜日 13:30~15:30、土曜日 10:00~12:00 |
| 143 | みよしこども日本語広場 | 354-0041 | 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保185-1 最寄駅: 東武東上線 鶴瀬駅 | 090-9344-0486 | 藤久保公民館 月・水・金曜日 小学生 15:00~17:00 中学生 19:00~21:00 |
| 144 | みよし日本語教室 竹間沢教室 | 354-8555 | 埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢555-1 最寄駅: 東武東上線 みずほ台駅 | 049-259-0240 | 竹間沢公民館 土曜日 14:00~16:00 |
| 145 | みよし日本語教室 藤久保教室 | 354-0041 | 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保185-1 最寄駅: 東武東上線 鶴瀬駅 | 049-259-0240 | 藤久保公民館 水曜日 10:00~12:00 |
| 146 | みんなで日本語 | 343-0813 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-1-1 最寄駅: 東武伊勢崎線 越谷駅 | 090-5347-2041 | 中央市民会館 火曜日 10:00~12:00 500円/月 |
| 147 | もろやまインターナショナルクラブ | 350-0465 | 埼玉県入間郡毛呂山町岩井西1-15-1 最寄駅: 東武越生線 東毛呂駅 | 049-294-1250 | 中央公民館 土曜日 9:30~12:30 |

8 生活日本語学習

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|-----|-----------------|----------|------------------------------------|---------------|---|
| 148 | 谷塚日本語教室 | 340-0025 | 埼玉県草加市谷塚仲町440 最寄駅:東武伊勢崎線 谷塚駅 | 048-927-0437 | 谷塚文化センター 月曜日19:00~21:00 200円/月 チケット制 |
| 149 | 和光国際交流会 | 351-0113 | 埼玉県和光市中央1-7-27 最寄駅:東武東上線 和光市駅 | 048-467-8029 | 中央公民館 月・土曜日10:00~12:00、水曜日19:00~21:00 |
| 150 | 鷺宮町国際交流協会 日本語教室 | | 最寄駅:JR宇都宮線 東鷺宮駅 | 080-1283-2584 | 久喜市鷺宮地区 相談 |
| 151 | ワラビー 北公民館 | 335-0001 | 埼玉県蕨市北町1-27-15 最寄駅:JR京浜東北線 蕨駅 | 048-432-2611 | 北公民館 月曜日10:00~12:00 50円/回 |
| 152 | ワラビー 西公民館 | 335-0005 | 埼玉県蕨市錦町3-3-41 最寄駅:JR京浜東北線 蕨駅 | 048-442-4054 | 西公民館 金曜日10:00~12:00 土曜日19:00~21:00 200円/月 |
| 153 | ワラビー 南公民館 | 335-0003 | 埼玉県蕨市南町2-23-19 最寄駅:JR京浜東北線 西川口駅 | 048-442-4055 | 南公民館 水曜日10:00~12:00 200円/月 |
| 154 | 吉川市国際友好協会 日本語教室 | 342-0058 | 埼玉県吉川市きよみ野1-1 最寄駅:JR武蔵野線 吉川駅 | 048-982-9685 | 市民交流センターおあしす 火曜日10:00~12:00 19:00~21:00 |

9 免許・資格

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 管轄 |
|----|--------|----------|-----------------------|--------------|---|
| 1 | 浦和警察署 | 330-0061 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤1-11-21 | 048-825-0110 | さいたま市浦和区(上木崎1丁目を除く)、さいたま市南区 |
| 2 | 浦和東警察署 | 336-0926 | 埼玉県さいたま市緑区東浦和7-42-1 | 048-712-0110 | さいたま市緑区 |
| 3 | 浦和西警察署 | 338-0014 | 埼玉県さいたま市中央区上峰3-4-1 | 048-854-0110 | さいたま市中央区(大字上落合、新都心を除く)、さいたま市桜区、さいたま市浦和区のうち上木崎1丁目 |
| 4 | 大宮警察署 | 330-0801 | 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-279-3 | 048-663-0110 | さいたま市北区、さいたま市大宮区(上小町、櫛引町1丁目、三橋除く)、さいたま市中央区のうち大字上落合、新都心 |
| 5 | 大宮東警察署 | 337-0017 | 埼玉県さいたま市見沼区風渡野35-1 | 048-682-0110 | さいたま市見沼区 |
| 6 | 大宮西警察署 | 331-0052 | 埼玉県さいたま市西区三橋6-645 | 048-625-0110 | さいたま市西区、さいたま市大宮区のうち上小町、櫛引町1丁目、三橋 |
| 7 | 蕨警察署 | 335-0005 | 埼玉県蕨市錦町1-12-21 | 048-444-0110 | 蕨市、戸田市 |
| 8 | 川口警察署 | 332-0035 | 埼玉県川口市西青木3-2-4 | 048-253-0110 | 川口市(本町、栄町、幸町、金山町、舟戸町、川口、飯塚、西川口、仲町、飯原町、原町、宮町、南町、緑町、荒川町、並木元町、並木、青木、中青木、西青木、上青木、上青木西、上青木町、前上町、前川、南前川、前川町、朝日、末広、新井町、元郷、弥平、東領家、領家、河原町、在家町、柳崎、北園町、柳根町、芝中田、芝新町、芝宮根町、芝高木、芝東町、芝、芝樋ノ爪、芝下、芝富士、芝園町、大字芝、芝西、芝塚原、大字伊刈、大字小谷場、大字安行領根岸(芝川左岸地域を除く。)) |

9 免許・資格

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 管轄 |
|----|-------|----------|-----------------|--------------|--|
| 9 | 武南警察署 | 334-0004 | 埼玉県川口市辻1010-2 | 048-286-0110 | 川口市(大字安行領根岸(芝川左岸地域に限る。)、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、大字赤井、赤井、大字東本郷、東本郷、本蓮、大字蓮沼、江戸袋、江戸、大字前野宿、大字東貝塚、大字大竹、大字峯、大字新堀、新堀町、大字榛松、榛松、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行原、大字安行領家、安行出羽、大字安行慈林、大字戸塚、東川口、戸塚、戸塚東、戸塚鉢町、戸塚境町、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台、大字差間、差間、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵、大字久左衛門新田、坂下町、桜町、大字里、大字辻、鳩ヶ谷本町、大字前田、大字三ツ和、鳩ヶ谷緑町、南鳩ヶ谷、八幡木、三ツ和) |
| 10 | 朝霞警察署 | 351-0015 | 埼玉県朝霞市幸町2-6-9 | 048-465-0110 | 朝霞市、志木市、和光市 |
| 11 | 新座警察署 | 352-0011 | 埼玉県新座市野火止7-1-38 | 048-482-0110 | 新座市 |
| 12 | 草加警察署 | 340-0044 | 埼玉県草加市花栗2-2-23 | 048-943-0110 | 草加市、八潮市 |
| 13 | 上尾警察署 | 362-0014 | 埼玉県上尾市本町5-1-1 | 048-773-0110 | 上尾市、桶川市、北足立郡のうち伊奈町 |
| 14 | 鴻巣警察署 | 365-0039 | 埼玉県鴻巣市東4-1-3 | 048-543-0110 | 鴻巣市、北本市 |
| 15 | 川越警察署 | 350-0032 | 埼玉県川越市大仙波410-1 | 049-224-0110 | 川越市 |

9 免許・資格

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 管轄 |
|----|--------|----------|---------------------|--------------|--------------------------------------|
| 16 | 東入間警察署 | 354-0044 | 埼玉県入間郡三芳町北永井999 | 049-269-0110 | 富士見市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町 |
| 17 | 所沢警察署 | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木1-6-1 | 04-2996-0110 | 所沢市 |
| 18 | 狭山警察署 | 350-1324 | 埼玉県狭山市稲荷山2-5-1 | 04-2953-0110 | 狭山市、入間市 |
| 19 | 西入間警察署 | 350-0215 | 埼玉県坂戸市関間2-4-17 | 049-284-0110 | 坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡のうち越生町、毛呂山町、比企郡のうち鳩山町 |
| 20 | 飯能警察署 | 357-0021 | 埼玉県飯能市双柳531 | 042-972-0110 | 飯能市、日高市 |
| 21 | 東松山警察署 | 355-0073 | 埼玉県東松山市上野本1117-1 | 0493-25-0110 | 東松山市、比企郡のうち吉見町、川島町、滑川町 |
| 22 | 小川警察署 | 355-0321 | 埼玉県比企郡小川町小川344 | 0493-74-0110 | 比企郡のうち小川町、嵐山町、ときがわ町、秩父郡のうち東秩父村 |
| 23 | 秩父警察署 | 368-0024 | 埼玉県秩父市上宮地町29-2 | 0494-24-0110 | 秩父市の一部(旧吉田町の区域を除く)、秩父郡のうち皆野町、長瀨町、横瀬町 |
| 24 | 小鹿野警察署 | 368-0105 | 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野2816-1 | 0494-75-0110 | 秩父市の一部(旧吉田町の区域)、秩父郡のうち小鹿野町 |
| 25 | 本庄警察署 | 367-0051 | 埼玉県本庄市本庄4-2-7 | 0495-22-0110 | 本庄市の一部(旧児玉町の区域を除く)、児玉郡のうち上里町 |
| 26 | 児玉警察署 | 367-0212 | 埼玉県本庄市児玉町児玉1470-1 | 0495-72-0110 | 本庄市の一部(旧児玉町の区域)、児玉郡のうち美里町、神川町 |
| 27 | 熊谷警察署 | 360-0816 | 埼玉県熊谷市石原441-4 | 048-526-0110 | 熊谷市 |

9 免許・資格

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 管轄 |
|----|--------|----------|--------------------|--------------|-------------------------------|
| 28 | 深谷警察署 | 366-0833 | 埼玉県深谷市戸森88-1 | 048-575-0110 | 深谷市の一部(旧川本町、花園町の区域を除く) |
| 29 | 寄居警察署 | 369-1202 | 埼玉県大里郡寄居町桜沢923 | 048-581-0110 | 深谷市の一部(旧川本町、花園町の区域)、大里郡のうち寄居町 |
| 30 | 行田警察署 | 361-0023 | 埼玉県行田市長野4195-1 | 048-553-0110 | 行田市 |
| 31 | 羽生警察署 | 348-0052 | 埼玉県羽生市東7-13-1 | 048-562-0110 | 羽生市 |
| 32 | 加須警察署 | 347-0068 | 埼玉県加須市大門町19-53 | 0480-62-0110 | 加須市 |
| 33 | 岩槻警察署 | 339-0061 | 埼玉県さいたま市岩槻区岩槻5106 | 048-757-0110 | さいたま市岩槻区、蓮田市 |
| 34 | 春日部警察署 | 344-0038 | 埼玉県春日部市大沼1-82 | 048-734-0110 | 春日部市 |
| 35 | 越谷警察署 | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷6-67-1 | 048-964-0110 | 越谷市 |
| 36 | 久喜警察署 | 346-0021 | 埼玉県久喜市上早見154 | 0480-24-0110 | 久喜市の一部(旧栗橋町の区域を除く)、白岡市 |
| 37 | 幸手警察署 | 340-0121 | 埼玉県幸手市上吉羽964 | 0480-42-0110 | 幸手市、久喜市の一部の地域(旧栗橋町の区域) |
| 38 | 杉戸警察署 | 345-0024 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4673-1 | 0480-33-0110 | 北葛飾郡のうち杉戸町、南埼玉郡のうち宮代町 |
| 39 | 吉川警察署 | 341-0004 | 埼玉県三郷市上彦名144-3 | 048-958-0110 | 三郷市、吉川市、北葛飾郡のうち松伏町 |

10 くらL

一 関係機関一

| 番号 | 名 前 | 郵便番号 | 住 所 | 電話番号 | 内 容 |
|----|--------|----------|--------------------|--------------|-------------------------------------|
| 1 | 上尾市役所 | 362-8501 | 埼玉県上尾市本町3-1-1 | 048-775-5111 | |
| 2 | 朝霞市役所 | 351-8501 | 埼玉県朝霞市本町1-1-1 | 048-463-1111 | |
| 3 | 朝霞保健所 | 351-0016 | 埼玉県朝霞市青葉台1-10-5 | 048-461-0468 | 管轄区域:朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町 |
| 4 | 伊奈町役場 | 362-8517 | 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493 | 048-721-2111 | |
| 5 | 入間市役所 | 358-8511 | 埼玉県入間市豊岡1-16-1 | 04-2964-1111 | 9:00~12:00 英語(火曜日)、スペイン語(水曜日) |
| 6 | 小鹿野町役場 | 368-0192 | 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89 | 0494-75-1221 | |
| 7 | 小川町役場 | 355-0392 | 埼玉県比企郡小川町大塚55 | 0493-72-1221 | |
| 8 | 桶川市役所 | 363-8501 | 埼玉県桶川市泉1-3-28 | 048-786-3211 | |
| 9 | 春日部市役所 | 344-0067 | 埼玉県春日部市中央6-2 | 048-736-1111 | |
| 10 | 春日部保健所 | 344-0038 | 埼玉県春日部市大沼1-76 | 048-737-2133 | 管轄区域:春日部市、越谷市、松伏町 |
| 11 | 加須市役所 | 347-8501 | 埼玉県加須市下三俣290 | 0480-62-1111 | |
| 12 | 加須保健所 | 347-0031 | 埼玉県加須市南町5-15 | 0480-61-1216 | 管轄区域:行田市、加須市、羽生市 |
| 13 | 神川町役場 | 367-0292 | 埼玉県児玉郡神川町大字植竹909 | 0495-77-2111 | |

10 くらし

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|------------------------|----------|-------------------|--------------|--------------------------|
| 14 | 上里町役場 | 369-0392 | 埼玉県児玉郡上里町七本木982 | 0495-35-1221 | |
| 15 | 川口市役所 | 332-0031 | 埼玉県川口市青木2-1-1 | 048-258-1110 | |
| 16 | 川口保健所(蔵分室は廃止、川口保健所の管轄) | 333-0842 | 埼玉県川口市前川1-11-1 | 048-262-6111 | 管轄区域:川口市、蕨市、戸田市 |
| 17 | 川越市保健所 | 350-1104 | 埼玉県川越市小ヶ谷817-1 | 049-227-5101 | 管轄区域:川越市 |
| 18 | 川越市役所 | 350-0062 | 埼玉県川越市元町1-3-1 | 049-224-8811 | |
| 19 | 川島町役場 | 350-0192 | 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175 | 049-297-1811 | |
| 20 | 北本市役所 | 364-0033 | 埼玉県北本市本町1-111 | 048-591-1111 | |
| 21 | 行田市役所 | 361-0052 | 埼玉県行田市本丸2-5 | 048-556-1111 | |
| 22 | 久喜市役所 | 346-8501 | 埼玉県久喜市下早見85-3 | 0480-22-1111 | |
| 23 | 熊谷市役所 | 360-8601 | 埼玉県熊谷市宮町2-47-1 | 048-524-1111 | |
| 24 | 熊谷保健所 | 360-0031 | 埼玉県熊谷市末広3-9-1 | 048-523-2811 | 管轄区域:熊谷市、深谷市、寄居町 |
| 25 | 鴻巣市役所 | 365-0032 | 埼玉県鴻巣市中央1-1 | 048-541-1321 | |
| 26 | 鴻巣保健所 | 365-0039 | 埼玉県鴻巣市東4-5-10 | 048-541-0249 | 管轄区域:鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 |

10 くらし

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------|----------|----------------------|--------------------|---|
| 27 | 越谷市役所 | 343-0813 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1 | 048-964-2111 | |
| 28 | 埼玉行政書士会 | 330-0062 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-11-11 | 048-833-0900 | |
| 29 | 埼玉県庁 | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-824-2111 | |
| 30 | さいたま市岩槻区役所 | 339-0057 | 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-1 | 048-790-0111 | |
| 31 | さいたま市浦和区役所 | 330-0061 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 | 048-825-1111 | |
| 32 | さいたま市大宮区役所 | 330-8501 | 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-1 | 048-657-1111 | |
| 33 | さいたま市大宮区役所市民相談室 | 330-8501 | 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-1 | 048-646-3097 00 | 英語・タガログ語(月曜日)韓国語(火曜日)英語・ ポルトガル語(水曜日)中国語(木曜日)9:00~12: 00 |
| 34 | さいたま市北区役所 | 331-8586 | 埼玉県さいたま市北区宮原町1-852-1 | 048-653-1111 | |
| 35 | さいたま市桜区役所 | 338-0835 | 埼玉県さいたま市桜区道場4-3-1 | 048-858-1111 | |
| 36 | さいたま市中央区役所 | 338-0002 | 埼玉県さいたま市中央区下落合5-7-10 | 048-856-1111 | |
| 37 | さいたま市西区役所 | 331-0047 | 埼玉県さいたま市西区大字指扇3743 | 048-622-1111 | |
| 38 | さいたま市保健所 | 338-0013 | 埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-12 | 048-840-2205 | 管轄区域:さいたま市 |
| 39 | さいたま市緑区役所 | 336-0932 | 埼玉県さいたま市緑区中尾975-1 | 048-874-1111 | |

10 くらし

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|------------|----------|---------------------|--------------|------------------------------|
| 40 | さいたま市南区役所 | 336-0021 | 埼玉県さいたま市南区別所7-6-1 | 048-838-1111 | |
| 41 | さいたま市見沼区役所 | 337-0052 | 埼玉県さいたま市見沼区堀崎町12-36 | 048-687-1111 | |
| 42 | 坂戸市役所 | 350-0214 | 埼玉県坂戸市千代田1-1-1 | 049-283-1331 | |
| 43 | 坂戸保健所 | 350-0212 | 埼玉県坂戸市石井2327-1 | 049-283-7815 | 管轄区域:坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町 |
| 44 | 幸手市役所 | 340-0114 | 埼玉県幸手市東4-6-8 | 0480-43-1111 | |
| 45 | 幸手保健所 | 340-0115 | 埼玉県幸手市中1-16-4 | 0480-42-1101 | 管轄区域:久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町 |
| 46 | 狭山市役所 | 350-1305 | 埼玉県狭山市入間川1-23-5 | 04-2953-1111 | |
| 47 | 狭山保健所 | 350-1324 | 埼玉県狭山市稲荷山2-16-1 | 04-2954-6212 | 管轄区域:所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市 |
| 48 | 志木市役所 | 353-8501 | 埼玉県志木市中宗岡1-1-1 | 048-473-1111 | |
| 49 | 白岡市役所 | 349-0292 | 埼玉県白岡市千駄野432 | 0480-92-1111 | |
| 50 | 杉戸町役場 | 345-8502 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2-9-29 | 0480-33-1111 | |
| 51 | 草加市役所 | 340-8550 | 埼玉県草加市高砂1-1-1 | 048-922-0151 | |
| 52 | 草加保健所 | 340-0035 | 埼玉県草加市西町425-2 | 048-925-1551 | 管轄区域:草加市、八潮市、三郷市、吉川市 |

10 くらし

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|---------|----------|----------------------|--------------|---------------------------|
| 53 | 秩父市役所 | 368-8686 | 埼玉県秩父市熊木町8-15 | 0494-22-2211 | |
| 54 | 秩父保健所 | 368-0025 | 埼玉県秩父市桜木町8-18 | 0494-22-3824 | 管轄区域：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀧町、小鹿野町 |
| 55 | 鶴ヶ島市役所 | 350-2217 | 埼玉県鶴ヶ島市三ツ木16-1 | 049-271-1111 | |
| 56 | ときがわ町役場 | 355-0395 | 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2490 | 0493-65-1521 | |
| 57 | 所沢市役所 | 359-8501 | 埼玉県所沢市並木1-1-1 | 04-2998-1111 | |
| 58 | 戸田市役所 | 335-8588 | 埼玉県戸田市上戸田1-18-1 | 048-441-1800 | |
| 59 | 長瀧町役場 | 369-1392 | 埼玉県秩父郡長瀧町大字本野上1035-1 | 0494-66-3111 | |
| 60 | 滑川町役場 | 355-8585 | 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1 | 0493-56-2211 | |
| 61 | 新座市役所 | 352-8623 | 埼玉県新座市野火止1-1-1 | 048-477-1111 | |
| 62 | 蓮田市役所 | 349-0193 | 埼玉県蓮田市黒浜2799-1 | 048-768-3111 | |
| 63 | 鳩山町役場 | 350-0392 | 埼玉県比企郡鳩山町大豆戸184-16 | 049-296-1211 | |
| 64 | 羽生市役所 | 348-8601 | 埼玉県羽生市東6-15 | 048-561-1121 | |
| 65 | 飯能市役所 | 357-8501 | 埼玉県飯能市双柳1-1 | 042-973-2111 | |

10 くらL

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|---------|----------|---------------------|--------------|--|
| 66 | 東秩父村役場 | 355-0393 | 埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634 | 0493-82-1221 | |
| 67 | 東松山市役所 | 355-8601 | 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 | 0493-23-2221 | |
| 68 | 東松山保健所 | 355-0037 | 埼玉県東松山市若松町2-6-45 | 0493-22-0280 | 管轄区域：東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村 |
| 69 | 日高市役所 | 350-1292 | 埼玉県日高市南平沢1020 | 042-989-2111 | |
| 70 | 深谷市役所 | 366-8501 | 埼玉県深谷市仲町11-1 | 048-571-1211 | |
| 71 | 富士見市役所 | 354-8511 | 埼玉県富士見市鶴間1800-1 | 049-251-2711 | |
| 72 | ふじみ野市役所 | 356-8501 | 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1 | 049-261-2611 | |
| 73 | 本庄市役所 | 367-8501 | 埼玉県本庄市本庄3-5-3 | 0495-25-1111 | |
| 74 | 本庄保健所 | 367-0047 | 埼玉県本庄市前原1-8-12 | 0495-22-6481 | 管轄区域：本庄市、美里町、神川町、上里町 |
| 75 | 松伏町役場 | 343-0192 | 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424 | 048-991-2711 | |
| 76 | 三郷市役所 | 341-8501 | 埼玉県三郷市花和田648-1 | 048-953-1111 | |
| 77 | 美里町役場 | 367-0194 | 埼玉県児玉郡美里町大字木部323-1 | 0495-76-1111 | |
| 78 | 皆野町役場 | 369-1492 | 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1 | 0494-62-1230 | |

10 くらL

— 関係機関 —

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|--------|----------|----------------------|--------------|----|
| 79 | 宮代町役場 | 345-8504 | 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1 | 0480-34-1111 | |
| 80 | 三芳町役場 | 354-8555 | 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1 | 049-258-0019 | |
| 81 | 毛呂山町役場 | 350-0493 | 埼玉県入間郡毛呂山町中央2-1 | 049-295-2112 | |
| 82 | 八潮市役所 | 340-8588 | 埼玉県八潮市中央1-2-1 | 048-996-2111 | |
| 83 | 横瀬町役場 | 368-0072 | 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545 | 0492-25-0111 | |
| 84 | 吉川市役所 | 342-8501 | 埼玉県吉川市吉川2-1-1 | 048-982-5111 | |
| 85 | 吉見町役場 | 355-0192 | 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411 | 0493-54-1511 | |
| 86 | 寄居町役場 | 369-1292 | 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180-1 | 048-581-2121 | |
| 87 | 嵐山町役場 | 355-0211 | 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1 | 0493-62-2150 | |
| 88 | 和光市役所 | 351-0192 | 埼玉県和光市広沢1-5 | 048-464-1111 | |
| 89 | 蕨市役所 | 335-8501 | 埼玉県蕨市中央5-14-15 | 048-432-3200 | |

11 税金・各種証明

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------|----------|----------------------|--------------|--|
| 1 | 上尾県税事務所 | 362-0002 | 埼玉県上尾市南239-1 | 048-772-7111 | 管轄区域:鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 |
| 2 | 上尾税務署 | 362-8504 | 埼玉県上尾市西門前577 | 048-770-1800 | 管轄区域:鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 |
| 3 | 朝霞県税事務所 | 351-0025 | 埼玉県朝霞市三原1-3-1 | 048-463-1671 | 管轄区域:朝霞市、志木市、和光市、新座市 |
| 4 | 朝霞税務署 | 351-8601 | 埼玉県朝霞市本町1-1-46 | 048-467-2211 | 管轄区域:朝霞市、志木市、和光市、新座市 |
| 5 | 浦和県税事務所 | 330-0074 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 | 048-822-5131 | 管轄区域:さいたま市(中央区、桜区、浦和区、南区、緑区) |
| 6 | 浦和税務署 | 330-9590 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-19 | 048-833-2651 | 管轄区域:さいたま市(中央区・桜区・浦和区・南区・緑区) |
| 7 | 大宮県税事務所 | 330-0843 | 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-124 | 048-641-4908 | 管轄区域:さいたま市(西区、北区、大宮区、見沼区) |
| 8 | 大宮税務署 | 337-8602 | 埼玉県さいたま市大宮区土手町3-184 | 048-641-4945 | 管轄区域:さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区 |
| 9 | 春日部県税事務所 | 344-0038 | 埼玉県春日部市大沼1-76 | 048-737-2842 | 管轄区域:さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町 |
| 10 | 春日部税務署 | 344-8686 | 埼玉県春日部市大沼2-12-1 | 048-733-2111 | 管轄区域:春日部市、さいたま市岩槻区、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町 |
| 11 | 川口県税事務所 | 332-0035 | 埼玉県川口市西青木2-13-1 | 048-252-3571 | 管轄区域:川口市、蕨市、戸田市 |
| 12 | 川口税務署 | 332-8666 | 埼玉県川口市青木2-2-17 | 048-252-5141 | 管轄区域:川口市の一部、草加市 |

11 税金・各種証明

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|----------|----------|-------------------------------------|--------------|---|
| 13 | 川越県税事務所 | 350-1124 | 埼玉県川越市新宿町1-1-1 | 049-242-1801 | 管轄区域:川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町 |
| 14 | 川越税務署 | 350-8666 | 埼玉県川越市並木452-2 | 049-235-9411 | 管轄区域:川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、越生町、毛呂山町、三芳町 |
| 15 | 関東信越国税局 | 330-9719 | 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 | 048-600-3111 | 管轄区域:埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県 |
| 16 | 関東信越税理士会 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階 | 048-643-1661 | 7400の会員税理士が、茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野の6県下で活動 |
| 17 | 行田県税事務所 | 361-0052 | 埼玉県行田市本丸2-20 | 048-556-5067 | 管轄区域:行田市、加須市、羽生市 |
| 18 | 行田税務署 | 361-8602 | 埼玉県行田市栄町17-15 | 048-556-2121 | 管轄区域:行田市、加須市、羽生市 |
| 19 | 熊谷県税事務所 | 360-0031 | 埼玉県熊谷市末広3-9-1 | 048-523-2809 | 管轄区域:熊谷市、深谷市、寄居町 |
| 20 | 熊谷税務署 | 360-8620 | 埼玉県熊谷市仲町41 | 048-521-2905 | 管轄区域:熊谷市、深谷市、寄居町 |
| 21 | 越谷県税事務所 | 343-0813 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-82 | 048-962-2199 | 管轄区域:草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 |
| 22 | 越谷税務署 | 343-8601 | 埼玉県越谷市赤山町5-7-47 | 048-965-8111 | |
| 23 | 秩父県税事務所 | 368-0042 | 埼玉県秩父市東町29-20 | 0494-23-2110 | 管轄区域:秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村 |
| 24 | 秩父税務署 | 368-8666 | 埼玉県秩父市日野田町1-2-41 | 0494-22-4433 | 管轄区域:秩父市、小鹿野町、長瀨町、皆野町、横瀬町、東秩父村 |

11 税金・各種証明

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-------------|----------|-------------------------------|--------------|---|
| 25 | 東京国税局(英語相談) | 100-8102 | 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館 | 03-3821-9070 | 国税に関する基本的なこと |
| 26 | 所沢県税事務所 | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木1-8-1 | 04-2995-2112 | 管轄区域:所沢市、狭山市 |
| 27 | 所沢税務署 | 359-8601 | 埼玉県所沢市並木1-7 | 04-2993-9111 | 管轄区域:所沢市、飯能市、狭山市、入間市 |
| 28 | 西川口税務署 | 332-8654 | 埼玉県川口市西川口4-6-18 | 048-253-4061 | 管轄区域:川口市の一部、蕨市、戸田市 |
| 29 | 飯能県税事務所 | 357-0021 | 埼玉県飯能市双柳353 | 042-973-5613 | 管轄区域:飯能市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町 |
| 30 | 東松山県税事務所 | 355-0024 | 埼玉県東松山市六軒町5-1 | 0493-23-8946 | 管轄区域:東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町 |
| 31 | 東松山税務署 | 355-8604 | 埼玉県東松山市箭弓町1-8-14 | 0493-22-0990 | 管轄区域:東松山市、小川町、川島町、滑川町、鳩山町、吉見町、嵐山町、ときがわ町 |
| 32 | 本庄県税事務所 | 367-0026 | 埼玉県本庄市朝日町1-4-6 | 0495-22-6153 | 管轄区域:本庄市、美里町、神川町、上里町 |
| 33 | 本庄税務署 | 367-8691 | 埼玉県本庄市駅南2-25-16 | 0495-22-2111 | 管轄区域:本庄市、神川町、上里町、美里町 |

14 相談窓口

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|------------------------------------|----------|--|--------------|--|
| 1 | 上尾市役所 第3別館1階 | 362-8501 | 埼玉県上尾市本町3-1-1 | 048-775-5111 | 月曜日 スペイン語9:00～12:00、13:00～16:00、英語9:00～12:00、中国語・ポルトガル語13:00～16:00 |
| 2 | 入間市役所 | 358-8511 | 埼玉県入間市豊岡1-16-1 | 04-2964-1111 | 英語(火曜日)・スペイン語(水曜日)9:00～12:00 |
| 3 | かわぐち市民パートナーステーション 国際課担当 | 332-0015 | 埼玉県川口市川口1-1-1 キューポ・ラ本館棟M4階 | 048-227-7607 | 簡易な生活相談 火曜日～土曜日10:00～17:00 日本語、英語、中国語 |
| 4 | 川越市国際交流センター 外国籍市民相談室 | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町23-10 クワツセ川越5階 最寄駅:JR・東武東上線 川越駅 | 049-228-7723 | 来所のみ(13:00～18:00)生活相談:英語(第1・3金曜日)、中国語 法律相談(要予約):第4金曜日、行政書士相談:第4土曜日 |
| 5 | 埼玉県教育局 義務教育指導課(帰国・外国人児童生徒充実サポート事業) | 330-9301 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-822-0899 | スペイン語・ポルトガル語可(連絡はホームページ参照のこと) |
| 6 | 埼玉県警察 犯罪被害者相談センター | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-4-12 第3岡沼ビル4階 | 0120-381-858 | 事件や事故にあつた人や家族からの相談(日本語)チラシ「犯罪の被害にあわれた方へ」交付(各言語) |
| 7 | 埼玉県警察本部 けいさつ総合相談センター | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-822-9110 | 事件、事故、落とし物などに関する相談(日本語)月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15 |
| 8 | さいたま市大宮区役所市民相談室 | 330-8501 | 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-1 | 048-646-3097 | 9:00～12:00英語(月・水曜日)・タガログ語(月曜日)韓国語(火曜日)ポルトガル語(水曜日)中国語(木曜日) |
| 9 | さいたま市国際交流センター | 330-0055 | 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 | 048-887-1506 | 簡易生活相談(原則日本語)月～木曜日10:00～18:00 多言語生活相談:英語(水曜日13:00～18:00)中国語:(火曜日13:00～18:00)韓国・朝鮮語(木曜日13:00～18:00) |

14 相談窓口

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------------|----------|---------------------------------|--------------|---|
| 10 | 草加市役所国際相談コーナー | 340-8550 | 埼玉県草加市高砂1-1-1 | 048-922-2970 | 月～金曜日9:00～17:00(火・木は予約制) 英語、中国語、フランス語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ウルドゥ語、タイ語 |
| 11 | 東京英語いのちの電話 | 107-0062 | 東京都港区南青山6-10-11 | 03-5774-0992 | 英語 毎日 9:00～23:00 |
| 12 | 東京法務局人権擁護部 | 102-8225 | 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎12階 | 03-5213-1372 | 中国語(月曜日ただし、月曜が祝日休日の場合は水曜日)・英語・ドイツ語(火・木曜日) 13:30～16:00 |
| 13 | 所沢市役所 市民相談課 | 359-8501 | 埼玉県所沢市並木1-1-1 | 04-2998-9092 | 英語(第2・4木曜日)中国語(第1・3・5木曜日) 13:00～16:00(ただし受付は15:30まで) |
| 14 | 難民支援協会 難民専用フリーダイヤル | 160-0004 | 東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階 | 0120-477-472 | 英語、日本語、フランス語 |
| 15 | ハローワーク浦和 | 330-0061 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-8-40 | 048-832-2461 | 管轄地域:さいたま市(中央区、桜区、浦和区、南区、緑区) 通訳待機時間:金曜日10:00～12:00、13:00～16:00 対応言語:英語、スペイン語、ポルトガル語 |
| 16 | ハローワーク大宮 | 330-0852 | 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-525 | 048-667-8609 | 管轄地域:さいたま市(西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区)、鴻巣市(旧吹上町、川里町を除く)、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町 通訳待機時間:10:00～12:00、13:00～16:00 対応言語:英語(金) ポルトガル語(金) 中国語(水) |
| 17 | ハローワーク春日部 | 344-0036 | 埼玉県春日部市下大増新田61-3 | 048-736-7611 | 管轄地域:春日部市、久喜市、幸手市、杉戸町、白岡市、宮代町 通訳待機時間:10:00～12:00、13:00～16:00 対応言語:英語(月) スペイン語(木) ポルトガル語(月) |

14 相談窓口

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------|----------|----------------------------|--------------|---|
| 18 | ハロ一ワ一ク川口 | 332-0031 | 埼玉県川口市青木3-2-7 | 048-251-2901 | 管轄地域:川口市、蕨市、戸田市 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(月、火、金) スペイン語(月~金) ポルトガル語(月、水、木) 中国語(水) |
| 19 | ハロ一ワ一ク川越 | 350-1118 | 埼玉県川越市豊田本277-3 川越合同庁舎1階 | 049-242-0197 | 管轄地域:川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(月、木) スペイン語(木) ポルトガル語(月、木) |
| 20 | ハロ一ワ一ク熊谷 | 360-0014 | 埼玉県熊谷市箱田5-6-2 | 048-522-5656 | 管轄地域:熊谷市、深谷市、寄居町 通訳待機時間:火・木曜日10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語、スペイン語、ポルトガル語 |
| 21 | ハロ一ワ一ク越谷 | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷1-5-6 | 048-969-8609 | 管轄地域:越谷市、吉川市、松伏町 通訳待機時間:火曜日10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語、ポルトガル語 |
| 22 | ハロ一ワ一ク草加 | 340-8509 | 埼玉県草加市弁天4-10-7 | 048-931-6111 | 管轄地域:草加市、三郷市、八潮市 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:英語(水) ポルトガル語(水) 中国語(火) |
| 23 | ハロ一ワ一ク本庄出張所 | 367-0053 | 埼玉県本庄市中央2-5-1 | 0495-22-2448 | 管轄地域:本庄市、上里町、三里町、神川町 通訳待機時間:10:00~12:00、13:00~16:00 対応言語:スペイン語(金) ポルトガル語(月・水・金) |
| 24 | 東松山市役所 文化学習課 | 355-8601 | 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 | 0493-23-2221 | 月~金曜日(祝日除く)8:30~17:15 英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・インドネシア語(要予約) |

14 相談窓口

一 関係機関一

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|---------------------------|----------|------------------------------------|--------------|---|
| 25 | 富士見市役所 (ふじみの国際交流センター) | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2階 | 049-256-4290 | 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ タガログ語・タイ語・ベトナム語・ロシア語(水・金) 10:00～13:00 |
| 26 | ふじみ野市役所 (ふじみの国際交流センター) | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2階 | 049-269-6450 | 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ タガログ語・タイ語(月・水・金)13:00～16:00 |
| 27 | 三芳町役場 (ふじみの国際交流センター) | 356-0053 | 埼玉県ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2階 | 049-269-6450 | 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ タガログ語・タイ語(火曜日)10:00～13:00(木曜 日)13:00～16:00 |

15 その他

— 関係機関 —

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------|----------|----------------------|--------------|----|
| 1 | 大宮簡易裁判所 | 330-0803 | 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町3-140 | 048-641-4288 | |
| 2 | 川口簡易裁判所 | 332-0032 | 埼玉県川口市中青木2-22-5 | 048-252-3770 | |
| 3 | 川越簡易裁判所 | 350-0052 | 埼玉県川越市宮下町2-1-3 | 049-225-3500 | |
| 4 | 久喜簡易裁判所 | 346-0016 | 埼玉県久喜市東1-15-3 | 0480-21-0157 | |
| 5 | 熊谷簡易裁判所 | 360-0041 | 埼玉県熊谷市宮町1-68 | 048-521-2474 | |
| 6 | 越谷簡易裁判所 | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷9-34-2 | 048-964-2811 | |
| 7 | さいたま家庭裁判所 | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45 | 048-863-8761 | |
| 8 | さいたま家庭裁判所 川越支部 | 350-0052 | 埼玉県川越市宮下町2-1-3 | 049-225-3560 | |
| 9 | さいたま家庭裁判所 久喜出張所 | 346-0016 | 埼玉県久喜市東1-15-3 | 0480-21-0157 | |
| 10 | さいたま家庭裁判所 熊谷支部 | 360-0041 | 埼玉県熊谷市宮町1-68 | 048-521-2474 | |
| 11 | さいたま家庭裁判所 越谷支部 | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷9-34-2 | 048-910-2811 | |
| 12 | さいたま家庭裁判所 秩父支部 | 368-0035 | 埼玉県秩父市上町2-9-12 | 0494-22-0226 | |

15 その他

— 関係機関 —

| 番号 | 名前 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 内容 |
|----|-----------------|----------|----------------------|--------------|----|
| 13 | さいたま家庭裁判所 飯能出張所 | 357-0021 | 埼玉県飯能市大字双柳371 | 042-972-2342 | |
| 14 | さいたま簡易裁判所 | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45 | 048-863-8739 | |
| 15 | さいたま地方裁判所 | 330-0063 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-45 | 048-863-8519 | |
| 16 | さいたま地方裁判所 川越支部 | 350-0052 | 埼玉県川越市宮下町2-1-3 | 049-225-3500 | |
| 17 | さいたま地方裁判所 熊谷支部 | 360-0041 | 埼玉県熊谷市宮町1-68 | 048-521-4821 | |
| 18 | さいたま地方裁判所 越谷支部 | 343-0023 | 埼玉県越谷市東越谷9-34-2 | 048-964-2811 | |
| 19 | さいたま地方裁判所 秩父支部 | 368-0035 | 埼玉県秩父市上町2-9-12 | 0494-22-0226 | |
| 20 | 秩父簡易裁判所 | 368-0035 | 埼玉県秩父市上町2-9-12 | 0494-22-0226 | |
| 21 | 所沢簡易裁判所 | 359-0042 | 埼玉県所沢市並木6-1-4 | 04-2996-1801 | |
| 22 | 飯能簡易裁判所 | 357-0021 | 埼玉県飯能市大字双柳371 | 042-972-2342 | |
| 23 | 本庄簡易裁判所 | 367-0031 | 埼玉県本庄市北堀1394-3 | 0495-22-2514 | |

◆ 区分表 ◆

| 区分 | | 具体事例 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 在留管理制度・住民基本台帳制度・帰化 | 出入国・在留手続／住民基本台帳制度／帰化／パスポート／養子縁組／呼び寄せ |
| 2 | 医療・福祉・年金 | 病院／出産／児童手当／生活支援（生活保護など）／健康保険／年金／介護／子育て応援特別手当 |
| 3 | 仕事・労働 | 求職／職場のトラブル／賃金未払い／解雇／労災／起業 |
| 4 | 住まい | 住居探し／住まいのトラブル／家賃滞納／引越 |
| 5 | 婚姻(DV)・親族 | 結婚・離婚／親権／児童虐待/DV／親族間トラブル／相続 |
| 6 | 事件・事故 | 交通事故／逮捕拘束／事件被害／行方不明／遺失物 |
| 7 | 子育て・教育 | 保育所／学校関係（義務教育、高校・大学進学、専門学校） 日本語学校／高校進学ガイダンス／留学／子どもの日本語教室 |
| 8 | 生活日本語学習 | 日本語教室（子どもの日本語教室以外） |
| 9 | 免許・資格 | 運転免許／ヘルパー資格／日本語能力試験／各種検定試験 |
| 10 | くらし | 金融機関（銀行／郵便局等）／送金／消費者相談／借金／サラ金問題／民間保険／電気／水道／ごみ |
| 11 | 税金・各種証明書 | 税金（国民健康保険税は「医療・福祉・年金」へ）／ どの項目にもあてはまらない各種証明書の発行 |
| 12 | 通訳・翻訳 | 通訳派遣・翻訳の依頼・問い合わせ |
| 13 | 文化・交流・観光・ビザ・通案内 | 観光案内／日本人・外国人との交流／習い事／レジャー、ホームステイ／ 目的地までの通案内 |
| 14 | 相談窓口 | 多言語で相談を行っている窓口 |
| 15 | その他 | |

在留資格一覧表（法務省 入国管理局HPより抜粋）

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 該当例 | 在留期間 |
|---------|---|---|----------------------|
| 外交 | 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 | 外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族 | 外交活動の期間 |
| 公用 | 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。） | 外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族 | 5年、3年、1年、3月、30日又は15日 |
| 教授 | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 | 大学教授等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 芸術 | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。） | 作曲家、画家、著述家等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 宗教 | 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 | 外国の宗教団体から派遣される宣教師等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 報道 | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 | 外国の報道機関の記者、カメラマン | 5年、3年、1年又は3月 |
| 投資・経営 | 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） | 外資系企業等の経営者・管理者 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 法律・会計業務 | 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 | 弁護士、公認会計士等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 医療 | 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 | 医師、歯科医師、看護師 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 研究 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。） | 政府関係機関や私企業等の研究者 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 教育 | 本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 | 中学校・高等学校等の語学教師等 | 5年、3年、1年又は3月 |

| | | | |
|-----------|---|--------------------------------------|----------------------------------|
| 技術 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。) | 機械工学等の技術者 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。) | 通訳、デザイナー、私企業の語学教師等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 企業内転勤 | 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動 | 外国の事業所からの転勤者 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 興行 | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。) | 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等 | 3年、1年、6月、3月又は15日 |
| 技能 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 | 外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等 | 5年、3年、1年又は3月 |
| 技能実習 | 1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む) ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 | 技能実習生 | 1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲) |

| | | | |
|------|---|---|---|
| 技能実習 | 2号イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。) | 技能実習生 | 1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲) |
| 文化活動 | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。) | 日本文化の研究者等 | 3年、1年、6月又は3月 |
| 短期滞在 | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 | 観光客、会議参加者等 | 90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間 |
| 留学 | 本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 | 大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生 | 4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月 |
| 研修 | 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動(この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。) | 研修生 | 1年、6月又は3月 |
| 家族滞在 | この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者(技能実習を除く。)又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 | 在留外国人が扶養する配偶者・子 | 5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月 |
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 | 高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等 | 5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲) |

| 在留資格 | 本邦において有する身分又は地位 | 該当例 | 在留期間 |
|----------|--|-------------------------------------|--|
| 永住者 | 法務大臣が永住を認める者 | 法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。) | 無期限 |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 | 日本人の配偶者・実子・特別養子 | 5年、3年、1年又は6月 |
| 永住者の配偶者等 | 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 | 永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子 | 5年、3年、1年又は6月 |
| 定住者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 | インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等 | 5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲) |

埼玉県 外国人の生活ガイド 目次

1 在留管理制度・住民基本台帳制度

在留管理制度、住民基本台帳制度、その他の制度

2 緊急時

緊急時の通報先、日本の交通ルール、交通事故、防犯対策、自然災害

3 住居

民間賃貸住宅、公営賃貸住宅、引越し、不動産の購入

4 医療・社会保険

医療保険制度、国民健康保険（地域保険）、健康保険（被用者保険）、特定健康診査、後期高齢者医療制度、介護保険、医療機関案内、病院での診察の受け方、入院

5 妊娠・出産・育児・家庭

保健所、妊娠・出産・育児・子どもに関する健康管理、予防接種、保育所、乳児院・児童養護施設、小児医療費の助成、子ども手当、子どもと家庭の支援、児童相談所、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター、児童館・児童センター

6 年金

国民年金、厚生年金保険

7 教育

幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校、大学、奨学金、日本語学習、日本語能力の試験

8 税金

所得税、住民税、その他の主な税金

9 雇用・労働条件

就労資格、就職、職場の問題で困ったとき

10 自動車運転免許

運転免許切替、運転免許更新、運転免許試験、免許の有効期限が切れたときの手続、転居時の手続、自動車の購入と登録、自動車保険

11 日常生活の情報

ごみの処理、町内会、自治会・子ども会、日本の生活習慣、交通、銀行、国際交流・国際協力活動、観光

12 相談窓口

一般的な相談、専門的な相談

13 市（区）役所・町村役場一覧

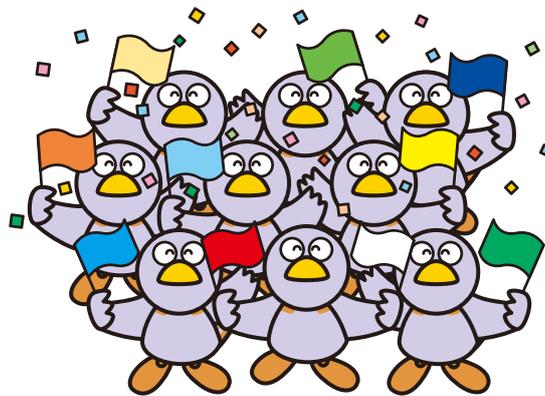
14 埼玉県の紹介

市町村所在地（地図）、シンボル、姉妹友好州省

※ 作成時点：2013年4月1日（予定）

その後の状況変化により、施設名、制度、料金などが変わることがあります。

※ 連絡先、問い合わせ先の対応は、特に断り書きがない場合を除き、日本語です。



埼玉県のマスコット「コバトン」

外国人生活相談の手引き 《改訂版》

2013年3月発行

埼玉県県民生活部国際課

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d06/>

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

TEL. 048-824-2111 (代)

財団法人 埼玉県国際交流協会

URL <http://www.sia1.jp/>

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

TEL. 048-833-2992